

官報

号外

平成十六年四月十六日

○第一百五十九回 衆議院会議録 第二十四号

平成十六年四月十六日(金曜日)

午後一時開議
議事日程 第十五号
平成十六年四月十六日 午後一時開議第一 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名提出)
第二 通信・放送委員会設置法案(武正公一君外四名提出)
第三 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第七 私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出)日程第三 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第六 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第七 私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出)○議長(河野洋平君) 日程第一、武正公一君外四名提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(河野洋平君) 日程第一、武正公一君外四名提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(河野洋平君) 日程第一、武正公一君外四名提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(河野洋平君) 日程第一、武正公一君外四名提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)午後一時三分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

一君外四名提出の二法律案について申し上げます。

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案は、無線局の免許手続としてオーケーション制度を導入するとともに、現行の電波利用料制度を電波の経済的価値を反映した制度に見直す等の措置を講じようとするものであります。

また、通信・放送委員会設置法案は、通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置しようとするとするものであります。

次に、内閣提出の電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、電波の再配分に関する給付金制度を設けるほか、一定の無線局の開設について登録制度を導入する等の措置を講じようとするとするものであります。

以上の三案につきましては、去る三月三十一日に内閣提出の法律案が、四月一日に武正公一君外四名提出の二法律案が本委員会に付託され、同日麻生総務大臣及び提出者武正公一君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、六日一括して質疑に入り、十三日これを終局いたしました。次いで、武正公一君外四名提出の通信・放送委員会設置法案について内閣の意見を聴取した後、三案を一括して討論を行い、採決に入りました。まず、武正公一君外四名提出の二法律案について順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成少数をもつて否決すべきものと決しました。次いで、内閣提出の法律案について採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきも

○本日の会議に付した案件

日程第一 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名提出)
日程第二 通信・放送委員会設置法案(武正公一君外四名提出)

平成十六年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案外二案

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君 たゞいま議題となりました三法律につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、民主党・無所属クラブ提案に係る武正公電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書
通信・放送委員会設置法案及び同報告書
電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

のと決しました。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議を付すことに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） これより採決に入ります。

まず、日程第一、武正公一君外四名提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野洋平君） 起立少數。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第二、武正公一君外四名提出、通信・放送委員会設置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立少數。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野洋平君） 起立多數。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第五 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君） 日程第七 私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出）

つきましては、商品市場における取引の委託者資産の保全制度を拡充し、商品取引員に対する規制の見直しを行うとともに、商品市場の信頼性及び利便性の向上を図るために所要の措置を講ずるものであります。

次に、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案につきましては、悪質事業者に対する禁止行為規定などの規制強化と、消費者被害の救済のための民事ルールの充実を図るものであります。

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきましては、日本国民が外国公務員等に對して不正な利益の供与等を行つた場合における国外犯の処罰規定を整備するものであります。

本委員会においては、去る四月二日三法律案に關し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聽取した後、同月七日より質疑に入り、去る十四日質疑を終了いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、グループ改革の四会派から、商品取引所法の一部を改正する法律案に対して、商品市場における取引等につき商品取引員が行つてはならない行為として、委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示をした顧客に、その委託を勧誘する行為などを加えることを内容とする修正案が提出されました。

修正案の趣旨説明を聽取した後、討論を行い、採決を行つた結果、四会派共同提案の修正案は全員一致をもつて、修正部分を除く原案は賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

○議長（河野洋平君） これより採決に入ります。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野洋平君） 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

<p>○議長(河野洋平君) 採決いたします。</p> <p>本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p>
<p>○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。</p>
<p>よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p>
<p>○議長(河野洋平君) 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する質疑</p>
<p>○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。谷公一君。</p>

が出されているにもかかわらず、今回の事件が発生しました。今なお、イラクには少なからぬ日本人がいると言われています。そこで、イラクから民間の方々が早急に退去するよう、改めて、この国会の場で明確なメッセージをぜひお願いたします。（拍手）

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして質問をいたします。

昨今の日本経済は、先月の月例経済報告で「景気は、設備投資と輸出に支えられ、着実な回復を継続している」とあるように、長い潮流の後、ようやく先行きに明るい見方が広がってまいりました。これも、小泉内閣が推し進める官から民へ、国から地方へという改革の一つのあらわれだと思います。

特に、構造改革特区制度は、規制のあり方を、これまでの全国一律という発想から、地域が自発的に構想を立案し、その特性を考慮した規制へと転換するものであり、経済の活性化を加速とともに、地域の再生にも大きく寄与するものであります。

さまざまな分野で規制改革が進み、本年三月末現在で、全国すべての都道府県において各自治体が知恵を絞った三百二十四件、うち、私の地元の兵庫県では十八件の特区が誕生し、地域経済の活性化、ひいては我が国経済の回復に一定の貢献があつたものと評価するものであります。この中には、岩手県遠野市などぶろく特区、群馬県太田市の英語教育特区など、ユニークな特区として高く評価されているものも少なくありません。

そこで、まず、今までの構造改革特区の成果に

についてどのように評価されているか、金子大臣にお伺いいたします。

次に、本改正法案においては、医療法等の特例、教育職員免許法の特例等、さまざまな規制の特例措置が導入されることになります。既に、これまで実現が困難であった教育、農業分野へ株式会社の参入を認める改革も着実に進んでおりま

す。

そこで、本改正案によつて具体的にどのような取り組みが可能になるか、お答えを願いたいと思います。

また、構造改革特区における成果については、特定の地域のみではなく、よいものは全国民がその恩恵をこうむるべきものと考えます。政府においても、特例措置の評価のための評価委員会を設けて、広げるための体制を整備していると聞いております。特区の規制改革の全国展開の見通しについて、金子大臣のお考えをお伺いいたします。

最後に、構造改革特区については一定の成果があつたとは思いますが、規制改革の恩恵を最も受ける民間事業者からの規制改革希望については、まだまだ少ないものと思われます。また、構造改革特区で実施される事業に対する財政金融面での支援措置の拡充も図る必要があると思います。

どのようにして民間からの提案をふやす努力をしていくのかを含めて、今後の構造改革特区の推進の取り組みについて、金子大臣にその力強い決意をお伺いしまして、私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣川口順子君登壇〕

○国務大臣（川口順子君） 在イラク邦人人質事件の対応についてお尋ねでございますが、昨十五

日、バグダッドの日本大使館から、イラクで人質とされていた日本人三名が解放され、十五日、現地時間十五時三十分、日本時間二十時三十分に、

バグダッド市内のモスクにおいて、急行いたしました大使館員により、無事が確認され、保護された旨の報告を受けました。

事件発生以来、これまでの間、政府は、全力を挙げ、三人が一刻も早く無事に解放されるよう、あらゆるルートを通じ働きかけを行つてきました。

こうした働きかけの具体的な詳細についてはお答えを差し控えさせていただきますが、例えば、私がロイターテレビ及びAPTNを通じ犯人グループへのメッセージを発信したほか、世界各国から支援、協力をいただき、また、在イラク大使館を

初め周辺国の在外公館が長年にわたり培ってきた人脈を活用するなど、あらゆる手段を講じました。

こうした努力の結果、今回、三名の人質の方が解放されました。御家族の方々に対し心からのお喜びを申し上げるとともに、事件発生以降、三名の安全な解放に向けて御尽力されたイラクの関係者の御尽力と世界各国からの御支援について、心から御礼を申し上げたいと思います。（拍手）

また、国会議員の方には、この間、さまざま

御配慮、御支援、御指導をいただきましたことに

ついて、この場をかりまして、厚く御礼を申し上

げますとともに、今後も引き続きよろしくお願い申上げたいと思います。（拍手）

政府といつしましては、イラク人の手によるイラク人のための民主的なイラクの建設のために、

引き続き、必要な人道復興支援を行つてしまひたいたいと考えております。

次に、引き続きイラクで所在が不明の二名の邦人の方についてのお尋ねでございます。

安田純平さんと渡辺修孝さんの二名が拘束された模様であるという情報に接しておりますが、現在、引き続き、関係機関及び現地の在外公館を通じて、事実関係を全力を挙げて確認中でございま

す。

関係者の安全にかかる事柄でございますので、この場では、これ以上のコメントを差し控えさせていただきたいと存じます。

三番目に、イラクにおける邦人の退去についてのお尋ねがございました。

イラクについては、治安情勢が非常に厳しい状態であることを踏まえて、昨年の二月十四日以来、イラク全土に退避勧告の危険情報を継続的に発出し、滞在している方に対するは可及的速やかな退避を促すとともに、イラクへの渡航はいかなる理由であれ絶対に差し控えるよう促してまいりました。

外務省は、情報を収集し、それを綿密に分析した結果、この退避勧告を出しております。国民の皆様には、今後、この種の事件が再発しないよう、ぜひともこの勧告に従つていただきたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣金子一義君登壇〕

○国務大臣（金子一義君） 谷議員からお話をありました構造改革特区は、農業、教育、医療といった分野の株式会社参入を始めとしまして、従来大変難しいとされておりました分野における規制改

具体的には、職務発明に係る対価について定められた場合、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない旨の規定を設けるものであります。

また、対価についての定めがない場合はその定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められる場合における対価の定め方に関する規定を整備するものであります。

以上が、本法律案の趣旨でございます。（拍手）

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（河野洋平君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。西銘恒三郎君。

○西銘恒三郎君（登壇） 自由民主党の西銘恒三郎でございます。（拍手）

冒頭、一部の野党が欠席する中で質問をしなければならないこと、まことに残念であります。二週間前にも同じような審議拒否、本会議のボイコットを行い、本日もまた、理由が全くわからぬい審議拒否を行つております。審議ボイコットを行つている一部野党の政党に対し、国民を代表して、改めて出席を促したいと思つております。（拍手）

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまし

て、ただいま議題となりました特許法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

我が国の経済発展の歴史を展望するとき、二十世紀は、科学創造立国、環境立国、知的財産立国、いわゆる国民の物づくりを基盤に据えた国づくりが最も重要な課題であります。

その一つに、研究開発力を示す指標として、特

許があります。我が国は、一年間に四十二万件の出願がなされる、世界最大の特許出願国であります。これは、国民や企業の活発な研究開発の投資意欲を示すものであります。

国会議員の皆様、我が国で最初の特許制度をつくったのは、高橋是清翁であります。今から百十九年前、明治十八年の四月十八日、若き日の高橋是清が全身全霊打ち込んで書き上げた専売特許条例が公布をされております。その功績を記念しま

して、発明の日と称する記念式典が、本日、まさにとり行われているところであります。

さて、特許行政の課題は、審査に時間がかかる

ことであります。研究開発の成果が特許になるのか直ちに判明しないため、結果として、ライバル

企業同士で重複した研究開発投資がなされております。すると、特許を取られた会社以外の企業の投

資がむだになつてしまふわけであります。

そこで、特許審査のスピードアップが実現すれば、研究開発の成果が直ちに判断でき、研究開発

投資が社会全体としてより効率的に、可能性の高い分野へと集中することが期待できます。この結

果、現在十二兆円とも言われる民間の研究開発投

資をより活性化することが可能となります。さら

に、我が国経済を支える中小企業にとりまして

て、事業の活性化にも大いに期待が持てます。

政府・与党の公明党も自由民主党も、これまで特許審査の迅速化に向けて取り組んでまいりました。今般、任期つきの、期限つきの審査官を五年

間で五百名増員するという計画に続き、特許審査

迅速化法案という形で政府が包括的な政策を打ち出してきたことを大いに評価するものであります。

しかし他方で、特許審査の迅速化を実現することは、決して容易なことではありません。

そこで、大臣にお伺いいたします。

質問一、特許審査スピードアップ実現に向けて、明確な目標設定がなされておりますか。具体的に御説明をしてください。あわせて、今般の法案で講じようとする施策の全体像も示していただきたいと思います。

次に、青色発光ダイオードの二百億円判決で話題になつてお伺いいたしました。

特許法の第三十五条の職務発明制度は、我が國の風土、文化、すなわち、人間の生きる形を土台にした企業風土、企業文化に深くかかわっております。

本来、企業と研究者は対立する関係ではありません。企業という、目標を同じくする組織の中でも研究者も他の同僚職員も十分に力を發揮できる職場環境の整備を行うことが肝要であります。

そこで、大臣にお伺いします。

質問二、今般の法改正は、企業と研究者のバラ

ンスのとれた職場環境の整備を促すものと期待をしております。そして、企業と研究者双方が十分な話し合いを行い、結果として両者の契約が成立

をした場合、その契約内容が司法の判断に尊重されるべきものと考えますが、法案提出者として大臣の明確なお考えをお聞かせください。

以上、私の代表質問を終わります。（拍手）
〔國務大臣中川昭一君登壇〕

○國務大臣（中川昭一君） 西銘議員にお答え申し上げます。

まず、特許審査迅速化の決意と目標についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、知的財産立国の実現に向けて、特許審査の迅速化に政府として全力を挙げて取り組む所存でございます。

特許審査迅速化の目標については、小泉総理が本年一月の施政方針演説において言明したとおり、審査順番待ち期間ゼロを実現することとし、その過程における中期、長期の目標を知的財産基本法に基づく知的財産推進計画において明確にしておきたいと考えております。

次に、本法案で講じようとする施策の全体像についてのお尋ねですが、特許審査の迅速化を実現するための基本は、特許庁の審査能力の強化と、

出願人による出願の厳選の二つであります。

このうち、審査能力の強化については、特許審査官の増員、本法案による民間活力の一層の活用等の措置を講じることとしております。

また、出願の厳選については、本法案により、出願人による從来技術調査の促進、実用新案制度の魅力向上による特許から実用新案への移行の促進などの措置を講じることとしております。

これらの総合施策を強力に推進することによつて、審査順番待ち期間ゼロを実現したいと考えております。

職務発明規定の改正の趣旨についてのお尋ねで

官報(号外)

<p>竹下 哲君 宮澤 洋一君 市村浩一郎君 岩國 哲人君 中村 哲治君 鎌田さゆり君 長浜 博行君 大畠 章宏君</p> <p>一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>武力攻撃事態等への対処に関する特別委員 辞任 補欠</p> <p>岩國 哲人君 西村智奈美君 菊田まさきこ君 岩國 哲人君 西村智奈美君 菊田まさきこ君</p> <p>(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)</p> <p>一、昨十五日、議長において、次のとおり委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>憲法調査会委員 辞任 補欠</p> <p>菊田まさきこ君 岩國 哲人君 西村智奈美君 菊田まさきこ君</p> <p>(議案受領)</p> <p>一、去る十四日、参議院から受領した内閣提出案 は次のとおりである。</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関 する法律の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付 された次の議案を受領した。</p> <p>身体障害者福祉法の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の とおりである。</p> <p>平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各 省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づ く経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調 書(承諾を求めるの件)</p> <p>以上三件 決算行政監査委員会 付託</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十三日、議員から提出した議案は次のと おりである。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(中井治君 外五名提出) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改 正する法律案(中井治君外五名提出) 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(中 井治君外五名提出)</p> <p>一、去る十三日、議員から提出した議案は次のと おりである。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(中井治君 外五名提出) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改 正する法律案(中井治君外五名提出) 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(中 井治君外五名提出)</p>	<p>公職にある者等のあつせん行為による利得等の 処罰に関する法律の一部を改正する法律案(中 の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件(条約第一一一号))</p> <p>一千九百四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約 の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件(条約第一二号))</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措 置に関する法律案(内閣提出第九八号)</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付 された次の議案を受領した。</p> <p>身体障害者福祉法の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の とおりである。</p> <p>平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各 省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づ く経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調 書(承諾を求めるの件)</p> <p>以上十件 武力攻撃事態等への対 応に関する特別委員会 付託</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の とおりである。</p> <p>高速道路事業改革基本法案(岩國哲人君外四名 提出、衆法第三六号) 国土交通委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は 次のとおりである。</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の 一部を改正する法律案</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 律の一部を改正する法律案</p> <p>犯罪被害者基本法案(細川律夫君外三名提出)</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提 出案を参議院に送付した。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(中井治君 外五名提出)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改 正する法律案(中井治君外五名提出)</p> <p>政治資金規正法等の一部を改正する法律案(中 井治君外五名提出)</p> <p>一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次 の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の 一部を改正する法律案</p> <p>油濁損害賠償法の一部を改正する法律案</p> <p>中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業 基盤整備機構法の一部を改正する法律案</p> <p>中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する 法律の一部を改正する法律案</p>	<p>一千九百四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約 の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件(条約第一一一号))</p> <p>一千九百四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約 の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件(条約第一二号))</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措 置に関する法律案(内閣提出第九八号)</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付 された次の議案を受領した。</p> <p>身体障害者福祉法の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の とおりである。</p> <p>平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各 省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づ く経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調 書(承諾を求めるの件)</p> <p>以上十件 武力攻撃事態等への対 応に関する特別委員会 付託</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の とおりである。</p> <p>高速道路事業改革基本法案(岩國哲人君外四名 提出、衆法第三六号) 国土交通委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は 次のとおりである。</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の 一部を改正する法律案</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 律の一部を改正する法律案</p> <p>犯罪被害者基本法案(細川律夫君外三名提出)</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提 出案を参議院に送付した。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(中井治君 外五名提出)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改 正する法律案(中井治君外五名提出)</p> <p>政治資金規正法等の一部を改正する法律案(中 井治君外五名提出)</p> <p>一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次 の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の 一部を改正する法律案</p> <p>油濁損害賠償法の一部を改正する法律案</p> <p>中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業 基盤整備機構法の一部を改正する法律案</p> <p>中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する 法律の一部を改正する法律案</p>
<p>平成十六年四月十六日 衆議院会議録第二十四号 議長の報告</p>		

(質問書提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
MMRワクチンに関する質問主意書(阿部知子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員城井崇君提出労災病院の再編、特に九州、門司、筑豊、大牟田労災病院の再編に関する質問に対する答弁書
衆議院議員今野東君提出国際刑事裁判所と北朝鮮による日本人拉致事件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出社会保険庁用車の処分に関する質問に対する答弁書

平成十六年三月九日提出

質問 第三六号

労災病院の再編、特に九州、門司、筑豊、大牟田労災病院の再編に関する質問主意書

提出者 城井 崇

労災病院の再編、特に九州、門司、筑豊、大牟田労災病院の再編に関する質問主意書
厚生労働省は昨年八月二十七日、「労災病院の再編に関する基本方針」を策定し、全国に三十七施設ある労災病院を二割程度削減、平成十五年途中に再編計画を策定する、再編の対象外の病院

は廃止し、民間または地方に移管する、とした。

労災病院は、労災保険の目的に積極的に寄与するため、昭和二十年代後半から設置されてきたが、時代と共にその役割は変化をとげ、今では地域医療としての大きな役割を担つて運営されている。

以上のような認識に立つて、以下質問する。

一 今回実施しようとしている労災病院の再編、

統合は、単なる規模縮小、合理化に見える。しかし、今回の改革は、もともと政府の三位一体改革の方針の下、機能的で効率的な医療改革の一環であった。この意味で労災病院改革も、国立病院、自治体病院など他の公的病院改革と連動し、有機かつ効率的な役割分担を視野に入れた改革でなければならないと考える。こういいう観点に立つた地域医療再編の全体像ならびにその中における今後の労災病院の役割、方向性を示されたい。

併せて、基本方針に基づく再編計画の策定状況を伺いたい。

二 門司労災病院は規模を縮小し、九州労災病院へ統合する方針と聞くが、救急医療を含む地域医療を担つてきた機能の縮小部分をどのように補つていくのか。その具体策を問う。

3 大牟田・荒尾でも二百名以上の一酸化炭素中毒後遺症に悩む患者がいる現在、これらの患者、家族の心配にどのように対応するつもりか。

4 前記四病院の統廃合の方針について、地元自治体、地域住民にどのように説明したか。

右質問する。

を問う。

2 筑豊労災病院は、例えば労働福祉事業団管轄の総合せき損センター(飯塚市)と統合して、心のメンタルケア、働く女性医療分野などのニーズを開拓して存続できないか。

3 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)により、「労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管することとした。

一について

労災病院に対する質問に対する答弁書

別紙

1 大牟田労災病院を廃止する方針と聞くが、その理由を問う。

2 大牟田労災病院は、三池大災害事故を機に政府(労働省)が中心になつて一酸化炭素中毒患者専用リハビリセンターとして設立されたが、同病院が閉鎖となれば「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」を無視し、政府が「一生面倒を見る」と約束した責任を放棄することになる。政府の見解を問う。

3 大牟田・荒尾でも二百名以上の一酸化炭素中毒後遺症に悩む患者がいる現在、これらの患者、家族の心配にどのように対応するつもりか。

4 前記四病院の統廃合の方針について、地元自治体、地域住民にどのように説明したか。

5 内閣衆質一五九第三六号

平成十六年四月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

1 筑豊労災病院の特徴は、民間病院が診療報酬の関係で急期性のリハビリには積極的に取り組むものの、慢性期になると筑豊労災病院を紹介する傾向が強いことにある。即ち、筑豊労災病院に限らず、採算性に見合わない地域医療を担うという重要な役割がある。にもかかわらず、経営合理主義の観点から廃止していくものか。政府の見解

2 筑豊労災病院は、例えば労働福祉事業団特に九州、門司、筑豊、大牟田労災病院の再編に関する質問に対する答弁書

3 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)により、「労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管することとした。

4 労災病院に対する質問に対する答弁書

5 内閣衆質一五九第三六号

平成十六年四月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

6 厚生労働省医政局長通知において、都道府県に対し、関係者による協議会の場を設置するとともに、その協議の結果を踏まえ、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する医療計画を改正するよう要請し

ているところであり、労災病院については勤労者医療について中核的役割を担うという観点を踏まえつつ、当該協議会への参加等を通じ、地域における医療機関の連携の確保等に協力してまいりたい。

二について

九州労災病院及び門司労災病院については、「労災病院の再編計画」に基づき平成十九年度中に統合することとしているが、統合に当たってはいざれか一方を分院として存続させ、全体として機能の効率化・高度化を図る予定である。

三の1について

労災病院の再編については、各労災病院の診療・研究機能、経営の収支状況、地域的配置状況等の要素を総合的に勘案し、具体的な統廃合対象病院を決定したものであり、筑豊労災病院についても、経営の収支状況のみの観点から廃止を決定したものではない。

三の2について

「総合せき損センター」は、主として、業務災害又は通勤災害によるせき損傷者等に対する診療及びリハビリテーションを総合的に行うとともに、せき損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき損傷者の社会復帰に関する研究等を行うことを目的として福岡県飯塚市に設置された専門医療機関であり、労災病院とはその設立目的や機能が異なることから、筑豊労災病院を「総合せき損センター」と統合して存続することは考えていない。

四の1について

大牟田労災病院については、診療・研究機

能、経営の収支状況、地域的配置状況等の要素を総合的に勘案し、廃止することとしたものである。

大牟田労災病院の廃止に当たっては、当該病院の設置経緯及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)を踏まえ、一酸化炭素中毒患者の療養先の確保等のための方策について検討している。

五について

お尋ねの統廃合予定の労災病院が所在する地域の住民に対しても説明を行っていないが、地方公共団体に対しては、「労災病院の再編計画」の策定に先立ち、労災病院の再編の考え方、統廃合の理由、予定期間等について説明するとともに、地域医療の確保のため必要不可欠である。

右質問する。
内閣衆質一五九第五〇号
平成十六年四月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員今野東君提出国際刑事裁判所と北朝鮮による日本人拉致事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今野東君提出国際刑事裁判所と

北朝鮮による日本人拉致事件に関する質問に対する答弁書

一について

北朝鮮による拉致の問題は基本的には日朝間の交渉を通じて解決されるべきものであること、さらには、北朝鮮は現在国際刑事裁判所に関するローマ規程(以下「規程」という。)を締結しておらず、国際刑事裁判所による捜査に協力

する義務を負っているわけではないこと等をも踏まえ、また、現在、日朝間でこの問題の解決に向けた交渉を行っていくことで一致していることからも、現時点ではこの問題を国際刑事裁判所に付託する考えはない。いずれにせよ、この問題の解決に向け、いかに取り組んでいくかについては、引き続き、その事実関係を究明していく中で、いかなる対応が可能であり、また、問題解決のため最も効果的かという観点から対処していくべきであると考える。

なお、規程の締結については、現在、規程の内容や各国における法整備の状況を精査するとともに、国内法令との整合性について検討を行っているところである。

二について

お尋ねの国際刑事裁判所への付託に際しての条件が何を意味するか必ずしも明らかではないが、規程第五条は、国際刑事裁判所が管轄権を行使できる対象犯罪、すなわち付託の対象となる犯罪について定めており、規程第十二条は、第五条に定める犯罪について、問題となつてゐる行為が締約国の領域において行われた場合など一定の条件が満たされる場合に、国際刑事裁判所が管轄権を行使し得る旨定めている。また、規程第十三条は、国際刑事裁判所への付託そのものについて定めており、規程第十四条とは、締約国による国際刑事裁判所の付託に当たつて必要とされる手続について定めている。

すなわち、規程第十三条(a)及び第十四条は、規程の締約国は、国際刑事裁判所の管轄に属する一又は二以上の犯罪が行われた疑いがある事態

平成十六年三月二十九日提出
質問 第五〇号

提出者 今野 東

国際刑事裁判所と北朝鮮による日本人拉致事件に関する質問主意書

につき、検察官に対し、一又は二以上の特定の者が当該犯罪について有罪とされるべきか否かを決定するため、当該事態を捜査することを要請することができ、その際には、可能な限り、関連する状況を特定し、かつ、事態を付託する国にとつて利用可能な裏付けとなる文書を添付しなければならない旨及びその場合に国際刑事裁判所が管轄権を行使できる旨規定している。

また、規程第十三条(b)は、国際刑事裁判所は、その管轄に属する一又は二以上の犯罪が行われた疑いがある事態が、国際連合憲章第七章の下で行動する国際連合安全保障理事会により、検察官に付託された場合に、管轄権を行使することができる旨規定している。

規程第十一一条-1は、国際刑事裁判所は、規程が効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権を有する旨規定している。お尋ねの規程の発効以前に起つた事件で現在も継続しているものが仮にこの条文上規程が効力を生じた後に行われた犯罪に該当するものであれば、国際刑事裁判所は、その犯罪について管轄権を有するものと考えられるものの、我が国は規程の締約国ではなく、また、国際刑事裁判所は、個々の事態につき、お尋ねのようなことが問題となる場合に、規程に従つて、各犯罪が規程が効力を生じた後に行われた犯罪に該当し得るものか否かを判断することになると思われる所以、同条-1の具体的な適用につき、確定的に申し上げることは困難である。

現在、規程の内容や各国における法整備の状況について

況を検査するとともに、国内法令との整合性について検討を行つているところであり、我が国が規程を締結するに際して整備することが必要となる国内法の数及びその具体的な内容を現段階で特定することは困難である。

平成十六年四月二日提出

質問 第六〇号

航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP

C B汚泥の処理に関する再質問主意書

提出者 照屋 寛徳

私が、平成十六年三月五日提出した「航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥の処理に関する再質問主意書」という。に対し、平成十六年三月十九日、内閣総理大臣小泉純一郎名下の答弁書(以下、単に「答弁書」という。)を受領した。

「答弁書」は、私の「質問主意書」に対し、十分に答えておらず、航空自衛隊恩納分屯基地におけるP C B汚泥の処理に関する疑惑は一層深まつた。

私は、去る三月二十九日、航空自衛隊恩納分屯基地司令官並びに那覇防衛施設局施設部長の案内で現場を視察した。現場視察によつても疑惑は晴れることはなかつた。

以下、質問する。

一 航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日、法律第百三十七号)第二条第三項の「特別管理一般廃棄物」

又は同条第五項の「特別管理産業廃棄物」のいずれに該当するかその見解を明らかにされたい。

二 航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥は、米軍旧恩納通信所内にあつた汚水処理施設で発見された物、航空自衛隊分屯基地内で発見された物であるが、これらP C B汚泥について責務を負う廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条の「事業者」は誰か、明らかにされたい。

また、当該P C B汚泥についてボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年六月二十二日法律第六十五回第三条で定める「事業者」は誰か、明らかにされたい)にされた。

三 防衛施設庁は、航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥を、同分屯基地に処理施設を建設し、超臨界水酸化分解法により処理する方針を恩納村当局に提案している。当該P C B汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四に基づき特別管理産業廃棄物処理業者に任せて分屯基地外に運搬のうえ処理しないのか、その理由を明らかにされたい。

四 平成十六年三月二十九日、恩納分屯基地における現場説明で那覇防衛施設局施設部長は超臨界水酸化分解法によつて生ずる処理水を大港川に排水する予定であることを明らかにした。処理施設建設予定地と大港川の位置関係に照らす

と処理施設からの自然排水は構造上不可能と思われるが、処理施設から大港川まで運搬により放出排水するのか、排水パイプを敷設して排水するのか明らかにされたい。

五 大港川はその下流において直接海につながつ

ており、処理水の排水放流によって直接的な漁業被害、風評被害等が予見され、リゾート観光産業にも深刻な悪影響を及ぼすものと思慮されるが、大港川に処理水の排出を予定する理由を明らかにされたい。

六 私の「質問主意書」第十三項では、北海道室蘭市在の株式会社日本製鋼所の処理施設見学の全行程を明らかにするよう求めたが、「答弁書」では、全く答えていない。国民の税金を使った見学なのだから明らかにすべきである。再度見学の全日程を明らかにするよう求める。

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づいて、沖縄県知事に届けられたP C B汚泥の処理をする事業所名、保管重量を明らかにされたい。

右質問する。

八 質問する。

内閣衆質一五九第六〇号
平成十六年四月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆質一五九第六〇号
平成十六年四月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆質一五九第六〇号
平成十六年四月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥の処理に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。
別紙
分屯基地に保管されているP C B汚泥の処理に関する再質問に対する答弁書
一について
航空自衛隊恩納分屯基地(以下「恩納分屯基地」という。)内で保管しているポリ塩化ビフェニル(以下「P C B」という。)等を含む汚泥(以下

官 報 (号 外)

「本件汚泥」というのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)以下「廃掃法」という。第二条第五項に規定する「特別管理産業廃棄物」として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第二条の四第五号口(1)に規定する汚泥のうちP C Bが染み込んだもの(以下「P C B汚泥」という)に該当し得るものである。

二について

本件汚泥のうち、アメリカ合衆国から返還を受けた旧恩納通信所に係る土地の原状回復を行つた際に同所の汚水処理施設で発見されたものは、那覇防衛施設局長において当該施設から除去し、保管しているものである。また、恩納分屯基地内で発見されたものは、恩納分屯基地司令において保管しているものである。

このことから、本件汚泥は国の事業活動に伴つて生じ、国が事業活動に伴つて保管している廃棄物であると認められ、国が、廃掃法第三条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「P C B特別措置法」という。)第三条に規定する「事業者」に該当する。

P C B汚泥の処理を受託している特別管理産業廃棄物処分業者が現時点では国内に存在しないことから、先の答弁書(平成十六年三月十九日内閣衆質一五九第三一号。以下「前答弁書」という。)四及び八について述べた本件汚泥の処理施設(以下「本件処理施設」という。)を恩納分屯基地内に設置し、本件汚泥を処理することとしたものである。

四及び五について

本件処理施設から発生する処理水及び設備の冷却、清掃等に使用された水の排出方法については、今後行う生活環境影響調査の結果を踏まえ決定することとしているが、現時点では、恩納分屯基地内からその近傍を流れる大港川まで排水パイプ管を敷設した上で排出する考えである。

これらの水については、前回答弁書十一について述べたとおり、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障がないことを確認した上で排出するものであり、御指摘のような懸念が払しょくされ理解が得られるよう恩納村や地域住民などに対し十分な説明に努めてまいりたい。

六について

お尋ねの見学の日程については、前回答弁書別表四においてお示ししたことあるが、更に具体的な行程をお示しすると、別表のとおりである。

七について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物に該当する汚泥の平成十四年度における保管等の状況に関し、P C B特別措置法に基づき沖縄県知事に届け出られた事業場の名称及び保管量を申し上げると、「航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場(恩納分屯基地)」でドラム缶六百九十四本(二)について述べた那覇防衛施設局長の保管に係るもの、「航空自衛隊恩納分屯基地」でドラム缶百八本(二)について述べた恩納分屯基地司令の保管に係るものであり、これら以外の届出はなかったものと承知している。

別表

株式会社日本製鋼所のP C B処理施設への見学に係る全行程

参加者	平成15年12月2日	同月3日	同月4日	同月5日
恩納村助役外24名	那覇空港-羽田空港-新千歳空港-新千歳空港駅-札幌駅-札幌市内のホテル-打合せ-札幌市内のホテル	札幌市内のホテル-株式会社日本製鋼所室蘭製作所内P C B処理施設見学-函館市内のホテル	函館市内のホテル-海上自衛隊函館基地隊視察-函館空港-羽田空港-那覇空港	-
恩納村長外1名	-	-	羽田空港-新千歳空港-室蘭市内のホテル	室蘭市内のホテル-株式会社日本製鋼所室蘭製作所内P C B処理施設見学-新千歳空港-羽田空港-那覇空港

平成十六年四月五日提出
質問 第六六号

社会保険庁用車の処分に関する質問主意書

提出者 山井 和則

社会保険庁用車の処分に関する質問主意書

社会保険庁における、金の使い方について、国民の疑問が高まつておあり、年金の抜本改革のためには、その前提として、国民の疑惑に対して事実を明確にする必要がある。

先に、年金保険料を社会保険庁の事務費とする中で、多数の車の購入があつたことが明らかになつてゐるが、一方で古くなつた車両は、廃車や払い下げ等の処分をされていると考えられる。この処分状況についても明確にする必要があるため、次とおり質問する。

一 府用車を廃棄・更新等の処分を行う際の基準及び考え方は決まつておられるのか。決まつておられるのであれば、どのようなものか、お示し願いたい。

二 社会保険庁の本庁及び出先機関において、平成十四年度及び十五年度において、廃車、払い下げ等の処分を行つた車について、平成一年度ごとに、処分された総台数を明らかにされたい。

2 処分された車ごとに、車種、購入年度、処分理由、処分方法(廃棄、入札による売却、随意契約による売却、無償譲渡、下取り等)、処分日、売却価格又は処分費用(下取りの場合査定価格)、処分(販売)先、処分前の自動車登録番号一の各事項について明らかにされたい。

3 2で明らかにされる内容について、全て適切な処分であるか判断をお示し頂きたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第六六号

平成十六年四月十三日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出社会保険庁用車の処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員山井和則君提出社会保険庁用車の処分に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの社会保険庁の公用車の廃棄、更新等の処分の基準及び考え方については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一に規定する耐用年数等を勘案し処分を行うこととしている。

二について

お尋ねの事項のうち、社会保険庁の地方支分部局及び施設等機関の公用車については、調査し、集計しておらず、また、新たに調査し、集計することは作業が膨大なものとなることからお答えすることは困難であるが、同庁の内部部局の公用車については、平成十四年度に処分する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年四月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一 去る十三日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出省庁および特殊法人と民間事業者との適正な関係に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

一 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

二 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

三 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

四 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

五 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

六 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

七 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

八 去る十三日、内閣から、衆議院議員辻恵君提出行政事件訴訟法の一部を改正する法律案による通知書を受領した。

九 総務大臣は、電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項又は第二項の無線局の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する無線局及びその使用者の周波数を公示するものとする。

10 前項の競争への参加の申請は、総務大臣が

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

提出者 武正 公一 川端 達夫
松崎 公昭 伊藤 忠治
松野 賴久

賛成者

安住 淳外百七十一名

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

(電波法の一部改正)

第五条第三項第二号中「無線局」を「第七十五

条又は第七十六条第二項第四号を除く。)若し

くは第三項(第五号を除く。)の規定により無線

局」に改める。

第六条第七項中「総務省令」を「第九項の競

争を経て与えられる免許の申請に係るものその

他総務省令」に改め、同条に次の四項を加え

る。

公示する期間内に行わなければならない。この場合においては、第八項の規定を準用する。

11 第九項の競争は、無線局の免許を受けた場合において利用できる電波の経済的価値に相当する金額について、競りの方法をもつて行うものとする。

12 前二項に定めるもののほか、第九項の競争に参加する者に係る保証金(第百三条の二の二において「競争保証金」という)の納付及び返還その他その競争の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第六条第九項の競争を経て与えられる免許の有効期間は、第一項本文及び前項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第二十四条の二第四項第二号ハ中「研究所」を「機構」に改める。

第二十六条第二項第三号中「周波数」を「周波数の使用の期限その他の周波数」に改める。

第二十七条の三に次の二項を加える。

3 総務大臣は、特定無線局に係る電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適切と認める場合には、競争により、第一項の特定無線局の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する特定無線局を公示するものとする。

4 第六条第十項から第十二項までの規定は、前項の競争について準用する。

第二十七条の五に次の二項を加える。

4 第二十七条の三第三項の競争を経て与えられる包括免許の有効期間は、前項本文の規定にかかるわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第二十七条の十七中「第六条第七項」を「第六条第七項及び第九項」に改める。

第三十八条の三第一項第三号イ中「親会社をいう」の下に、第七十一条の三の二第四項第四号イにおいて同じを加える。

第三十八条の十中「総務大臣の認可を受けなければ」を「当該業務の開始前に、総務大臣に届け出なければ」に改める。

第三十八条の十八第一項中「いないとき、」の下に「又は」を加え、「廃止したとき」を「廃止した場合に、「取り消したとき」を「取り消した場合に、「とき、又は」を「場合若しくは」に改め

第三十八条の三十三第二項中「以下」を「次項において」に改め、「次項において同じ。」を削除する。

第五十九条中「通信たるもの」を「通信であるもの」に改め、「第一百九条」の下に「並びに第百九条の二第二項及び第三項」を加える。

第七十一条の二の見出しを「(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 総務大臣は、その公示する無線局(以下「特定公示局」という。)の円滑な開設を図るため、同条に次の二項を加える。

3 第六条第十項から第十二項までの規定は、数割当計画の変更の公示の日から起算して五

年(当該周波数割当計画の変更が免許人に及ぼす経済的な影響を勘案して特に必要があると認める場合にあつては、十年。以下この項において「基準期間」という。)に満たない範囲内で当該特定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用的期限(以下「旧割当期限」という。)を定める場合(前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。)において、予算の範囲内で、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人に対して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたことにより当該免許人に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助(以下「特定周波数終了対策業務」という。)を行うことができる。

第七十一条の三の次に次の二条を加える。
(登録周波数終了対策機関)
第七十二条の二 総務大臣は、その登録を受けた者(以下「登録周波数終了対策機関」という。)に、特定周波数終了対策業務の全部又は一部を行わせることができる。

2 総務大臣は、前項の規定により登録周波数終了対策機関に特定周波数終了対策業務を行わせることとしたときは、当該特定周波数終了対策業務を行わないものとする。

3 第一項の登録は、総務省令で定めるところにより、特定周波数終了対策業務を行おうとする者の申請により行う。

4 総務大臣は、前項の規定により登録の申請をした者(以下この項において「申請者」といいう。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定に係る事務を行うものであること。

二 債務超過の状態にないこと。

三 旧割当期限に係る周波数の電波を使用する無線局を開設している者でないこと。

四 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、他の株式会社又は有限会社がその親会社であること。
ロ 申請者の役員(合名会社又は合資会社に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること)。

六 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について準用する。この場合において、同条第五項第一号中「この法律」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律」と、同項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第七十二条の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同

条第六項中「前各項」とあるのは「前項並びに

第三十八条の十七第二項第一号	この節
第七十一条の三の二第一項において準用する第三十八条の五第二項、第三十八条の九、第三十八条の十一第一項、第三十八条の十二、第三十九条の五第一項、第三十九条の十第一項又は第七十一条の三第五項若しくは第八項	第七十一条の三の二第一項において準用する第三十八条の五第二項、第三十八条の九、第三十八条の十一第一項、第三十八条の十二、第三十九条の五第一項、第三十九条の十第一項又は第七十一条の三第五項若しくは第八項
第三十八条の十七第二項第二号	第三十八条の十三第一項又は第三十八条の二第十項又は同条第十一項において準用する第三十四条の七若しくは第三十九条の五第二項
第三十八条の十七第二項第三号	第三十八条の二第一項
第三十八条の十八第一項	第三十八条の二第一項
第三十八条の十六第一項	第七十一条の三の二第一項
第三十九条の五及び第三十九条の十第一項	第七十一条の三の二第一項
第四十七条の三第一項	第七十一条の三の二第一項
第四十七条の三第二項	第七十一条の三の二第一項
試験事務	試験事務
特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務

前条第四項	第一項	次条第一項
前条第五項、第六項、第八項 及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務
	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務
第七十一条の四第二項中「前二条」を「前三条」に、「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「又は第七十六条の三第一項の規定に基づき第七十二条の二第二項の旧割当期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、若しくは免許を取り消すこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第七十一条の四第二項中「前二条」を「前三条」に、「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「又は第七十六条の三第一項の規定に基づき第七十二条の二第二項の旧割当期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、若しくは免許を取り消すこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第七十一条の四第二項中「前二条」を「前三条」に、「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「又は第七十六条の三第一項の規定に基づき第七十二条の二第二項の旧割当期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、若しくは免許を取り消すこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人は、遅滞なく、周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。	2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人は、遅滞なく、周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。	2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人は、遅滞なく、周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。
第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更する場合のほか、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、又は免許を取り消すことができる。	第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更する場合のほか、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、又は免許を取り消すことができる。	第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更する場合のほか、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、又は免許を取り消すことができる。
2 国は、前項の規定による無線局の周波数の指定の変更又は免許の取消しによつて生じた損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。	2 国は、前項の規定による無線局の周波数の指定の変更又は免許の取消しによつて生じた損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。	2 国は、前項の規定による無線局の周波数の指定の変更又は免許の取消しによつて生じた損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。
損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。	損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。	損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。
3 第七十一条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。	3 第七十一条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。	3 第七十一条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
第七十七条中「前三条」を「第七十五条から前二項まで」に改める。	第七十七条中「前三条」を「第七十五条から前二項まで」に改める。	第七十七条中「前三条」を「第七十五条から前二項まで」に改める。
第九十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間」の下に「同条第十三項(第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。)(競争の実施)」を加え、「第三十八条の八第一項(第三十八条の二十四第三項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)(技術基準適合証明の義務等)」を削り、「第七十一条の三第四項」の下に「(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」を加え、「並びに同条第九項を「同条第九項」に改め、「業務の実施」」の下に「(百三十条の二第一項(算定期並びに同条第四項及び第五項(電波利用料の額)を加え、同項第二号中「とき及びとき」を「とき」に、「とき」を「とき及び第七十一条の二第二項の特定公示局を定め、又は変更しようとするとき。」に改め、同項第三号中「指定の変更」の下に「第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更若しくは免許の取消	第九十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間」の下に「同条第十三項(第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。)(競争の実施)」を加え、「第三十八条の八第一項(第三十八条の二十四第三項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)(技術基準適合証明の義務等)」を削り、「第七十一条の三第四項」の下に「(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」を加え、「並びに同条第九項を「同条第九項」に改め、「業務の実施」」の下に「(百三十条の二第一項(算定期並びに同条第四項及び第五項(電波利用料の額)を加え、同項第二号中「とき及びとき」を「とき」に、「とき」を「とき及び第七十一条の二第二項の特定公示局を定め、又は変更しようとするとき。」に改め、同項第三号中「指定の変更」の下に「第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更若しくは免許の取消	第九十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間」の下に「同条第十三項(第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。)(競争の実施)」を加え、「第三十八条の八第一項(第三十八条の二十四第三項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)(技術基準適合証明の義務等)」を削り、「第七十一条の三第四項」の下に「(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」を加え、「並びに同条第九項を「同条第九項」に改め、「業務の実施」」の下に「(百三十条の二第一項(算定期並びに同条第四項及び第五項(電波利用料の額)を加え、同項第二号中「とき及びとき」を「とき」に、「とき」を「とき及び第七十一条の二第二項の特定公示局を定め、又は変更しようとするとき。」に改め、同項第三号中「指定の変更」の下に「第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更若しくは免許の取消

し」を加え、同項に次の一号を加える。

五 第六条第九項及び第二十七条の三第三項

の規定による競争に付そうとするとき。

第一百二条の二第二項後段及び第三項後段を削る。

第一百二条の六中「一に」を「いずれかに」に改め、「(当該伝搬障害防止区域が電気通信業務障害防止区域である場合には、三年間)」を削る。第一百三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第六条第九項の規定による競争に参

加する者

第一百三条第一項第三号中「第七十一条第一項」の下に「又は第七十六条の三第一項」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第二十七条の三第三項の規定による

競争に参加する者

第一百三条の二第一項中「次の表の上欄に掲げる金額」を「総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額」に改め、同項の表を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の総務省令は、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるよう定めなければならない。

第一百三条の二第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項及び前二項」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 第六条第九項及び第二十七条の三第三項の規定による競争を経て免許を受けた無線局(最初の免許の有効期間に係るものに限

る。)

第一百三条の二第六項第三号を削り、同項を同

条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。以下この条及び次条において同じ。)に係るすべての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局(以下「特定免許不要局」という。)に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間(以下この条において「対象期間」という。)に当該特定周波数終了対策業務に係る無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。)を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。)及び住所並びに対象期間において同一の表示者

局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局(以下「特定免許不要局」という。)に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間(以下この条において「対象期間」という。)に当該特定周波数終了対策業務に係る無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。)を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。)及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免

い。

5 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局に使用することができる無線設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)に対象期間に表示

(第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。)第十一項において同じ。)に係るすべての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局(以下この条において「予納期間」という。)を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同

項の規定による届出をすることを要しない。

6 前項の規定により予納した表示者は、予納

期間において表示を付した第五項の無線設備

の数を予納期間が終了した日(当該表示者が

表示に係る業務を休止し、又は廃止したとき

その他総務省令で定める事由が生じた場合に

は、当該事由が生じた日)の属する月の翌月

の十五日までに総務大臣に届け出なければな

らない。この場合において、当該表示者は、

予納した電波利用料の金額が同項の政令で定

める金額に予納期間において表示を付した無

線設備の数(当該無線設備のうち、専ら本邦

外において使用されると見込まれるもの及び

輸送中又は保管中におけるその機能の障害そ

の他これに類する理由により対象期間におい

て使用されないと見込まれるものがある場合

には、総務省令で定めるところにより、これ

らのものの数を控除した数を乗じて得た金

額(次項において「要納付額」という。)に足り

ないときは、その不足金額を当該届出が受

理された日から起算して三十日以内に、当該

の属する月の十五日までに総務大臣に届け出、電波利用料として、当該届出が受理

された日から起算して三十日以内に国に納め

なければならない。

12 第十項の規定により表示者が予納した電波

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十九中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次

に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十第一項中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の十八第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第二十七条の二十四 登録人が登録局をその用

に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人に

ついて相続、合併若しくは分割(登録局をそ

の用に供する事業の全部を承継させるものに

限る。)があつたときは、登録局をその用に供

する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、

合併後存続する法人若しくは合併により設立

した法人若しくは分割により登録局をその用

に供する事業の全部を譲り受けた者は、その

登録人の地位を承継する。ただし、当該事業

の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存

続する法人若しくは合併により設立した法人

若しくは分割により当該事業の全部を承継し

た法人が第二十七条の二十第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録状の訂正)

第二十七条の二十五 登録人は、登録状に記載した事項に変更を生じたときは、その登録状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならぬ。

(廃止の届出)

第二十七条の二十六 登録人は、登録局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第

二十七条の十八第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条

の十五第二項、第七十六条第五項若しくは第

六項若しくは第七十六条の三第一項の規定に

より登録を取り消したとき、第二十七条の十

八第一項の登録の有効期間が満了したとき、

又は前条第二項の規定により第二十七条の十

八第一項の登録がその効力を失つたときは、

当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第二

項、第七十六条第五項若しくは第六項若しく

は第七十六条の三第一項の規定により登録を

取り消されたとき、第二十七条の十八第一項

の登録の有効期間が満了したとき、又は第二

十七条の二十六第二項の規定により第二十七

条の十八第一項の登録がその効力を失つたと

きは、登録人であつた者は、一箇月以内にそ

の登録状を返納しなければならない。

(登録の特例)

第二十七条の二十九 第二十七条の十八第一項

の登録を受けなければならない無線局を同項

の総務省令で定める区域内に二以上開設しよ

うとする者は、その無線局が周波数及び無線

設備の規格を同じくするものである限りにお

いて、この条から第二十七条の三十四までに

規定するところにより、これらの無線局を包

括して対象とする同項の登録を受けることが

できる。

2 前項の規定による登録を受けようとする者

は、総務省令で定めるところにより、次に掲

げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出

しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては、その代表者の氏名

二 開設しようとする無線局の無線設備の規

格

三 無線設備を設置しようとする区域(移動

する無線局にあつては、移動範囲)

四 周波数及び空中線電力

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務

省令で定める事項を記載した書類を添付しな

ければならない。

(包括登録人に関する変更登録等)

第二十七条の三十 前条第一項の規定による登

録を受けた者(以下「包括登録人」という。)

は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事

項を変更しようとするとときは、総務大臣の変

更登録を受けなければならない。ただし、総

務省令で定める軽微な変更については、この

限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとすると者は、総

務省令で定めるところにより、変更に係る事

項を記載した申請書を総務大臣に提出しなけ

ればならない。

3 第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一

項の規定は、第一項の変更登録について準

用する。この場合において、第二十七条の十

九中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次

に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」

と、第二十七条の二十第一項中「の設置場所」

とあるのは「を設置しようとする区域(移動す

る無線局にあつては、移動範囲)」と、「申請

書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と

読み替えるものとする。

4 包括登録人は、前条第二項第一号に掲げる

事項に変更があつたとき、又は第一項ただし

書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき

は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出な

ければならない。その届出があつた場合に

は、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更

するものとする。

(無線局の開設の届出)

第二十七条の三十一 包括登録人は、その登録

に係る無線局を開設したとき(再登録を受け

官 報 (号 外)

録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の免許等」に改め、同条第二項中「又は免許」を「登録局の周波数の変更の命令又は無線局の免許等」に、「免許」を「免許人等」に改める。

第七十七条中「免許人」を「免許人等」に改め
る。

第七十八条中「免許か」を「免許等か」に、
「免許人」を「免許人等」に改める。

第八「二分語人」を「分語人等」に、二方はを「次に」に改め、同条第二号中「基く」を「基づくに改める。

第八十一条中「免許人」を「免許人等」に改める。

第八十二条の見出し中「免許」を「免許等」に改め、同条第一項中「第四条ただし書の規定によ

る免許を要しない無線局(以下「免許」を「第四条第一号から第三号までに掲げる無線局(以下「免

許等」に改め、同条第二項中「免許」を「免許等」に改める。

第九十九条の十一 第一項第一号中「免許」を「免許等」に改め、「認定の有効期間」の下に「第二二七条の二第一項(登録)、第二二七

第二十七條の十八第一項(登録) 第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない、軽微な変更)、

第二十七条の三十第一項（包括登録人にに関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条

の三十一(無線局の開設の届出)」を加え、同項第三号中「同項の規定による無線局の免許」を

「同項の規定による無線局の免許等」に、「第七十六条第一項から第四項まで」を「第七十六条第

三項、第四項若しくは第六項に改め、「同項

「同条第五項若しくは第六項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し」の下に「同条第五項若しくは第六項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し」を、「及び周波数の指定の変更」の下に「第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限」を加え、「若しくは免許」を「登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等」に改め、同項第四号中「変更若しくは」の下に「登録局の周波数等若しくは」を加える。

第一百二十三条第一項中「同条各号に掲げる」を「免許等を要しない」に改める。

第一百二十二条の十四第一項並びに第二項第二号及び第三号中「免許」を「免許等」に改める。

第一百三十三条第一項第四号及び第五号中「受けよう」とを「申請に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、同項第二十号中「免許状」の下に「登録状」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「受けよう」とを「申請に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「受けよう」とを「申請に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者

十 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

中「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に、「係る特定免許不要局」を「係る特定免許等不要局」に、「該特定免許不要局」を「当該特定免許等不要局」に、「免許等不要局」に、同条第五項中「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め、同条第十三項中「免許人」を「免許人等」に改め、同条第八項中「免許人、特定免許不要局」を「免許人等、特定免許等不要局」に改める。

第一百三十三条第二号中「並びに第二十七条の三第一項及び第二項」を「第二十七条の三第一項及び第二項、第二十七条の三第一項及び第二項、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項」に、「並びに免許状」を「及び申請書並びに免許状等」に、「免許に」を「免許等に」に改める。

第一百三条の五第四項中「第七十六条第三項第一号及び第二号」を「第七十六条第四項第一号及び第二号」に改める。

第一百四条の二第一項中「又は許可」を「許可又は第二十七条の十八第一項の登録」に改め、同条第二項中「若しくは許可」を「許可若しくは第二十七条の十八第一項の登録」に改める。

第一百十条第一号中「免許」の下に「又は第二十七条の十八第一項の規定による登録」を加える。

第一百三十三条中第二十二号を第一百六号として、第二号の次に次の四号を加える。

三 第二十七条の二十三第一項の規定に違反して、第二十七条の三十一第一項の規定に違反して、第二十七条の二十九第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

五 第二十七条の三十一の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十七条の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

号から第十四号までを五号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の五号を加える。

十一 第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者

十三 第二十七条の二十八(第二十七条の三十三条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者

十四 第二十七条の三十第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(有線電気通信法の一部改正)

第三条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の二項を加える。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第十三条の二を削る。

第十四条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

4 前三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の一の例に従う。

第十五条を次のように改める。

第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話(音響又は映像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とせずに多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話をわざずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百円以下の罰金に処する。

第十八条中「第十三条の二又は前二条」を「前三条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第九十九条の十一第一項第一項の改正規定(「業務の実施」)の下に「、第三百三十条の二第一項(算定基準)並びに同条第四項及び第五項(電波利用料の額)」を加える部分に限る。及び同項第二号の改正規定並びに同項に一号を加える改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

法第一百九条の二を同法第一百九条の三とする改正規定及び同法第一百九条の次に一条を加える

改正規定(同法第一百九条の二第四項に係る部分を除く) 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条(電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定を除く)並びに附則第七条及び第九条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中電波法第一百九条の次に一条を加える改正規定(同法第一百九条の二第四項に係る部分に限る)並びに第三条及び附則第五条の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国にについて効力を生ずる日

(登録証明機関等の業務規程に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下この条及び次条において「旧電波法」という。)第三十八条の十(旧電波法第三十八条の二十四第三項並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により認可を受けている業務規程は、この法律による改正後の電波法(以下この条、第四条及び第七条に係る電波利用料について適用し、応当日前との期間に係る電波利用料については、なお従前の例によること)における単に「応当日」という。以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前との期間において單に「応当日」という。以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前との期間に係る電波利用料については、なお従前の例によること。

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の電波法第一百九条の二第四項の規定及び有線電気通信法第十四条第四項の規定は、当該規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 第二条から前条までに規定するもののは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

電波法第三十八条の十の規定による届出とみなす。

(電波伝搬障害防止制度に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた旧電波法第一百二条の三第一項若しくは第二項(同条第六項及び旧電波法第一百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出又は旧電波法第一百二条の四第一項の規定に基づく命令による届出に係る重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限については、なお従前の例による。

(郵便振替法の一部改正)

第八条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第一百三十二条の二第三項に規定する」を「第一百三十二条の二第一項の規定による」に改める。

(放送法の一部改正)

第九条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の十三第三項第五号チ中「第七十六条第二項第三号」を「第七十六条第三項第三号」に改める。

第五十二条の二十四第二項第四号中「第七十六条第二項」を「第七十六条第三項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十二条第一項中「免許」の下に「 登録」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号を次のように改める。

四十八 無線局の免許又は登録

(一) 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第四条(無線局の開設)の無線局の免許(再免許及び同法第五条第二項第一号(次格事由)に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。)

(二) 電波法第二十七条の十八第一項(登録)の無線局の登録(再登録その他政令で定める登録を除く。)

無線局の数	一局につき三万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
無線局の数	一局につき三万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第二十四条の五第二項」を「第二十四条の六第二項」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の十三第二項」に改め、「届出」の下に「同法第二十七条の十八第一項の登録」を加える。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第十三条 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「及び第二十七条の二」を「第二十七条の二及び第二十七条の十八第一部」に改める。

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名提出)

報告書

本案は、電波の有効利用を促進し、デジタル

無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して給付金の支給等を行う制度を設け、競争による無線局の免許の申請者の選定の制度を新設し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行う等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 電波法の一部改正関係

(一) 競争による免許の付与等

(1) 総務大臣は、電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、無線局の免許又は包括免許の申請を行うことができる者を選定することができる。

(2) (1)の競争を経て免許を受けた無線局の免許人については、最初の免許の有效期間について(1)の電波利用料は徴収しないこととする。

(3) (1)の競争により選定された者が免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならないこととする。

(4) (1)の競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならないこととする。

(5) その他電波利用料の徴収等について所要の規定の整備すること。

(1) 競争を経て与えられる免許(義務船舶局及び義務航空機局の免許を除く。)の有效期間は、十五年を超えない範囲内において

いて総務大臣が定める期間とすること。

総務大臣は、(1)による競争に付そうとするときには、電波監理審議会に諮問しなければならないこととする。

その他競争による免許の付与等について所要の規定の整備をすること。

(二) 電波利用料の徴収等

(1) 免許人は、電波利用料として、総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額を国に納めなければならないこととする。

(2) (1)の総務省令は、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるように定められなければならないこととする。

(3) (1)の競争を経て免許を受けた無線局の免許人については、最初の免許の有效期間について(1)の電波利用料は徴収しないこととする。

(4) (1)の競争により選定された者が免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならないこととする。

(5) その他電波利用料の徴収等について所要の規定の整備すること。

(1) 総務大臣は、その公示する無線局(以下「特定公示局」という。)の円滑な開設を図るため、電波の有効利用の程度の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更し

て、一定の期間に満たない範囲内で当該特定公示局以外の無線局に割り当てることが可能である周波数について使用の期限を定める場合に、予算の範囲内で、当該期限の満了日までに無線局の周波数の指定の変更を申請等しようとする免許人に対して、当該期限が定められたことにより通常生ずる費用に充てるための給付金の支給等の援助(以下「特定周波数終了対策業務」という。)を行うことができる

こととすること。

(2) 総務大臣は、その登録を受けた者に、特定周波数終了対策業務を行わせることができることとすること。

(3) 総務大臣は、電波の有効利用の程度の評価の結果に基づき周波数割当計画を更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数を使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更等することができることとすること。

(4) 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局が第四条第三号の無線局のみである場合における当該特定公示局(以下「特定免許不要局」という。)のうち電気通信業務等の用に供する無線局に専ら使用される無線設備を使用するものを開設した者は、十年以内で政令で定める期間を経過する日までの間は、毎年開設している当該無線局の数等を総務大臣に届け出、電波利用料として、総務省令で定める金

額を国に納めなければならないこととする。

(5) 特定免許不要局に使用される無線設備(電気通信業務等の用に供する無線局に専ら使用されるものを除く。)に、十年以内で政令で定める期間を経過する日までの間に技術基準に係る表示を付した者(以下「表示者」という。)は、毎年一年間に表示を付した無線設備の数等を届け出、電波利用料として、総務省令で定めることとすること。

(6) (4)及び(5)の総務省令で定める金額は、特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局を開設する者が受ける利益を勘案して定めなければならないこととすること。

(7) 表示者は総務大臣の承認を受けて、(5)により納付すべき電波利用料の見込額を予納することができることとし、その予納した見込額の還付について所要の規定を設けることとすること。

(4) 電波伝搬障害防止制度

電気通信業務用無線局に係る伝搬障害防止区域内において建築する一定の高層建築物等の建築主に対する工事制限期間を三年間から二年間に短縮することとする。

(5) 暗号通信復元罪

(1) 暗号通信(通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。)の傍受等をした者が、その秘密を漏らし、又は

窃用する目的で、その内容を復元したときは、処罰されるものとすること。

(2) (1)の罪は、刑法第四条の二の例に従うものとすること。

(六) 無線局の登録制度

(1) 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局であつて、適合省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならないこととすること。

(2) 登録を受けなければならない無線局を二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、これらの無線局を包括して対象とする登録を受けることができることとすること。

(3) (2)の登録を受けた者は、その登録に係る無線局を開設したときは、当該無線局に係る運用開始の期日等を総務大臣に届け出なければならないこととすること。

(4) 総務大臣は、申請に係る無線設備の設置場所が総務省令で定める区域以外である場合には、登録を拒否しなければならないこととし、申請者が電波法等に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ

た日から二年を経過しない者等に該当する場合等には、登録を拒否することができることとすること。

(5) 登録を受けた者(以下「登録人」という。)が電波法等に違反したとき、又は技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録を受けて開設する無線局(以下「登録局」という。)の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部の効力を停止することができることとすること。

(6) 総務大臣は、登録人が不正な手段により登録を受けたとき等に該当するときは、その登録を取り消すことができることとすること。

(7) 総務大臣は、登録局のうち特定の周波数の電波を使用するものが著しく多数であり、その登録局が更に増加することにより他の無線局の運用に重大な影響を与えるおそれがある場合で必要と認めるとときは、登録局の登録人に対し、登録に係る無線局の開設を禁止等することとすること。

(七) その他

(5)に掲げるもののほか罰則について所要の規定を設けることその他規定の整備をすること。

(6) 有線電気通信法の一部改正関係

第十四条の罪及びその未遂罪は、刑法第

官 報 (号 外)

四条の二の例に従うものとする」と。

(二) その他規定の整備をすること。

3 施行期日等

(一) この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

(二) その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の否決理由

競争による無線局の免許の申請者の選定の制度を新設する等の措置を講じようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十六年四月十三日

総務委員長 佐田玄一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

通信・放送委員会設置法案

右の議案を提出する。

平成十六年三月三十一日

提出者

武正 公一

川端 達夫

松崎 公昭

伊藤 忠治

賛成者 安住 淳外百七十一名

通信・放送委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所

掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、通信・放送委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るための規律に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信(以下「情報の電磁的通信」という。)のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関すること。

二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、改善及び調整のための規律に関すること。

三 日本放送協会に関すること。

四 非常事態における重要通信の確保に関すること。

五 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

六 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

七 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響

による被害の防止又は軽減に關すること。

八 電波の利用の促進に關すること。

九 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。)に関する技術上の規格に関すること。

十 所掌事務に關し、条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十一 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

十二 所掌事務に係る国際協力に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

十四 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行ふ。

(組織)

十五 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

十六 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

十七 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に関し、公正な判断ができるとき、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

十八 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができない。

いときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかる限り、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

十九 前項の場合においては、任命後最初の国会で

兩議院の事後の承認を得なければならない。こ

の場合において、兩議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

二十 所掌事務に關し、条約又は法律(法律に基

づく命令を含む。)で定める範囲内において、

当該処分の日から二年を経過しない者

又は委員となることができない。

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、當該処分の日から二年を経過しない者

五 電気通信事業者、放送事業者(有線放送事業者を含む。)、電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第二項に規定する電気通信役務利用放送事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同一の職権を含む。)の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同一の職権を含む。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)次号において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

六 委員長及び委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に属すこととなつてはならない。

官報(号外)

		(任期)
第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。		第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合並びに次条第二項及び第三項の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
2 委員長及び委員は、再任されることができない。(身分保障)		第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合並びに次条第二項及び第三項の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。		第十二条 委員長及び委員は、別に法律で定められたとき。
二 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。		第十三条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
(罷免)		第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送をしてはならない。
第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。		第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人が既に属している政党に新たに属するに至った場合、委員長又は委員を直ちに罷免するものとする。		第十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。
3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が一人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員を罷免することはできないものとする。		第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置く。
4 委員会が第九条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならない。		第十八条 委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。
5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。		(服務等)
		第十一條 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
		2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
		3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ひ、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。
		4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定められる。
		(委員長)
		第十二条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
		第十三条 委員長が招集する。
		(事務総局)
		第十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置く。
		2 事務総局に事務総長を置く。
		3 事務総長は、事務総局の局務を統理する。
		4 事務総局に官房及び局を置く。
		5 内閣府設置法第五十三条第四項から第六項まで及び第六十三条(第五項を除く。)の規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。
		6 第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。
(地方事務所)		(規則の制定)
第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。		第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
2 前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。		3 第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。
3 委員長及び委員は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送をしてはならない。		4 前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。
(附則)		(罰則)
第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。		1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 事務総長は、委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置く。		2 第七条第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
3 事務総長は、事務総局の局務を統理する。		3 第七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について準用する。
4 事務総局に官房及び局を置く。		4 この法律の施行後最初に任命される委員のうち二人の任期は、第八条第一項本文の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、四年とする。
(委員の任期の特例)		(委員の任期の特例)
5 この法律の施行後最初に任命される委員のうち二人の任期は、第八条第一項本文の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、四年とする。		5 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。
(関係法律の整理)		

官報(号外)

理由
通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、平年度約百八十三億円の見込みである。

通信・放送委員会設置法案(武正公一君外)

四名提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 設置

内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、通信・放送委員会(以下「委員会」という。)を設置すること。

2 任務

委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るために規律に関する事務を行うことを任務とすること。

3 所掌事務

委員会は、2の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。

(一) 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関すること。	会に属させられた事務
(二) 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、改善及び調整のための規律に関すること。	職権の行使
(三) 日本放送協会に関すること。	委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこと。
(四) 非常事態における重要通信の確保に関すること。	組織
(五) 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。	委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。
(六) 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。	委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に関し、公正な判断をすることがあり、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。
(七) 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。	委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、(一)にかかわらず、(二)の資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することが可能である。
(八) 電波の利用の促進に関すること。	委員長及び委員の任期については、その前一年間においてこれに該当した者を含む。
(九) 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。)に関する技術上の規格に関すること。	委員長及び委員の任期は、五年とすること。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(十) 所掌事務に関し、条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。	委員長及び委員は、再任されることがなつてはならないこと。
(十一) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護	身分保障
(十二) 所掌事務に係る国際協力に関する事務	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなくなるまでの者
(十三) から(十二)までに掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならないこと。	国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
(十四) 次のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができないこと。	電気通信事業者、放送事業者(有線放送事業者を含む。)、電気通信役務利用放送事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む。)
(十五) 破産者で復権を得ないもの	(3) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
(十六) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなくなるまでの者	(4) 電気通信事業者、放送事業者(有線放送事業者を含む。)、電気通信役務利用放送事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む。)
(十七) 次の四の(1)から(5)までのいずれかに該当するに至ったとき。	(5) (4)の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

ければ」を「当該業務の開始前に、総務大臣に届け出なければ」に改める。

第二十八条の十八第一項中「いないとき、」の下に「又は」を加え、「廃止したとき」を「廃止した場合」に、「取り消したとき」を「取り消した場合」に、「とき、又は」を「場合若しくは」に改める。

第三十八条の三十三第二項中「以下」を次項において「に改め、「次項において同じ。」を削る。

第五十九条中「通信たるもの」を「通信であるもの」に改め、「第一百九条」の下に「並びに第一百九条の二第二項及び第三項」を加える。

第七十一条の二の見出しを「(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 総務大臣は、その公示する無線局(以下「特定公示局」という。)の円滑な開設を図るために、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画の変更をして、当該周波数割当計画の変更の公示の日から起算して五年(当該周波数割当計画の変更が免許人に及ぼす経済的な影響を勘案して特に必要があると認める場合にあつては、十年。以下この項において「基準期間」という。)に満たない範囲内で当該特定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限(以下「旧割当期限」という。)を定める場合(前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。)において、予算の範

囲内で、旧割当期限が定められることにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人に對して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたこと

により当該免許人に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助(以下「特定周波数終了対策業務」という。)を行うことができる。

第七十一条の三の次に次の二項を加える。
(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 総務大臣は、その登録を受けた者(以下「登録周波数終了対策機関」という。)に、特定周波数終了対策業務の全部又は一部を行わせることができる。

第七十一条の三の三 総務大臣は、前項の規定により登録周波数終了対策機関を行わせることとしたときは、当該特定周波数終了対策業務を行わないものとする。

3 第一項の登録は、総務省令で定めるところにより、特定周波数終了対策業務を行おうとする者の申請により行う。

4 総務大臣は、前項の規定により登録の申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。
一 別表第五に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定に係る事務を行うものであること。
二 債務超過の状態にないこと。

5 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第七十一条の三の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項及び第七十一条の三の二第一項から第四項まで及び第六項」と読み替えるものとする。

6 第一項の登録は、登録周波数終了対策機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一 登録の年月日及び登録の番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 旧割当期限に係る周波数の電波を使用する無線局を開設している者でないこと。

四 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ 申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、他の株式会社又は有限会社がその親会社であること。
ロ 申請者の役員(合名会社又は合資会社)にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

5 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第七十一条の三の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項及び第七十一条の三の二第一項から第四項まで及び第六項」と読み替えるものとする。

7 第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
8 第三項から第六項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
9 登録周波数終了対策機関は、総務大臣から特定周波数終了対策業務を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その特定周波数終了対策業務を行わなければならない。
10 総務大臣は、登録周波数終了対策機関が前項の規定に違反していると認めるときは、その他特定周波数終了対策業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録周波数終了対策機関に対し、特定周波数終了対策業務を行なうべきこと又は特定周波数終了対策業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
11 第二十四条の七、第二十四条の十一、第三十五条、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の九、第三十九条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十四条の七	第二十四条の二第四項各号	第七十一条の三の二第四項各号
第二十四条の十一	第二十四条の九第二項	第七十一条の三の二第七項
失つたとき	失つたとき、同条第十一項において準用する第三十九条の十第一項の規定により登録周波数終了対策業務の全部を廃止したとき	失つたとき、同条第十一項において準用する第三十九条の十第一項の規定により登録周波数終了対策業務の全部を廃止したとき
第三十八条の五第一項	第三十八条の二第一項	第七十一条の三の二第一項
前条	受けた者（以下「登録証明機関」という。）	第七十一条の三の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項若しくは第二項
第三十八条の五第二項	第三十八条の二第一項	第七十一条の三の二第一項
事業の区分、技術基準適合証明の業務	受けた者	第七十一条の三の二第一項
技術基準適合証明の業務	受けた者	第七十一条の三の二第一項
第三十八条の二第二項第一号 又は第三号	特定周波数終了対策業務	第七十一条の三の二第一項
第三十八条の九	役員又は証明員	第七十一条の三の二第六項第二号又は第三号
第三十八条の十一第一項	役員又は別表第五に掲げる条件に適合する知識経験を有する者	特定周波数終了対策業務に係る給付金の支給の申請をした免許人

第三十九条の五及び第三十九条の十第一項	講習の業務	特定周波数終了対策業務
第四十七条の三第一項	職員(試験員を含む。次項において同じ。)	職員
第四十七条の三第二項	試験事務	特定周波数終了対策業務
第四十七条の三第三項	試験事務	特定周波数終了対策業務
前条第四項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務
前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務
前条第五項、第六項、第八項	次条第一項	次条第一項

第七十一条の四第二項中「前二条」を「前三条」と改め、「こと」の下に「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「又は第七十六条の三第一項の規定に基づき第七十一条の二第二項の旧割当期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、若しくは免許を取り消すこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人は、遅滞なく、周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。

第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更する場合のほか、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無

び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。(技術基準適合証明の義務等)を削り、「第七十一条の三第四項」の下に「(第七十条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)」を加え、「並びに同条第九項」を「同条第九項」に改め、「業務の実施」の下に「並びに第一百三条の二第七項(電波利用料の徴収等)」を加え、同項第二号中「とき及び」を「とき、」に、「とき」を「とき及び第七十一条の二第二項の特定公示局を定め、又は変更しようとするとき。」に改め、同項第三号中「指定の変更」の下に「第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更若しくは免許の取消し」を加える。

第三十九条の五及び第三十九条の十第一項

第一百一条の二第二項後段及び第三項後段を削る。

第一百二条の六中「一に」を「いずれかに」に改めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、又は免許を取り消すことができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数の指定の変更又は免許の取消しによって生じた損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。

第七十一条第三項から第五項までの規定

3 第七十一条第三項から第五項までの規定

五 特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一

条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第八項及び第九項において同じ。)

八条の八第二項(第三十八条の二十四第三項及

同項を同条第三項とする。

第一百三条の二第十五項中「第十三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条中第十四項を第二十一項とし、第十三項を第二十二項とし、第十二項を第十九項とし、同条第十一項中「免許人」の下に「特定免許不要局を開設した者又は表示者」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同項の次に次の三項を加える。

15 表示者は、第九項の規定にかかるらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期間(以下この条において「予納期間」といいう。)を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。

16 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第九項の無線設備の数を予納期間が終了した日(当該表示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したとき)に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第二項とする。

17 前項の規定により予納した表示者は、予納期間に係る業務を休止し、又は廃止したときの十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、その他総務省令で定める事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額(次項において「要納付額」という。)に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならぬ。

17 第十五項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者の請求により還付する。

第一百三条の二「第九項を同条第十三項」とし、同

同條第七項中免算人の下

(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用的期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額とする。

に「又は特定免許不要局を開設した者」を加え、「第二項、第四項及び第五項」を「及び第三項から第八項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二項及び前二項」を「及び第三項から第八項まで」に改め、「免許人」の下に「又は特定免許不要局を開設した者」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額とする。

免許人が特定公示局の免許人である場合における当該特定公示局に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人による特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項に

七十一條の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人に對して補償する場合における當該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相當する額及び第六項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

線局の免許人に対する補償の方法における該政令の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額とする。この場合において、当該認定計画に従つて開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従つて開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

ける当該既開設局に係る第一項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更

による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第六項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、第三項及び第四項中「五百四十円」とあるのは「五百四十円に、当該包括免許人による特定周波数終了対策業務(第七

示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局に係る第一項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、當該免許人に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）を要すると見込まれる費用（第七十二条又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無

特定周波数終了対策業務に係るすべての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局以下「特定免許不要局」という。)に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間(以下この条において「対象期間」という。)に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局(電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて、総務省令で定めるものを使用するものに限る。)を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。)及び住所並びに対象期間における毎年の

当該特定免許不要局に係る満了日に応当する日において開設している当該特定免許不要局の数(以下この項において「開設特定免許不要局」として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許不要局に係る費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。)の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならぬ。

前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局に使用することができる無線設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)に対象期間に表示(第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。)又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。第十六項において同じ。)を付した者

(以下この条において「表示者」という。)は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)前一年間に表示を付し

第一百三十二条の五第四項中「並びに第七十六条の二」を「第七十六条の二並びに第七十六条の三」第二項に改める。

二第十一項」を加え、同条第十三号中「第七十一項の三第六項」の下に「(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)」を加える。

三の二第一項に、「又は特定周波数変更対策業務」を「特定周波数変更対策業務の全部又は特定周波数終了対策業務」に改める。

第一百六十二条第十号中「第三十八条の五第二項」の下に「(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十一号

中「第三十八条の十一第一項」の下に「(第七十一条の三)第一十一項において準用する場合を含む。」と記載、「同を第二項」と「第三」へ繋ぎ

第一項(第七十一条の三の二第一項において準用する場合を含む。)に改め、同条第十五

号中「第一百三條の二第四項又は第五項」を「第一百三條の二第三項、第四項、第八項、第九項又は

第十六項」に改める。

別表第五(第七十一条の三)の一関係)すること。」に改め、同表の次に次の一表を加える。

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第四号において同じ）。若しくは旧大学

令による大学において無線通信に関する科

目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設

備の機器の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、

第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

第二条 電波法の一部を次のように改訂する。

目次中「第二章 無線局の免許第四条—第二十七条の十七」を「第二章 無線局の免許等第一節 無線局の登録(第二節 無線局の登録)」に改め

る。

「第二章 無線局の免許」を「第二章 無線局の免許等」に改める。

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 無線局の免許

第四条に次の一号を加える。

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局(以下「登録局」という。)

第四条の二中「前条第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第五条第三項第二号中「第七十六条第二項(第四号を除く。若しくは第三項(第五号を除く。)」

を「第七十六条第三項(第四号を除く。若しくは第四項(第五号を除く。)」に改め、同項に次の二号を加える。

四 第七十六条第五項(第三号を除く。)の規定により第七十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五条第一項中「免許を」を「無線局の免

許又は第二十七条の十八第一項の登録(以下「免

許等」という。)を改め、「免許状」の下に「又

は第二十七条の二十二第一項の登録状以下「免

許状等」という。)を加え、同条第二項中「混信

の下に「又はふくそう」を加える。

第二十六条の二第五項中「免許人」の下に「又

は第二十七条の二十三第一項の登録人(以下「免

許人等」という。)を加え、同条第六項中「免許人」を「免許人等」に改める。

第二十七条の十五第一項中「免許」を「免許等」に改める。

四条一第二十七条の十七)

二十七條の十八—第二十七条の三十四)」に改め

第二章中第二十七条の十七の次に次の二節を加える。

第二節 無線局の登録

(登録)

第二十七条の十八 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

二 登録の年月日及び登録の番号

(登録の拒否)

第二十七条の二十 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請に係る無線設備の設置場所が第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域以外であるとき。

二 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

三 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 開設しようとする無線局の無線設備の規格

2 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否することができる。

一 申請者が第五条第三項各号のいずれかに該当するとき。

二 申請に係る無線局と使用する周波数を同じくするものについて第七十六条の二の二の規定により登録に係る無線局を開設することが禁止され、又は登録局の運用が制限されているとき。

三 前二号に掲げるもののほか、申請に係る

無線局の開設が周波数割当計画に適合しないときその他電波の適正な利用を阻害する登録の実施

第二十七条の十九 総務大臣は、前条第一項の

登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第二百三条の二第二項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録の年月日及び登録の番号

(登録)

おそれがあると認められるとき。

(登録の有効期間)

第二十七条の二十一 第二十七条の十八第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再登録を妨げない。

(登録状)

第二十七条の二十二 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録をしたときは、登録状を交付する。

2 前項の登録状には、第二十七条の十九各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の二十三 登録人(第二十七条の十八第一項の登録を受けた者)をいう。以下同じ。同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十九中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十第一項中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替

えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の十八第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第二十七条の二十四 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人にについて相続(合併若しくは分割(登録局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。))があつたときは、登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十第一項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十第一項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第二項、第七十六条第五項若しくは第六項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十九 第二十七条の十五第二項、第七十六条第五項若しくは第六項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

3 前項の規定により登録人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により登録人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条の三十一 前条第一項の規定による登録を受けた者(以下「包括登録人」という。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(登録状の訂正)

第二十七条の二十五 登録人は、登録状に記載

した事項に変更を生じたときは、その登録状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならぬ。

(廃止の届出)

第二十七条の二十六 登録人は、登録局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十七条の十八第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条の十五第二項、第七十六条第五項若しくは第六項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により登録人に関する変更登録等の登録を受けた者(以下「包括登録人」という。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、総務省令で定める区域内に二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、この条から第二十七条の三十四までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の登録を受けることができる。

官報 (号外)

務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十

登録の失敗

定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十七條の三十三 包括登録人がその登録に係るすべての無線局を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

九各号」と、第二十七条の二十四第一項中「第二十七条の二十第二項各号」とあるのは「第二十七条の二十第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十第二項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する前項」と、第二十七条の一十七中「前条第二項」とあり、及び第二十七条の二十八中「第二十

等]に改める。
てはいる登録局の周波数の変更を命じ、若しくは
当該周波数の電波を使用している無線局の免許

第七十四

第七十六条第一項中「免許人」を「免許人等」に、「基づく」を「基づく」に改め、「命じ」の下に「若しくは第二十七条の十八第一項の登録の

と、第二十七条の二十一第一項中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

第二十七條の二十九第一項の規定による登録に関する第二十七條の十九、第二十七條の

七条の二十六第二項とあるのは第二十七条の三十三」とする。

全部若しくは一部の効力を停止し」を加え 同
条第四項中「第二項(第四号を除く。)及び前項
び第四項(第五号を除く。)」を「第三項(第四号を除く。)及び前項
に並びに前項(第三号を除く。)」の規定により登

包括登録人は前条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

第二十、第二十七條の二十二第二項、第二十七
条の二十四、第二十七條の二十七及び第二十
七條の二十八の規定の適用については、第二
十七條の十九中「前条第一項」とあるのは
「第二十七條の二十九第一項の規定による」
と、「次条」とあるのは「第二十七條の三十四
第二項において読み替えて適用する次条」

第五十三条及び第五十四条第一号中「免許人等」に改める。
第七十一条第一項中「当該無線局」を「無線局」に、「無線局」を「当該無線局（登録局を除く。）」に改め、「又は」の下に「登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは」を加え、同条第二

許人等」に、「無線局の免許」を「無線局の免許券」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこと

第二十七条の三十一 包括登録人は、その登録に係る無線局を開設したとき(再登録を受けたときを除く。)は、当該無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

中線電力若しくは」を加え、「免許人」を「無線局の免許人等」に改める。

一 不正な手段により第二十七条の十八第一項の登録又は第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の三十第一項の変更登録を受けたとき。

二 第一項又は第二項の規定による命令に従わないとき。

三 登録人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

第七十六条第二項第三号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の

次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他の登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部の効力を停止することができる。

第七十六条の二の次に次の二条を加える。

第七十六条の二 総務大臣は、登録局のうち特定の周波数の電波を使用するものが著しく多数であり、かつ、当該特定の周波数の電波を使用する登録局が更に増加することにより他の無線局の運用に重大な影響を与えるおそれがある場合として総務省令で定める場合において必要があると認めるときは、当該特定の周波数の電波を使用している登録局の登録人に対し、その影響を防止するため必要な限度において、登録に係る無線局を新たに開設することを禁止し、又は当該登録人が開設している登録局の運用を制限することができること。

第七十六条の三第一項中「変更する」を「変更し、又は周波数の変更を命ずる」に改め、「いる無線局」の下に「(登録局を除く。)」を加え、「又は免許」を「当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用しておる無線局の免許等」に改め、同条第二項中「又は免許」を「登録局の周波数の変更の命令又は無線局の免許等」に、「免許」

人」を「免許人等」に改める。

第七十七条中「免許人」を「免許人等」に改める。

第七十八条中「免許が」を「免許等が」に、「免許人」を「免許人等」に改める。

第八十条中「免許人」を「免許人等」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

第八十一条中「免許人」を「免許人等」に改める。

る。

第八十二条の見出し中「免許」を「免許等」に改め、同条第一項中「第四条ただし書の規定による免許を要しない無線局(以下「免許」)を「第四条第一号から第三号までに掲げる無線局(以下「免許等」)に改め、同条第二項中「免許」を「免許等」に改めること。

第九十九条の十一第一項第一号中「免許」を「免許等」に改め、「認定の有効期間」の下に「(免許等)」と「申請」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、同項第二十号中「免許状」の下に「登録状」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

第七十六条の三第一項中「登録の届出」を加え、同項第三号中「同項の規定による無線局の免許」を「同項の規定による無線局の免許等」に、「第七十六条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)」を加え、同項第三号中「(登録局を除く。)」を加え、「又は免許」を「当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用しておる無線局の免許等」に改め、同条第二項中「又は免許」を「登録局の周波数の変更の命令又は無線局の免許等」に、「免許」

び周波数の指定の変更」の下に「第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限」を加え、「若しくは免許」を「登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等」に改め、同項第四号中「変更若しくは」の下に「登録局の周波数等若しくは」を加える。

第一百一条の十四第一項並びに第二項第二号及び第三号中「免許」を「免許等」に改めること。

第一百三条第一項第四号及び第五号中「受けようと」を「申請」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、同項第二十号中「免許状」の下に「登録状」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者

十 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

十一 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

第百三十三条の二第一項中「免許人」を「免許人等」に、「免許の」を「免許等の」に改め、同条第二項中「免許人」を「免許人等」に、「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め、同項第二号中「包括免許人」を「包括免許人等」に、「包

並びに第二十七条の三」を「第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに

第二十七条の二十九第二項及び第三項」に、「並びに免許状」を「及び申請書並びに免許状等」に、「免許」を「免許等に」に改め、同条第三項中「包括免許人」の下に「又は包括登録人(以下この条において「包括免許人等」という。)」を、「かわらず」の下に「電波利用料として、包括免許人があつては」を加え、「電波利用料として」を削り、「当該包括免許の日又はその後毎年その包括免許」を「包括登録人あつては第二十七條の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等に、「(包括免許」を「(包括免許等に、「(包括免許の日又はその包括免許を「包括免許等の日又はその包括免許等に、「(包括免許の有効期間」を「包括免許等の有効期間」に、「五百四十円」を「包括免許人あつては五百四十円に、包括登録人あつては五百八十円(移動しない無線局については、三千四十円)に、「それぞれ」に改め、「係る開設無線局数」の下に「又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第四項中「包括免許人」を「包括免許人等」に、「包

官 報 (号 外)

「開設特定免許不要局数」を「開設特定免許等不要局数」に、「免許人」を「免許人等」に改め、同条第九項中「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め、同条第十項及び第十一項中「免許人」を「免許人等」に、「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め、同条第十三項中「免許人等」に改め、「包括免許人」を「免許人等(包括免許人等)」に改め、同条第十八項中「免許人」を「免許人等」に、「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め。

第一百三十条の五第四項中「第七十六条第三項第一号及び第二号」を「第七十六条第四項第一号及び第二号」に改める。

第一百四条の二第一項中「又は許可」を「許可又は第二十七条の十八第一項の登録」に改め、同条第二項中「若しくは許可」を「許可若しくは第二十七条の十八第一項の登録」に改める。

第七百十一条第一号中「免許」の下に「又は第二十七条の十八第一項の規定による登録」を加え

条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者

反して、届出をしない者

十三 第二十七条の二十八(第二十七条の三)

十四 第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、登録状を返納しない者

十四 第二十七条の三十第四項の規定に違反

六 第二十七条の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九号から第十四号までを五号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の五号を加える。

十 第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のよう改正する。

第十三条に次の二項を加える。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第十三条の二を削る。

第十四条に次の二項を加える。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

（有線電気通信法の一部改正）

六 第二十七条の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

号から第十四号までを五号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の五号を加える。

十 第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

十二 第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者

十三 第二十七条の二十八（第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、登録状を返納しない者

十四 第二十七条の三十第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第一条中電波法第五十九条の改正規定、同法第一百九条の二を同法第百九条の三とする改正規定及び同法第百九条の次に一条を加える改正規定(同法第百九条の二第五項に係る部

4 前三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

第十五条を次のように改める。

第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話(音響又は影像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とせず、に多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後、通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条中「第十三条の二又は前二条」を「前三条」に改める。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

「第二十七条の二及び第二十七条の十八第一項」に改める。

理由

電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- (1) 電波法の一部改正関係
- (2) 特定周波数終了対策業務
- (3) 総務大臣は、その登録を受けた者に、特定周波数終了対策業務を行わせることができることとする。

- (4) 総務大臣は、電波の有効利用の程度の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数に使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更等することができることとする。
- (5) 特定公示局の免許人に適用される電波利用料の額は、十年以内で政令で定める期間を経過する日までの間は、通常の電波利用料に、当該免許人に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額及び

下「特定公示局」という。)の円滑な開設を図るため、電波の有効利用の程度の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して、一定の期間に満たない範囲内で当該

特定公示局以外の無線局に割り当てることが可能である周波数について使用の期限を定める場合に、予算の範囲内で、当該期限の満了日までに無線局の周波数の指定の変更を申請しようとする免許人に対して、当該期限が定められたことに該期限の満了日までに無線局の周波数の指定の変更を申請しようとする免許人に対する費用に充てるための給付金の支給等の援助(以下「特定周波数終了対策業務」という。)を行うことができる

こととすること。

(2) 総務大臣は、その登録を受けた者に、特定周波数終了対策業務を行わせることができることとする。

(3) 総務大臣は、電波の有効利用の程度の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数に使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更等することができることとする。

- (6) 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局が第四条第三号の無線局のみである場合における当該特定公示局(以下「特定免許不要局」という。)のうち電気通信業務等の用に供する無線局に専ら使用される無線設備を使用するものを開設した者は、十年以内で政令で定める期間を経過する日までの間は、毎年開設している当該無線局の数等を総務大臣に届け出、電波利用料として、当該特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額等を勘案して政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額を国に納めなければならないこととする。
- (7) 表示者は総務大臣の承認を受けて、(7)により納付すべき電波利用料の見込額を予納することができることとし、その予納した見込額の還付について所要の規定を設けることとする。
- (8) 表示者は総務大臣の承認を受けて、(7)により納付すべき電波利用料の見込額を予納することができることとし、その予納した見込額の還付について所要の規定を設けることとする。

- (1) 暗号通信復元罪
- (2) 電波伝搬障害防止制度
- (3) 電波通信業務用無線局に係る伝搬障害防止区域内において建築する一定の高層建築物等の建築主に対する工事制限期間を三年間から二年間に短縮することとする。

当該期間内に開設されると見込まれる特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額とすること。

(5) 免許人が特定周波数終了対策業務に係る認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該特定基地局に係る電波利用料の料額は、五年以内で政令で定める期間を経過するまでの間は、人による通常生ずる費用に充てるための給付金の支給等の援助(以下「表示者」という。)は、毎年一年間に表示を付した無線設備の数等を届け出の間に技術基準に係る表示を付した者と見込まれる費用の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする。

定める金額にその年に開設している特定免許不要局の数を乗じて得た金額を国に納めなければならないこととする。

(7) 特定免許不要局に使用される無線設備(電気通信業務等の用に供する無線局に専ら使用されるものを除く。)に、十年以内で政令で定める期間を経過する日までの間に技術基準に係る表示を付した者と見込まれる費用の二分の一に相当する額を勘案して政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額を国に納めなければならないこととする。

官報(号外)

等をした者が、その秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、処罰されるものとすること。

(2) (1)の罪の未遂は、罰するものとすること。

(3) (1)及び(2)の罪は、刑法第四条の一の例に従うものとすること。

四 無線局の登録制度

(1) 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならぬこととする。

(2) 登録を受けなければならない無線局を二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、これらの無線局を包括して対象とする登録を受けられることができることとする。

(3) (2)の登録を受けた者は、その登録に係る無線局を開設したときは、当該無線局に係る運用開始の期日等を総務大臣に届け出なければならないこととすること。

(4) 総務大臣は、申請に係る無線設備の設置場所が総務省令で定める区域以外である場合等には、登録を拒否しなければならないこととし、申請者が電波法等に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられた日から二年を経過しない者等に該当する場合等には、登録を拒否することができることとすること。

(5) 登録を受けた者(以下「登録人」という。)が電波法等に違反したとき、又は技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録を受けて開設する無線局(以下「登録局」という。)の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部の効力を停止することができることとすること。

(6) 総務大臣は、登録人が不正な手段により登録を受けたとき等に該当するときは、その登録を取り消すことができるることとすること。

(7) 総務大臣は、登録局のうち特定の周波数の電波を使用するものが著しく多数であり、その登録局が更に増加することにより他の無線局の運用に重大な影響を与えるおそれがある場合で必要と認めるときは、登録局の登録人に対し、登録に係る無線局の開設を禁止等することができることとすること。

五 その他

(一) 第十四条の罪及びその未遂罪は、刑法第四条の二の例に従うものとすること。

(二) その他規定の整備をすること。

(三) この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

(四) その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るために、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けることとする等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十六年度一般会計予算に約二億二千六百万円が計上されている。

右報告する。

平成十六年四月十三日 総務委員長 佐田玄一郎

平成十六年三月十日 内閣総理大臣 小泉純一郎

[別紙]

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電波の再配分にかかる給付金は、公正かつ合理的な方法を用いて算定するとともに、給付金支給の実施状況を明らかにする等制度の透明性の確保に努めること。

二 電波の再配分に当たっては、既存の免許人への経済的な影響等に加え、当該免許人からサービスの提供を受けている利用者への影響についても配慮すること。

三 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。

四 電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

商品取引所法の一部を改正する法律案

右提出する。

報 (号外)

商品取引所法の一部を改正する法律
商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

甲
卷

八項第四号ハに改め 同号二中第六項第一号

を「第八項第一号」に改め、同項第二号中「第六項第四号ハ」を「第八項第四号ハ」に改め、同項第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第八条の二」を「第九条若しくは第七十八条」に、「第二十条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第八条の二」を「第九条若しくは第七十八条」に、「第二十条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次条第二項を加える。

2 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

3 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

第二条に次の八項を加える。

11 この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。

12 この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受け業を営むことについて第一百六

二 第百二十七条第一項の純資産額について主務大臣又は会員総会に対して不実の申立てを行ひ、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む)。次号において同じ。)

第一百五十二条の二第四号中「第一百四十三条第一項」を「第三百二十八条第一項」に改め、同号を同第七号とし、同条第三号中「第一百三十六条の三」を「第一百九十九条」に、「商品市場における取引の受託等に関する業務を行わせた者」を「商品取引受託業務を営ませた者」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第百二十九条第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同項第四号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して

不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

四 第百六十七條の規定に違反して商品取引債務引受業を営んだ者

五 第百九十条第一項の規定に違反して商品取引受託業務を営んだ者

第六号 第百五十二条の二を第三百五十七条とする。

第百五十二条の二を「第三百五十七条」とする。

三 第百二十九条第一項の規定により発行する株式の募集に当たり、株式申込証の用紙、目論見書、株式の募集の広告その他の株式の募集に関する文書であつて重要な事項について不

実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む)。次号において同じ。)又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第百二十九条第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員商品取引所の役員若しくは事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用者又は当該預合いに応じた者

第七章中第三百五十二条を第三百五十六条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十条及び第五百五十二条を削る。

第六章中第三百四十九条を第三百五十五条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十三条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十四条を第三百五十四条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十五条を第三百五十五条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十六条を第三百五十六条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十七条を第三百五十七条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十八条を第三百五十八条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十九条を第三百五十九条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十条を第三百六十条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十二条を第三百六十二条とする。

第七章を第八章とする。

業務を行う指定弁済機関」を「商品取引所、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指數のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者」に、「店頭商品先物取引に係る」を「店頭商品先物取引等に係る」に改め、同項第三号中「取引所、商品取引員、指定弁済機関」を「商品取引所、商品取引清算機関、第一種特定商品市場類似施設の開設者、第二種特定商品市場類似施設の開設者」に、「商品先物取引協会」を「商品取引員、商品先物取引協会若しくは委託者保護基金」に改め、同条を第三百五十四条とする。

第七章中第三百五十二条を第三百五十六条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十七条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十八条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百五十九条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十二条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十三条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十四条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十五条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十六条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第五百六十七条の三中「会員」を「商品取引員」に改め、「又は外国に住所を有する個人」を削り、同条を第三百五十三条とする。

第七章を第八章とする。

の他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

一 第九条又は第七十八条の規定による許可又は不許可の処分をしたとき(第十五条第十一項(第八十条第四項及び第一百四十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定による

場合を含む。)

二 商品市場について第十二条第四項又は第八十二条第二項の開設期限を経過したとき。

三 第十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき。

四 第六十九条の規定による解散(同条第五号に掲げる事由による解散を除く。)又は第九十条第一項の規定による許可の失効があつたとき。

五 第百三十二条第一項又は第三百四十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分をしたとき。

六 第百三十二条第二項又は第三百四十五条第二項の規定による認可の申請書の提出があつたとき。

七 第百五十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分(上場商品又は上場商品指數の範囲の変更に係るものに限る。)をしたとき。

八 第百五十五条第二項の規定による認可(上場商品又は上場商品指數の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。)に係るものに限る。)の申請書の提出があつたとき。

官報 (号外)

4 第三百三十三条の規定は、第一項の許可について準用する。

(帳簿の作成等)
第三百三十六条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

2 第一種特定施設開設者は、毎月、主務省令で定めるところにより、その業務に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(施設の廃止の届出等)
第三百三十七条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

2 第一種特定施設開設者が第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、その許可は効力を失う。
(報告及び立入検査)
第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(業務改善命令)
第三百三十九条 主務大臣は、第一種特定施設開設者の業務の運営に関して、取引の対象となつて

いる商品の売買等を業として行つている者又は取引の対象となつている商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つている者の利益又は害するおそれがあると認めるときその他公益又

は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第一種特定施設開設者に對し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

2 第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。
二 第十五条第二項第一号イからヲまで(同号二については、第一百九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

2 第百三十二条第二項第一号イからヲまで(同号三号及び第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した第一種特定施設開設者名簿を備えなければならない。

第三百四十二条商品(第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)又は商品指數(同条の規定による公示に係る上場商品指數に該当するか又は類似するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)について次に掲げる取引をするための施設として政令で定める要件に該当するもの(以下「第二種特定商品市場類似施設」という。)を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方

五 第一種特定施設開設者が開設する第一種特

定商品市場類似施設が第三百三十三条第一項各号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 第百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、第一百五十九条第四項の規定は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

二 商品指數について当該商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三 商品又は商品指數について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
三 取引の対象となる商品又は商品指數
四 取引方法

五 取引の対象となる商品又は商品指數ごとの第二種特定商品市場類似施設における取引に参加する者(以下この項及び次条において「第二種特定施設取引参加者」という。)の氏名又は商号若しくは名称

六 第二種特定商品市場類似施設における取引に係る商品及び申請に係る商品指數の対象となる商品に限る)の売買等を業として行つている場合の当該商品

七 第二種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日

八 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三百四十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるとときは、許可をしなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。

二 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。

三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指數若しくは当該商品指數に類似する商品指數を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、取引の対象となる商品の売買等を業として行つている者又は取引の対象となつて行つてゐる者又は当該商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第二種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指數ごとに、当該商品の売買等を業として行つてゐる者又は当該商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者の過半数を占める者。

五 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

六 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかるらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

三 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

(業務改善命令)

第三百四十四条 主務大臣は、第二種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつてゐる商品又は取引の対象となつてゐる商品指數を上

若しくは当該商品指數に類似する商品指數を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、取引の対象となつてゐる商品の売買等を業として行つてゐる者又は取引の対象となつて行つてゐる商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者の利益を害するおそれがあると認めるときその他の利益を害するおそれがあると認めるときその他の公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第二種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第五百八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(準用)

第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十九条まで、第三百四十条及び第三百四十二条の規定は、第二種特定施設開設者について準用す

る。この場合において、第三百三十五条第一項中「第三百三十二条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第三号及び第四号」と、「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と、同条第二項中「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第一種特定施設開設者名簿」と読み替えるものとする。

(商品市場の開設等に係る経過措置)

第三百四十六条 商品又は商品指數が上場商品又は上場商品指數となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品指

数に係る第三百三十二条第一号又は第二号に掲げる施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存する場合における当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設について準用する。

2 商品又は商品指數が上場商品(第三百四十二条第一項に規定する商品に限る。)又は上場商品指數(同項に規定する商品指數に限る。)となるときは、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指數に係る第三百三十三条第三号に掲げる施設が開設されているときは、当該施設の開設者は第三百三十二条第一項の許可を受けたものみなす。ただし、当該施設が第三百三十二条第一号に掲げる施設に該当するものであるときは、この限りでない。

官報(号外)

(政令への委任)

第三百四十七条 第三百三十二条から前条までに定めるもののほか、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似施設の開設等に

関し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十五条の見出し中「とばく行為等」を「赌博行為等」に改め、同条第一号中「第二条第六項第二号」を「第二条第八項第二号」に改め、同条第二号中「第二条第六項第四号」を「第二条第八項第四号」に改め、同条を第三百二十九条とする。

第六章中第一百四十三条を第二百二十八条とする。

第六章を第七章とし、同章の前に次の二章を加える。

第六章 委託者保護基金等

第一節 定義

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に対し商品市場における取引等

(商品清算取引を除く。次項において同じ。)を委託した者(商品取引員、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投

資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投

資販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。)をい

う。

商品取引員がその一般委託者の計算において他の商品取引員に対し商品市場における取引等

(第二条第十六項第一号又は第三号に掲げるものに限る。)を委託した場合には、前項の規定にかかわらず、当該商品取引員を当該他の商品取

引員の一般委託者とみなして、この章の規定を適用する。

3 この章及び第八章において「委託者保護業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

六 負担金(第三百条第三項及び第三百十四条

第一項に規定する負担金をいう。第三百二条

第二項において同じ。)の徴収及び管理

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

たの会員組織の社団をいう。

4 この章及び第八章において「委託者保護会員制法人」とは、委託者保護業務を行うことを目的として次節第二款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

6 委託者保護会員制法人の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第二百八十五条第一項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7 第二百八十六条本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場

2 委託者保護会員制法人でない者は、その名称中に「委託者保護会員制法人」という文字を用いてはならない。

3 第二百七十二条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。(民法の準用)

4 第二百七十三条 委託者保護会員制法人を設立するには、その会員にならうとする二十以上の商品取引員が発起人とならなければならない。

5 発起人は、定款を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

6 創立総会では、定款を修正することができ

る。

7 第二節 委託者保護会員制法人

第一款 総則

(法人格)

(名称)

1 第二百七十一条 委託者保護会員制法人は、法人とする。

2 第二百七十二条 委託者保護会員制法人は、法人と

3 第二百七十三条 委託者保護会員制法人は、その名称中に「委託者保護会員制法人」という文字を用いなければならない。

4 第二百七十四条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

5 第二百七十五条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

6 第二百七十六条 委託者保護会員制法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

7 第二百七十七条 委託者保護会員制法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に對して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人」と読み替えるものとする。

8 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の決議について準用する。

9 第二百七十八条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

10 第二百七十九条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

11 第二百八十一条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

12 第二百八十二条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

13 第二百八十三条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

14 第二百八十四条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

15 第二百八十五条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

16 第二百八十六条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

17 第二百八十七条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

18 第二百八十八条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

19 第二百八十九条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

20 第二百九十一条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

21 第二百九十二条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

22 第二百九十三条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

23 第二百九十四条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

24 第二百九十五条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

25 第二百九十六条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

26 第二百九十七条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

27 第二百九十八条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

28 第二百九十九条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 委託者保護会員制法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。	3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
3 第三款 会員 (会員の資格)	3 第二百八十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会(前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいふ。以下この章において同じ。)の決議を経なければならない。 一 第三百四条の規定により行う認定を行う場合 二 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合 三 第三百八条第四項の規定による貸付けを行う場合 四 その他委託者保護会員制法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
4 第二百七十七条 委託者保護会員制法人の会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。	4 第二百八十二条 委託者保護会員制法人の業務の執行は、この法律又は定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。
5 第二百七十八条 委託者保護会員制法人の会員である商品取引員は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護会員制法人を脱退する。	5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。
6 第二百七十九条 委託者保護会員制法人に、役員として、理事長一人、理事一人以上及び監事一人以上を置く。(役員の権限)	6 第二百八十三条 委託者保護会員制法人と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が委託者保護会員制法人を代表する。
7 第二百八十一条 理事長は、委託者保護会員制法人を代表し、その業務を総理する。	7 第二百八十四条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
8 第二百八十二条 保護会員制法人を代表し、理事長を補佐して委託者保護会員制法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が	8 第二百八十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会(前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいふ。以下この章において同じ。)の決議を経なければならない。 一 第三百四条の規定により行う認定を行う場合 二 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合 三 第三百八条第四項の規定による貸付けを行う場合 四 その他委託者保護会員制法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
9 第二百八十三条 委託者保護会員制法人の職員は、理事長が任命する。	9 第二百八十六条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一項第一号及び第四号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。(民法の準用)
10 第二百八十四条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、委託者保護会員制法人の総会について準用する。(運営審議会)	10 第二百八十七条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、委託者保護会員制法人の総会について準用する。
11 第二百八十五条 委託者保護会員制法人の業務の適正な運営を図るため、委託者保護会員制法人	11 第二百八十八条 委託者保護会員制法人の業務の適正な運営を図るため、委託者保護会員制法人

(委託者保護基金への通知)

第三百三条 委託者保護基金の会員である商品取引員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

- 第一項の規定により第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第一百九十条第一項の許可を取り消されたとき。
- 第一百九十条第二項の規定により同条第一項開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき。
- 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始の許可が効力を失つたとき。
- 商品取引受託業務の廃止をしたとき若しくは解散をしたとき、又は第二百九十七条第三項の規定による商品取引受託業務の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

二 第百九十条第二項の規定により同条第一項

- 第二百三十六条第一項の規定により商品取引受託業務の停止を命じたとき(同項第七号に該当する場合に限る。)。
- その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。
- その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。
- その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。

第三百四条 委託者保護基金は、前条第一項又は第三百三十九条の規定による通知を受けた場合(同条第一項の通知がない場合であつて、当該委託者保護基金の会員が同項各号のいずれかに該当することを知ったときを含む。)には、委託者の保護

に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る商品取引員(同条第一項の通知がない場合に当該委託者保護基金が同項各号のいずれかに該当することを知ったときを含む。)には、委託者の保護

に欠けるおそれがあるものとして政令で定めることを告げたとき。

五 第二百三十六条第一項の規定による商品取引受託業務の停止の命令(同項第七号に該当する場合に限る。)を受けたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、委託者の保護に欠けるおそれがあるものとして政令で定めることを告げたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、委託者保護基金の会員である商品取引員について次に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を当該商品取引員が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第一百九十条第一項の許可を取り消されたとき。

二 第二百三十六条第一項の規定により商品取引受託業務の停止を命じたとき(同項第七号に該当する場合に限る。)。

三 第百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を失つたとき。

四 その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。

五 第三百三十九条の規定による通知を受けた場合(同条第一項の通知がない場合であつて、当該委託者保護基金の会員が同項各号のいずれかに該当することを知ったときを含む。)には、委託者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る商品取引員(同条第一項の通知がない場合に当該委託者保護基金が同項各号のいずれかに該当することを知ったときを含む。)には、委託者の保護に欠けるおそれがあるものとして政令で定めることを告げたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、委託者の保護に欠けるおそれがあるものとして政令で定めることを告げたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(認定の公告)

第三百五条 委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行つた場合は、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品取引員の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

(返還資金融資)

第三百八条 委託者保護基金は、通知商品取引員(認定商品取引員を除く。)の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、当該通知商品取引員に対し、一般委託者債務の迅速な弁済に必要な資金の貸付け(以下「返還資金融資」という。)を行うことができる。

求しなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事情があると委託者保護基金が認めるときは、この限りでない。

第三百七条 前条第一項の請求をした認定商品取引員の一般委託者が当該認定商品取引員に対して債務を負つている場合において委託者保護基金が同項の規定により支払すべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額からその債務の額を控除した金額に相当する金額とする。

2 委託者保護基金は、前条第一項及び第一項の規定により支払すべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額としている一般委託者ごとに一般委託者としての地位を有するものとする。

3 前条第一項及び第一項の規定により支払すべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額とする。

4 委託者保護基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ、政令で定めるところにより、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品取引員の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

3 第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内ではなければ、することができない。ただし、その届出期間内に請

官 報 (号 外)

3 第一項の規定にかかわらず、商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため、当該商品取引員であつた者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより、他の会員等（当該商品市場において取引ができる他の会員等）をして当該に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を結了させなければならない。

第百三十六条の二十八を第二百三十八条とす。

第二百三十六条の二十七を削る。

第二百三十六条の二十六中「商品市場における取引の受託等に関する業務」を「商品取引受託業務」に、「第二百三十三条第一項」を「第二百九十六条第二項」に改め、同条を第二百三十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

（資産の国内保有）

第二百三十四条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、商品取引員に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

（純資産額規制比率についての命令）

第二百三十五条 主務大臣は、商品取引員が第二百十一条第二項の規定に違反している場合において、委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引受託業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができ。

2 主務大臣は、商品取引員が第二百十一条第二項の規定に違反している場合（純資産額規制比率が、百パーーセントを下回るとき）、おいて、委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により商品取引受託業務の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該商品取引員の純資産額規制比率が引き続き百パーーセントを下回り、かつ、当該商品取引員の純資産額規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該商品取引員の第二百九十条第一項の許可を取り消すことができる。

（監督上の処分）

第二百三十六条 主務大臣は、商品取引員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品取引員の第二百九十一条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項第一号ハ、ニ（第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、二、リ又はヲのいずれかに該当することとなるたとき。

二 第百九十三条第一項第一号に適合しなくなつたとき。

三 商品取引員の純資産額が第二百九十三条第二項の主務省令で定める額を下回るとき。

四 不正の手段により第二百九十条第一項の許可を受けたとき。

五 この法律（第二百十一条第一項を除く。）に基づいてする主務大臣の处分又は第二百九十条第一項に付された条件に違反したとき。

六 正當な理由がないのに、商品取引受託業務を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

七 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

2 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第五号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずることができ。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）

第二百三十七条 第百五十八条第二項の規定は第二百三十二条第一項若しくは第二項又は前三条の規定による処分について、第二百五十九条第四項の規定は第二百三十五条第三項又は前条の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第二百三十六条の二十五の見出しを「（業務改善命令等）」に改め、同条第三項中「第二十一条第三項」に改め、同条第二項第一号に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項を同条第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引員に対し、財産の状況又は商品取引受託業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三章第三節中第二百三十六条の二十五を第二百三十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

（報告徴収及び立入検査）

第二百三十二条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要

の許可を受けたものとみなす。

譲受会社は、営業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる商品取引受託業務に關し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

(処分の手続)

の規定は、第二百二十五条第一項、第二百二十九条第一項、第二百二十七条第一項及び前条第六条第一項、第二百二十九条第一項、第二百二十九条第一項及び前条第一項の認可について準用する。

(政令への委任)

第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品取引員の合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡に関する必要な事項は、政令で定める。

第三章第二節中第百三十六条の二十四を第二百三十二条、同条の次に次の一条を加える。

(報告書の提出)

第二百二十四条 商品取引員は、事業年度ごと

に主務省令で定めるとごとくにより 営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、こ

れを主務大臣に提出しなければならない。

商品取引員は、前項に規定する営業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商

品取引員の商品取引受託業務又は財産の状況に

関する報告書を主務大臣に提出しなければならぬ。

第一百三十六条の二十三を第二百二十二条とす
ない

第一百三十六条の二十二第一項中「先物取引」を商品市場における取引等に改め、同条第二項中

先物取引又はその委託を受け、若しくはその委託の取次ぎを引き受けること」を「商品市場における

引等の受託」に改め、同条を第二百二十二条とし、
第三百三十六条の二十一中「委託を受け、又は委託契約に改め、同条に次の各号を加える。
取次ぎを引き受けた商品市場における取引」を「その商品取引受託業務に係る商品市場における取引」に改め、「同条に次の各号を加える。
第一項の規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは「委託者」と、「提供する」とあるのは「通知する」、「提供した」とあるのは「通知した」と、「当該書面に該書面を交付したもの」とあるのは「当該書面による通知をしたもの」と読み替えるものとする。
第一百三十六条の二十一を第二百二十九条とする。
第一百三十六条の二十中「商品市場における取引委託を受けた」を「受託契約を締結しようとした」に、「その委託に係る商品市場における当該委託を受けた」を「受託契約を締結しようとした」に、「その委託に係る申込みを行うか、又はその委託の取次ぎに係る申込みを行うか、又はその委託の取次ぎに係る申込みを行うかの別」を行う行為につき、第二条第十六号のいすれに該当するかの別」に改め、同条二百十九条とする。

二 行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引の額(当該受託契約に係る上場商品構成品又は上場商品指數に係る商品指數)ことに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金(次号において「取引証拠金等」という。)の額に比して著しく大きい旨

二 商品市場における相場の変動により当該受託契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨

三 前二号に掲げるもののほか、当該受託契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該受託契約の概要その他の主務省令で定める事項

第百三十六条の十九に次の一項を加える。

二 商品取引員は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品取引員は、当該書面を交付したものとみなす。

第一百三十六条の十九を第二百七十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)
第二百八十八条 商品取引員は、受託契約を締結しようとする場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者以外の者であるときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

2 商品取引員は、顧客に対し前項の規定により説明をしなければならない場合において、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第一百三十六条の十八第一号及び第二号中「商品市場における取引」を「商品市場における取引等」に改め、同条第三号中「商品市場における取引」を「商品市場における取引等」に、「その委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること」を「その委託を受けること」(委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。)に改め、同条第四号中「第二条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改め、同条第五号中「商品市場における取引」を「商品市場における取引等」に、「受託等」を「受託に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。

官 報 (号 外)

- 2 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者が業務方法書で定められた純資産額に関する要件を満たさないものとなつた場合には、当該清算参加者を相手方とする債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算参加者としての資格の取消しを行わなければならぬ。

(業務方法書)

2 第百七十五条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

一 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

二 清算参加者の要件に関する事項(清算参加者の純資産額に関するものを含む。)

三 商品取引債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

四 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項(取引証拠金に関するものを含む。)

五 商品清算取引に関する事項

六 その他主務省令で定める事項

3 第四十九条第七項の規定は、前項第一号の純資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務)

第一百七十六条 商品取引清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第一百七十七条 商品取引清算機関は、特定の清算機関に参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置）

第一百七十八条 商品取引清算機関は、商品市場における取引に基づく債務の不履行により損失が

生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその

他の商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならぬ。

(取引証拠金)

第一百七十九条 商品取引清算機関は、商品市場における取引(その商品取引債務引受け業の対象と

する債務の起因となる商品市場における取引に限り、第二条第十項第一号ニに掲げるものを除

く。以下この条において同じ。)について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、
取引証拠金の預託を受けなければならぬ。

既に語林全の言葉をもつたいわば「アーチー」
一 清算参加者である会員等が商品市場における
のスリ二三の場合にて第一開催の場合に之を

る取引を行ふ場合(次号に掲げる場合を除く。)次のイからニまでに掲げる場合の区分

に応じ、それぞれイから二までに定める者
イ 会員等が自己の計算において商品市場に

おける取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引(次項の規定期間

に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。」を行う場合 口 会員等がその受託した商品市場における取引(その委託の取次ぎを受託した者(以下

この条において「取次者」という、(から受託したもの)を除く。)を行なう場合(イに掲げる場合を除く。)当該取引の委託者(会員等)に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。)

ハ 会員等がその受託した商品市場における取引(第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。)を行う場合(イに掲げる場合を除く。)当該取次者

二 会員等がその受託した商品市場における取引(取次者から受託したものに限る。)を行う場合(イ及びハに掲げる場合を除く。)当該取引の委託の取次ぎを委託した者(以下この条において「取次委託者」といいう。)清算参加者がその受託した商品清算取引を行なう場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める者

イ 清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合又は清算参加者が次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けている会員等から受託した商品清算取引を行う場合 当該会員等

八 きを委託した者（清算取次者を除く）以下この条において「清算取次委託者」という。）（第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。）当該清算取次者

二 清算参加者がその受託した商品清算取引（清算取次者から受託した会員等から受託

したものに限る。)を行う場合(イ及びハに掲げる場合を除く。)当該商品清算取引の

委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者（以下この条これらについて「清算取次者」と対する）

(以「この多いおもてなし算員次第に付けて、
委託者」という。)

会員等は、商品市場における取引の受託又は商品清算取引の委託の取次ぎの受託について、

土務省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる場合においては委託者又は取次者(当該

取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託

したものである場合にあつては、取次委託者

前項第二号に該する場合においては清算金の次委託者又は清算取次者（当該商品清算取引

か、第四項の規定に基づく清算取次証拠金の預託を清算取次者に対する委託者から受けていな

い清算取次者から受託したものである場合においては、清算取次者に対する委託者の承諾を

取次者は、商品市場における取引の委託の取扱いを、それらの者をして、当該会員等に委託することができる。

官 報 (号外)

により、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

4 清算取次者は、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、清算取次者に対する委託者の承諾を得て、その者をして、当該清算取次者に清算取次証拠金を預託させることができる。

5 第百三十三条第四項中「第一項」であるのは、「第一百七十九条第二項」と読み替えるものとする。

6 第百三十三条第五項及び第六項の規定は、第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金、第三項の取次証拠金及び第四項の清算取次証拠金について準用する。

7 第百三十三条第七項から第九項までの規定は、第二項から第四項までの場合について準用する。

この場合において、同条第七項中「第二項の会員等又は第三項の取次者」とあるのは「第一百七十九条第二項の会員等、同条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者」と、同項及び同条第九項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、同条第七項から第九項までの規定中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(清算預託金)

第百八十条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者をして、商品取引清算機関に対する債務の履行を担保するため、清算預託金を預託させることができる。

2 商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金について弁済を受け、なお不足があるときは、同項の清算参加者以外の清算参加者の清算預託金について、その清算預託金の額に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

3 商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金について弁済を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の清算参加者は、第二項に規定する損害を与えた清算参加者に対し、求償権を有する。

5 第百十一条の規定は、清算預託金について準用する。この場合において、同条中「商品取引所」とあるのは、「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(未決済債務等の決済)

第百八十二条 商品取引清算機関が業務方法書で定めたる手続、整理手続又は更生手続、再生手続、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等(当該清算参加者が行つた商品市場における取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)をいふ。以下この項において同じ。)についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する当

2 商品取引所法の一部を改正する法律案及び同報告書

2 商品取引清算機関は、業務方法書で定めたるところにより、清算参加者をして、商品取引清算機関に対する債務の履行を担保するため、清算預託金を預託させることができる。

3 商品取引清算機関は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第百八十五条 主務大臣は、商品取引債務引受け業

2 商品取引清算機関は、清算参加者の債務の不履行により損害を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

3 商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金について弁済を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の清算参加者は、第二項に規定する損害を与えた清算参加者に対し、求償権を有する。

5 第百十一条の規定は、清算預託金について準用する。この場合において、同条中「商品取引所」とあるのは、「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第百八十二条 商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散等の認可)

第百八十三条 商品取引清算機関の商品取引債務引受け業の廃止又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(報告徵収及び立入検査)

第百八十四条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第百七十三条第一項の承認を受けた商品取引所が第九条若しくは第七十八条の許可を取り消されたとき又は第六十九条各号若しくは第九十四条第一項各号のいずれかに該当するときは、その承認は、効力を失う。

4 主務大臣は、不正の手段により商品取引清算

該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2 商品取引清算機関の有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権として、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団に属する財産、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産とする。

3 第百八十六条 主務大臣は、商品取引清算機関がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の处分(以下この条において「この法律等」という。)に違反した場合において、商品取引債務引受け業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適當であると認めるときは、当該商品取引清算機関に対し、第百六十七条の許可若しくは第百七十七条第一項ただし書若しくは第百七十三条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、第百六十七条の許可、第百七十一条第一項ただし書若しくは第百七十三条第一項の承認若しくは第百八十二条の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可、承認又は認可を取り消すことができる。

3 第百七十三条第一項の承認を受けた商品取引所が第九条若しくは第七十八条の許可を取り消されたとき又は第六十九条各号若しくは第九十四条第一項各号のいずれかに該当するときは、その承認は、効力を失う。

4 主務大臣は、不正の手段により商品取引清算

官報(号外)

機関の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関に對し、当該役員の解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第一百八十七条 第一百五十八条第二項の規定は前二条の規定による处分について、第一百五十九条第四項の規定は前条の規定による許可、承認若しくは認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第二節 雜則

(取引の決済の結了に関する規定の準用)

第一百八十八条 第一百十三条(第一百十四条において準用する場合を含む。)の規定は、商品清算取引を委託した会員が会員商品取引所から脱退した場合若しくは商品清算取引を委託した取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合又は商品清算取引を委託した会員等の商品市場における取引が停止された場合であつて、かつ、その商品清算取引の決済が結了していない場合における当該商品清算取引について準用する。

(政令への委任)

第一百八十九条 第一百六十七条规定するもののほか、商品取引清算機関等に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 商品取引所

第一節 総則

(業務の制限)

第三条 商品取引所は、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場の開設の業

務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

(名称又は商号)

第四条 商品取引所は、その名称又は商号中に「取引所」という文字を用いなければならない。

2 商品取引所でない者は、その名称又は商号中に商品取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(市場の開設の制限)

第五条 商品取引所は、定款で定める商品市場以外の市場(定款で定める開設期限を経過した商品市場を含む。)を開設してはならない。

2 商品取引所は、一種の上場商品又は上場商品指數について二以上の商品市場を開設してはならない。

(商品市場類似施設の開設の禁止)

第六条 何人も、商品又は商品指數(これに類似する指數を含む。)について先物取引に類似する取引をするための施設(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第七項に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場を除く。)を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

(政令への委任)

二 上場商品指數に係る商品市場 一年以上継続する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場を除く。)を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

(定款)

第十一條 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 会員商品取引所は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。	一 事業
(住所)	二 名称
第八条 会員商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	三 事務所の所在地
(設立の許可)	四 会員たる資格に関する事項
第九条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならぬ。	五 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法
(設立要件)	六 会員の加入及び脱退に関する事項
第十条 会員商品取引所を設立するには、開設する商品市場ごとに会員になろうとする二十人以上の者が発起人とならなければならない。	七 信認金及び取引証拠金に関する事項
2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。	八 会員の経費の分担に関する事項
一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品(以下「上場商品構成物品」という。)の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(以下「売買等」という。)を業として行つている者	九 会員に対する監査及び制裁に関する事項
二 上場商品指數に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指數に係る商品指數の対象となる物品(以下「上場商品指數対象物品」という。)の売買等を業として行つている者	十 役員の定数、任期及び選任に関する事項
(定款)	十一 会員総会に関する事項
第十一條 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名しなければならない。	十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項
2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。	十三 商品市場に関する次に掲げる事項
(法人格)	十四 上場商品又は上場商品指數
第二節 会員商品取引所	十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
第一款 設立	十六 公告の方法
(法人格)	十七 会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
第七条 会員商品取引所は、法人とする。	四 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するも

のとする。

5 商法明治三十二年法律第四十八号)第一百六十六条第三項の規定は、第一項の定款について準用する。この場合において、同条第三項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(加入申込証)

第十二条 会員商品取引所の会員になろうとする者(発起人を含む。)は、加入申込証に住所及び

その引き受けべき出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載して、これに署名しなければならない。

2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 定款に記載し、又は記録した事項

二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所

三 出資の払込みの方法、期限及び場所

四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。

5 会員商品取引所の成立後の加入申込証は、理事長が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 成立の年月日

二 定款に記載し、又は記録した事項

三 役員の氏名及び住所

四 出資の払込みの方法、期限及び場所

5 商法第七十五条第五項、第七項及び第八項の規定は、会員商品取引所の加入の申込みについて準用する。この場合において、同条第五項

及び第七項中「発起人」とあるのは「発起人(会員

商品取引所ノ成立後ニ在リテハ理事長」と、

「株式申込証」とあるのは「加入申込証」と、「株式申込人」とあるのは「会員商品取引所ノ加入ノ

申込ヲ為サントスル者」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「加入申込証」と、同項にお

いて準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法

務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるも

のとする。

(創立総会)

第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第二項第三号に定める出

資の払込みの期限となつてゐる日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならぬ。

2 発起人は、創立総会までに出資の全額の払込を終了しなければならない。

3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定

4 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。

5 創立総会における議事は、会員にならうとする者(その出資の全額の払込みが終了した者に限る。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第四項まで及び第二百四十七条

から第二百五十二条までの規定は、創立総会に

ついて準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商

品取引所法第十三条第六項ニ於テ準用スル同法第五十九条第八項本文及第十項」と、同法第二百四十四条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(許可の申請)

第十四条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、第九条の許可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

1. 許可の申請書に記載する事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

2. 上場商品構成物の売買等を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該上場商品構成物に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物を一の上場商品構成物として商品市場で取引することが適当であることを政令で定める基準に適合すること。

3. 二以上の商品指数を一の上場商品構成物として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品

の大部が共通していること。

4. 定款、業務規程、受託契約規則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約規則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

5. 当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

6. 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号

のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかるわらず、同条の許可をしてはならない。

7. 当該先物取引をする会員商品取引所を設立すること。

立することが当該上場商品構成物等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようする場合にあつては、上場商品構成物の売買等を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該上場商品構成物に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物を一の上場商品構成物として商品市場で取引することが適当であることを政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指数を一の上場商品構成物として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品

の大部が共通していること。

四 定款、業務規程、受託契約規則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約規則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五 当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

6. 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号

のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかるわらず、同条の許可をしてはならない。

7. 当該先物取引をする会員商品取引所を設立すること。

があるとき。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法

令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行の終わつた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者

二 第百五十九条第一項若しくは第二項、第

三百八十六条第一項若しくは第二項、第三百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項若しくは第三百四十条第一項(第三百四十五条において準用する場合を含む。)の

規定により第九条若しくは第七十八条、第

一百六十七条、第一百九十条第一項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消され、その取消し

の日から五年を経過しない者又はこの法律

に相当する外国の法令の規定により当該外

国において受けている同種の許可(当該許

可に類する登録その他の行政処分を含む。

へにおいて「許可等」という。)を取り消さ

れ、その取消しの日から五年を経過しない

本 第百六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令によるその他の行政処

分を含む。ト及びチにおいて同じ。)により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 商品取引所が第百五十九条第一項若しくは第二項の規定により第九条若しくは第七

十八条の許可を取り消された場合、商品取引清算機関が第百八十六条第一項若しくは

第二項の規定により第六十七条の許可を

取り消された場合、商品取引員が第二百三

十五条第三項若しくは第二百三十六条第一

項の規定により第九十条第一項の許可を

取り消された場合若しくは法人である第一

種特定施設開設者(第三百三十二条第二号)

に規定する第一種特定施設開設者をいう。

以下この号において同じ。)若しくは第二種

特定施設開設者(第三百三十二条第三号に

規定する第二種特定施設開設者をいう。以

下この号において同じ。)が第三百四十条第一

項第三百四十五条において準用する場

合を含む。)の規定により第三百三十二条第一

項若しくは第三百四十二条第一項の許可

を取り消された場合において、その取消し

の日前三十日以内に当該商品取引所、商品

取引清算機関、商品取引員若しくは第一種

特定施設開設者若しくは第二種特定施設開

設者の役員であつた者で当該取消しの日か

ら五年を経過しないもの又は外国において

相当する外国の法令によるその他の行政処

を取り消された場合において、その取消し

の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ト 法人である商品取引所の会員等又は商品

取引所に相当する外国の施設の会員等が第

百六十条第一項の規定又はこれに相当する

外国の法令の規定により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は

取引資格を取り消された場合において、そ

の除名又は取消しの日前三十日以内に当該

法人の役員であつた者で当該除名又は取消

しの日から五年を経過しないもの

チ 第百五十九条第三項、第一百六十条第一

項、第一百八十六条第四項若しくは第二百三

十六条第二項の規定又はこれらに相当する

外国の法令の規定による命令により解任さ

れた役員でその解任の日から五年を経過し

ないもの

リ 第三百二十八条第一項の規定による裁判

所の命令又はこれに相当する外国の法令の

規定による外国の裁判所の命令を受けた後

一年を経過しない者

ス 商法第二百五十四条ノ二第三号に掲げる

ル 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイから又ま

でのいづれかに該当するもの

ヲ 法人でその役員のうちにイからルまでの

いずれかに該当する者のあるもの

6 前項の場合において、主務大臣は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないとときは、意見の聴取を行うことを要しない。

7 主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聽取する事項、場所及び期日を明確にして、通知しなければならない。

商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指標の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商

品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、そ

は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとす

る。

4 主務大臣は、第三百五十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第九条の許可を

してはならない。

5 主務大臣は、第九条の許可の申請が第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号のいづれかに該当すると認めるときは、あらかじめ申請をした者にその旨を通知し、申請

をした者又はその代理人の出頭を求め、証明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。

6 前項の場合において、主務大臣は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴

取に応じないとときは、意見の聴取を行うことを要しない。

7 主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聽取する事項、場所及び期日を明

官 報 (号外)

8 第五項の意見の聴取は、公開により行わなければならぬ。ただし、主務大臣が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

9 主務大臣は、第五項の意見の聴取を行うため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

10 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合には、第三百五十二条第三号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第九条の許可があつたものとみなす。

(成立の時期及び届出)

第十六条 会員商品取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。

2 会員商品取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(理事長への事務引継)

第十七条 発起人は、第九条の許可があつたとき(第十五条第十一項の規定による場合を含む。)は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

(商法の準用)

第十八条 商法第二百九十三条、第二百九十四条及び

第百九十六条の規定は会員商品取引所の発起人について、同法第四百一十八条の規定は会員商品取引所の設立について準用する。

(役員又は会員の氏名等の変更)

第十九条 会員商品取引所は、第十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(設立の登記)

第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、第九条の許可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

1 一 目的
2 二 名称
三 事務所

四 存立の期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

五 出資の総額

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 代表権を有する者の氏名 住所及び資格

八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九 公告の方法

3 会員商品取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前

項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の設立の登記)

第二十一条 会員商品取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(登記の管轄)

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記)

第二十七条 会員商品取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 第二十条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これをす

ることができる。

(理事長の職務執行停止等の登記)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(登記の管轄)

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記)

第二十七条 会員商品取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(設立無効の登記の手続)

第二十八条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ六及び第百四十条の規定は、会員商品取引所の設立を無効とする判決が確定した場合について準用する。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第百七条から第百二十条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「商品取引所法第二十条第二項」と読み替えるものとする。

(会員たる資格)

第三十条 会員商品取引所の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者に限る。

一 当該会員商品取引所の上場商品構成物品等(当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料とする物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。次項において同じ。)の売買等を業として行つている者

二 商品取引員

三 前二号に掲げる者のほか、上場商品構成物品等の公正な価格の形成に資するものとして政令で定める要件に該当する者

会員が死亡した場合において、その相続人が

被相続人の死亡の日から三月を経過する日までに、被相続人が前項第一号に該当する者であつた場合には被相続人が取引をしていた商品市場における上場商品構成物品等の売買等を業として行うこととなつたとき、被相続人が同項第三号に該当する者であつた場合には同号に該当す

る者となつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3 前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、同項の規定を適用する。

(欠格条件)

第三十一条 第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者は、会員となることができない。

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項(第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びヲに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(出資)

第三十二条 会員は、出資一口以上を持たなければならぬ。

2 出資は、金銭以外の財産であることができない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならぬ。

4 会員商品取引所は、定款で定めるとする者が会員商品取引所に加入しようとするときは、正當な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

5 代理人は、代理権を証する書面を会員商品取引所に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(経費の賦課)

第三十三条 会員商品取引所は、定款で定めるとする者が会員商品取引所に加入しようするに伴う費用を負担する。

4 会員商品取引所の債務に対する会員の責任は、第三十四条の規定による経費の負担及び第四十五条第三項の規定による損失額の負担のほか、上場商品構成物品等の公正な価格の形成に資するものとして政令で定める要件に該当する者は、第三十二条第五項の規定は、前項の経費の払込みについて準用する。

か、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて会員商品取引所に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2 会員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、代理権を証する書面を会員商品取引所に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

4 会員商品取引所は、会員たる資格を有する者が会員商品取引所に加入しようとするときは、正當な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

3 持分の譲渡

第三十四条 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務を承継する。

(加入)

第三十五条 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の払込みが終了したものは、その会員商品取引所の設立の時に会員となる。

2 会員商品取引所の設立の際に会員商品取引所に加入しようとする者で会員商品取引所が加入前に規定する払込みを終了しない者については、会員商品取引所が加入の申し込みを取り消したものとみなす。

3 成立後の会員商品取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき会員商品取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込み及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受け及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時に会員となる。

4 会員商品取引所は、会員たる資格を有する者が会員商品取引所に加入しようとするときは、正當な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

3 持分の譲渡

第三十六条 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務を承継する。

官 報 (号 外)

(持分の承継)

第三十七条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺者(以下この条において「相続人等」という。)が会員であるときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を会員商品取引所に通知しなければならない。

2 会員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、定款で定める期間内に加入につき会員商品取引所の承諾を得て、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継することができる。

3 前項の規定により相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡の時に於いて会員になつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもつて選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

(第三十八条 会員は、持分を共有することができない。
(取引に係る権利及び義務の承継))

第三十九条 第三十七条第一項又は第二項の規定により会員の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、当該会員が商品市場において取引に係る権利及び義務を承継する。

(会員たる地位の承継)

第四十条 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

(任意脱退)

第四十一条 会員は、三十日前までに予告して、会員商品取引所を脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

(当然脱退)

第四十二条 会員は、前条及び第四十四条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 第三十条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたこと。

二 その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の規定により閉鎖されたこと。

三 持分全部の譲渡

四 死亡又は解散

五 除名

(除名)

第四十三条 会員の除名は、第九十九条第五項の規定によつてする場合及び第一百六十条第一項の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十一条に定める会員総会の決議によつてするものとする。

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した会員が会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。

送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えるなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

(持分の差押えによる脱退)

第四十四条 会員の持分を差し押さえた債権者は、その会員を脱退させることができる。ただし、会員商品取引所及び会員に対し三十日前までに予告しなければならない。

2 商法第九十条及び第九十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(持分の払戻し)

第四十五条 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末における会員商品取引所の財産によつて定める。

(理事の職務)

3 前項の持分を計算するに当たり、会員商品取引所の財産をもつて債務を完済することができないときは、会員商品取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(監事の権限)

第四十六条 監事は、会員商品取引所の事務を監査する。

2 監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事長が会員総会に提出しようとする書類を調査し、会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件)

第四十七条 第十五条规定の第一号イからルまでのいずれかに該当する者は、会員商品取引所の役員となることができない。

2 会員商品取引所の役員が前項に規定する者に

(役員)

第三款 機関

第四十六条 会員商品取引所に、次の役員を置く。

理事長

一人

理事

二人以上

監事

二人以上

監事

一人

該当することとなつたときは、その職を失う。
(役員の選任)

第五十条 会員商品取引所の役員は、次項の規定により選任される理事を除き、定款で定めるところにより、会員総会において、会員が選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において、会員になろうとする者が選挙する。

2 理事長は、定款に特別の定めがある場合に、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

(役員の任期)

第五十一条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

(仮理事及び仮監事)

第五十二条 主務大臣は、理事又は監事の職を行なう者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(理事長及び理事の責任)

第五十三条 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、会員商品取引所に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、会員総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(役員の解任の請求)

第五十四条 会員は、総会員の五分の一以上の連

署をもつて、役員の解任を請求することができること。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する会員総会において、出席の請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

(役員の兼職禁止)

第五十五条 会員商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつてゐる会員商品取引所の監事と、監事は、その者が監事となつてゐる会員商品取引所の使用者又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第五十六条 会員商品取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が会員商品取引所を代理する。会員商品取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

表する。会員商品取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

2 前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

第五十七条 理事長は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事長は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 加入年月日

三 出資口数、出資金額及びその払込年月日

四 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指數

五 商品取引員であるときは、許可年月日

四 会員及び会員商品取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し、次に掲げる請求書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えるなければならない。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

(役員の兼職禁止)

第五十五条 会員商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事

となつてゐる会員商品取引所の監事と、監事は、その者が監事となつてゐる会員商品取引所の使用者又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第五十六条 会員商品取引所が理事長又は理事と

定める方法により表示したもののが閲覧の請求書に対する。会員商品取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

2 前号の電磁的記録に記録された情報と電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること又は当該情報の内容を記載した書面の交付の請求

5 理事長は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 理事長及び理事は、前項の規定による請求があつたときは、正當な理由がないのにこれを拒んではならない。

3 会員が総会員の五分の一以上の者の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、会員総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があ

3 第一項及び第二項の書類の作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方)式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下の記録に記録された情報の内容を主務省令で同じ)の作成がされているときは、当該電磁

3 第一項及び第二項の書類の作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方)式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下の記録に記録された情報の内容を主務省令で

3 第一項及び第二項の書類の作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方)式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下の記録に記録された情報の内容を主務省令で

官報(号外)

9 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載する。	つた日から二十日以内に、臨時会員総会を招集しなければならない。
4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出した会員は、当該書面を提出したものとみなす。	4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出した会員は、当該書面を提出したものとみなす。
5 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。	5 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。
6 理事長の職務を行う者がないときは、監事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければならない。	6 理事長の職務を行う者がないときは、又は第三項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければならない。
7 前項の場合において、監事の職務を行う者がないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、会員総会を招集することができる。	7 前項の場合において、監事の職務を行う者がないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、会員総会を招集することができる。
8 会員総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、書面をもつて招集の通知を発しなければならない。ただし、第二項、第三項、第六項及び前項に規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができるとある。	8 会員総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、書面をもつて招集の通知を発しなければならない。ただし、第二項、第三項、第六項及び前項に規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができるとある。
9 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載する。	9 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載する。
10 会員総会を招集する者は、第八項の規定による書面による通知の発出に代えて、政令で定めることにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該通知を当該電磁的方法により発した会員総会を招集する者は、同項の規定によし、又は記録しなければならない。	10 会員総会を招集する者は、第八項の規定による書面による通知の発出に代えて、政令で定めることにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該通知を当該電磁的方法により発した会員総会を招集する者は、同項の規定によし、又は記録しなければならない。
11 会員総会を招集する者は、通常会員総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失処理案(これらのが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「決算関係書類等」という)を監事に提出しなければならない。	11 会員総会を招集する者は、通常会員総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失処理案(これらのが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「決算関係書類等」という)を監事に提出しなければならない。
12 (会員総会の決議事項)	12 (会員総会の決議事項)
13 第六十一条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければならない。	13 第六十一条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければならない。
14 一定款の変更	14 一定款の変更
15 (商法等の準用)	15 (商法等の準用)
16 第六十三条 商法第二百四十三条、第二百四十四	16 第六十三条 商法第二百四十三条、第二百四十四
17 条第一項から第四項まで及び第二百四十七条规定による定めは、会員総会について、非訟事件手続法第二百三十九条(第六号に係る部分に限る。)及び第二百四十四条の規定は会員総会(創立総会を含む)の決議を取り消し、又はその不存続若しくは無効を確認する判決が確定した場合について準用する。この場合において、商法第二百四十三条规定による定めは、「商品取引所法第五十九条第八項」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ一中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。	17 条第一項から第四項まで及び第二百四十七条规定による定めは、会員総会について、非訟事件手続法第二百三十九条(第六号に係る部分に限る。)及び第二百四十四条の規定は会員総会(創立総会を含む)の決議を取り消し、又はその不存続若しくは無効を確認する判決が確定した場合について準用する。この場合において、商法第二百四十三条规定による定めは、「商品取引所法第五十九条第八項」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ一中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。
18 (決算関係書類等の記載事項等)	18 (決算関係書類等の記載事項等)
19 第六十六条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失処理案(これらのが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「決算関係書類等」という)を監事に提出しなければならない。	19 第六十六条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失処理案(これらのが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「決算関係書類等」という)を監事に提出しなければならない。
20 (決算関係書類等の記載事項等)	20 (決算関係書類等の記載事項等)
21 第六十七条 決算関係書類等に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、主務省令で定める。	21 第六十七条 決算関係書類等に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、主務省令で定める。
22 (商法の準用)	22 (商法の準用)
23 第六十八条 商法第二百八十二条第二項及び第三項、第二百八十二条第一項及び第二項、第二百八十三条第一項及び第四項本文並びに第二百八十五条の規定は、会員商品取引所の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十二条第二項中「前項第一号又ハ第四号ニ掲ぐルモノ」とあるのは、「財産目録、貸借対照表又ハ剩余金処分案若ハ損失処理案」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第二百八十二条第三項中「第一項第二号若ハ第三号ニ掲ぐルモノ」とあるのは、「財産目録、貸借対照表又ハ剩余金処分案若ハ損失処理案」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第二百八十二条第一項中「第二百八十二条第一項ニ掲ぐルモノ」とあるのは、「商品取引所法第六十六条ノ二規定スル決算関係書類等」と、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは、「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事	23 第六十八条 商法第二百八十二条第二項及び第三項、第二百八十二条第一項及び第二項、第二百八十三条第一項及び第四項本文並びに第二百八十五条の規定は、会員商品取引所の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十二条第二項中「前項第一号又ハ第四号ニ掲ぐルモノ」とあるのは、「財産目録、貸借対照表又ハ剩余金処分案若ハ損失処理案」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第二百八十二条第三項中「第一項第二号若ハ第三号ニ掲ぐルモノ」とあるのは、「財産目録、貸借対照表又ハ剩余金処分案若ハ損失処理案」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第二百八十二条第一項中「第二百八十二条第一項ニ掲ぐルモノ」とあるのは、「商品取引所法第六十六条ノ二規定スル決算関係書類等」と、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは、「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事
24 (決算関係書類等の提出)	24 (決算関係書類等の提出)
25 第六十九条 会員総会においては、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。	25 会員総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。
26 (商法等の準用)	26 (商法等の準用)
27 第七十一条 会員総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	27 第七十一条 会員総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
28 議長は、会員総会において選任する。	28 議長は、会員として会員総会の決議に加わる。
29 第六十五条 会員商品取引所は、剩余金の分配をしてはならない。	29 第六十五条 会員商品取引所は、剩余金の分配をしてはならない。

官 報 (号 外)

業時間内」と同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十九条第一項各号二掲

解散する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第百五十五条第一項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

登記は、主務大臣の嘱託によつてする。
(清算結了の登記の申請)

会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、商法第四百十九条第二項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百二十二条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と読み替えるものとする。

二規定ノハ法算関係書類等（財産目録除外）と、同項第三号ニ掲タルモノとあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号ニ

(清算人) 第七十一条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理

用する商法第四百一十七条第一項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

二規定ノハ決算報告書類等(財産目録ヲ除ク)と、同項第三号ニ掲タルモノとあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号ニ掲タルモノ」とあるのは「同条ニ規定スル決算関係書類等(財産目録及業務報告書ヲ除ク)」と、

(清算人) 第七十一条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。ただし、会員総会において他人を選任したときは、この限り

用する商法第四百一十七条第一項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。
(会員商品取引所の合併の認可等)

同条第四項本文中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」と、同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

りでない。
(解散の登記)
第七十二条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内

(会員商品取引所の解散)
六十九条 会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散する。

に、解散の登記をしなければならない。
(清算結了の登記)

一定款で定めた存立期間の満了又は解散事由の発生

第七十七条第一項の承認があつた後、主た
きは、第七十七条第一項において準用する商法

二 会員総会の決議

る事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、

滅する場合の当該合併に限る。第七十一条及
び第七十二条において同じ。)

(清算結了の登記をしなければならない。
解散の登記の申請)

五
四
破産

第七十四条 会員商品取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又

六 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

は会員商品取引所を代表すべき理事が清算人でない場合には、会員商品取引所を代表す

(一部の商品市場の閉鎖)
七十一条 会員商品取引所は、その開設する商品

べき清算人であることを証する書面を添付しな
ければならぬ。

会員の数が十人以下と市場において取引をする会員の数が十人以下と

いれはなんらない
会員商品取引所が主務大臣の設立の許可の取

消しの処分により解散する場合における解散の

官 報 (号 外)

社ノ債権者」とあるのは「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事業時間内」と、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十三条第一項中「第二百八十二条第一項各号ニ掲タルモノ」とあるのは「商品取引所法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条第二規定スル決算関係書類等(財産目録ヲ除ク)」と、「同項第三号ニ掲タルモノ」とあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号ニ掲タルモノ」とあるのは「同法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条第二規定スル決算関係書類等(財産目録及業務報告書ヲ除ク)」と、同条第四項本文中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」と読み替えるものとする。

3 商業登記法第六十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

(株式会社商品取引所の許可)

第三節 株式会社商品取引所

第七十八条 株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならぬい。

(許可の申請)

第七十九条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本の額
- 三 本店、支店その他の営業所の所在地
- 四 上場商品又は上場商品指數
- 五 役員の氏名及び住所

六 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及

2
前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請者が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 許可申請者が株式会社でその資本の額が政令で定める金額以上のものであること。

二 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等を業として行つている者であること。

ロ 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行つている者であること。

三 申請に係る上場商品又は上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該先物取引をする株式会社商品取引所による

四 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

五 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部が共通していること。

六 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

七 許可申請者が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有すること。

八 許可申請者が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されること。

二 許可申請者が第十五条第二項第一号ハから
木まで、リ又はヲのいずれかに該当する者で
あるとき。

主務大臣は、株式会社商品取引所としての存
立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載さ
れ、又は記録されている第七十八条の許可の申
請があつた場合においては、第一項第三号の基
準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品
指數の先物取引を公正かつ円滑にするために十
分な取引量が見込まれることその他上場商品
構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取
引をする株式会社商品取引所になることが当該
上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支
障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該
当しないことを同号の基準とし、当該基準並び
に同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該
存立期間又は開設期限までの間にについて判断し
て行うものとする。

4 第十五条第四項から第十一項までの規定は、
第七十八条の許可について準用する。
(定款)

第八十一条 株式会社商品取引所の定款には、商
法第一百六十六条第一項各号に掲げる事項のほ
か、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなけ
ればならない。

一 取引参加者に対する監査及び制裁に関する
事項

に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項

三 商品市場に関する次に掲げる事項

イ 上場商品又は上場商品指數

ロ 上場商品又は上場商品指數ごとの取引の種類

ハ 取引の決済の方法

株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほか、株式会社商品取引所としての存立期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

(株式会社商品取引所の取引参加者)

第八十二条 株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところにより、その開設する商品市場ごとに、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該株式会社商品取引所の開設する当該商品市場における取引を行なうための取引資格を与えることができる。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる者

(当該上場商品構成物品の主たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商品構成物品を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。)の売買等を業として行つている者

ロ 商品取引員
ハ イ及びロに掲げる者のか、第三十条第一項第三号に掲げる者のか、第三十条第一項第三号イからヲまでのいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項(第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びヲに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(取引参加者の地位の承継)

第八十三条 取引参加者につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その取引参加者の地位を承継する。

(取引資格の喪失)

第八十四条 取引参加者は、三十日前までに予告して、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失することができる。

2 前項の予告期間は、業務規程で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合に

3 取引参加者は、第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失する。

一 第八十二条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたこと。

二 その者が取引をする商品市場のすべてが第九十五条の規定により閉鎖されたこと。

三 死亡又は解散

四 取引資格の取消

(役員又は取引参加者の氏名等の変更)

第八十五条 株式会社商品取引所は、第七十九条第一項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項(本店の所在地を除く。)について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(議決権の保有制限)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有の態様その他的事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。

(発行済株式の総数等の縦覧)

第八十七条 株式会社商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の主務省令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。(資本の減少の認可等)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定め

るところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 株式会社商品取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等)

- 第八十九条 主務大臣は、株式会社商品取引所の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

2 商法第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項及び第二百八十条第一項並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)。以下「商法特例法」という。)第二十二条の九第六項、第二十一条の十四第七項第五号及び第二十二条の十五第三項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

- (主務大臣の嘱託登記)
- 第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

- 2 前項の規定により主務大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。

(役員等の兼職禁止)

- 第九十一条 株式会社商品取引所の役員は、他の

商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

- 2 前項の規定は、株式会社商品取引所の清算人について準用する。

(役員の欠格条件)

- 第九十二条 第四十九条の規定は、株式会社商品取引所の役員について準用する。

(業務規程等の備置き及び閲覧等)

- 第九十三条 取締役(商法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあつては、執行役)は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備えて置かなければならぬ。

(許可の失効)

- 第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可是、効力を失う。

一 定款で定めた株式会社商品取引所としての存立期間の満了

二 分割により営業の全部を承継させ、又は営業の全部を譲渡したとき。

三 取引参加者の数がすべての商品市場について十人以下となつたとき。

4 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

第五節 商品市場における取引

(取引資格)

- 第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるものでなければならない。

2 株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければすることができない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

- (相互決済結了取引取決めに係る取引資格)
- 第九十八条 前条の規定にかかるわらず、商品取引所は、定款(株式会社商品取引所にあつては、業務規程。次条第一項、第二項、第三項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

(株式会社商品取引所の合併の認可等)

- 三条第二項の適用については、同項中「端株主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは、「端株主、新株予約権ヲ有スル者及取引参加者」とする。

(株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議)

- 4 株式会社商品取引所に対する商法第二百六十一条第二項の適用については、同項中「端株主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは、「端株主、新株予約権ヲ有スル者及取引参加者」とする。

(株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議)

- 2 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

(取引資格)

- 第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるものでなければならない。

2 株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければすることができない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

(相互決済結了取引取決めに係る取引資格)

- 第九十八条 前条の規定にかかるわらず、商品取引所は、定款(株式会社商品取引所にあつては、

業務規程。次条第一項、第二項、第三項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

(株式会社商品取引所の合併の認可等)

- 三条第二項の適用については、同項中「端株主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは、「端株主、新株予約権ヲ有スル者及取引参加者」とする。

(株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議)

- 2 株式会社商品取引所に対する商法第二百六十一条第二項の適用については、同項中「端株主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは、「端株主、新株予約権ヲ有スル者及取引参加者」とする。

(株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議)

- 2 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

(取引資格)

- 第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるものでなければならない。

2 株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければすることができない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

項、第百九条第一項、第百十三条第一項(第百十四条において準用する場合を含む。)及び第一百四十二条において同じ。)で定めるところにより、当該商品取引所と相互決済結了取引取決めを締結した他の商品取引所(商品取引所に相当する外国の施設を含む。次項において同じ。)の会員等に、当該相互決済結了取引取決めに基づいて取引の決済を結了させるための取引を行う目的の範囲内において、当該商品取引所の商品市場における取引をすることができる資格を与えることができる。

2 前項に規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引所及び他の商品取引所が、それぞれ、他の商品取引所の会員等又は当該商品取引所の会員等に、他の商品取引所の商品市場(商品市場に相当する外国の市場を含む。以下この項において同じ。)又は当該商品取引所の商品市場において決済をしていない取引について、当該商品取引所の商品市場又は他の商品取引所の商品市場においてその取引の決済を結了させるための取引をすることを、相互に認められたための取決めをいう。

3 第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられた者は、同項に規定する目的の範囲内において、第一百一条第一項から第四項まで、第二百三十三条、第二百四十三条第三項及び第四項、第二百八十三条第一項、第二百五十三条から第二百五十五条まで、第二百五十七条、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項、第二百六十五条、第二百七十九条並びに第二百八十八条の規定の適用について、会員等とみなす。この場合において、第二百十三条规定(第二百四十四条及び第二百八

十八条において準用する場合を含む。)中「から脱退した」とあるのは「において取引をすることができる資格を喪失した」と、第一百六十五条中「の除名」とあるのは「の取引をすることができる資格の取消し」とする。

(会員等の純資産額)

第九十九条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、主務省令で定めるところにより、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めなければならない。ただし、当該商品市場において第二百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合には、当該商品市場において第三号に掲げる方法による決済を行つたときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

2 商品取引所は、前項の規定により会員等の純資産額の最低額を定めるときは、二以上の商品

市場において、又は他の商品取引所の商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額が他の会員等の純資産額の最低額より多い額となるようしなければならない。

3 会員等の純資産額が前二項の規定による最低額を下回ることとなつたときは、商品取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における取引を停止し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の停止をした日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定によると最低額以上になつたときは、商品取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 第二項の場合において、会員又は取引参加者の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、商品取引所は、遅滞なく、当該会員の除名又は当該取引参加者の取引資格の取消しを行わなければならない。

6 商品取引所は、第二項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消しを行つたときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

7 第一項から第五項までの純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

(会員等の数)

第一百条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、当該商品市場において取引をする会員等の数又は委託を受けて当該商品市場において取引をする会員等の数の最高限度を設定することができる。

(信認金)

第一百一条 会員等は、定款で定めるところにより、商品取引所に対し、当該会員等が取引をする商品市場ごとに信認金を預託しなければならない。

(業務規程)

第一百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項(会員商品取引所にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項を除く。)に関する細則を定めなければならない。

1 取引参加者に関する事項
2 信認金に関する事項
3 信認金は、有価証券(国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引される物品、商品指数又はオプション(実物オプ

れている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。)をもつて、これに充てることができる。

4 前項の有価証券の充用価格は、時価を参考して主務省令で定めるところにより算出した価格を超えてはならない。

5 商品取引員である会員等に対して商品市場における取引を委託した者(次項及び第二百八条第二項において「取引委託者」という。)は、その委託により生じた債権に關し、当該商品市場についての当該会員等の信認金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

6 前項の優先弁済を受ける権利が互いに競合するときは、会員等でない取引委託者の有する権利は、会員等である取引委託者の有する権利に對し優先する。

7 商品取引所は、商品取引債務引受け業を行うことにより取得した会員等に對する債権と当該会員等に対する信認金に係る債務を相殺してはならない。

(業務規程)

第一百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項(会員商品取引所にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項を除く。)に関する細則を定めなければならない。

1 取引参加者に関する事項
2 信認金に関する事項
3 信認金は、有価証券(国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引される物品、商品指数又はオプション(実物オプ

官報 (号外)

三 会員等がその受託した商品市場における取引	八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項	九 受渡しその他の決済の方法	十 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する必要な事項	（取引証拠金）	第一百三條 商品取引所は、商品市場における取引（第一項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者
------------------------	------------------------	----------------	----------------------------	---------	---

第一号二に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。	第一百五條 第一号に掲げる方法による決済を行う商品市場における取引に限り、第二条第十項	第一号二に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。	第一百三條 商品取引所は、商品市場における取引（第一項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者
--	---	--	---

一 会員等が自らの計算において商品市場における取引を行ふ場合又は会員等がその受託した商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けたものに限る。）を行う場合 当該会員等	二 会員等は、商品市場における取引の受託について、主務省令で定めるところにより、委託者は又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けている）、又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けている）、又は取次者から受託したものである場合にあつては、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができること	三 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。	四 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。	五 第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第一百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができます	引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者
--	--	--	--	---	---

六 第一百一十四条第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。	七 取引の停止	八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項	九 受渡しその他の決済の方法	十 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する必要な事項	（取引証拠金）	第一百三條 商品取引所は、商品市場における取引（第一項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者
--	---------	------------------------	----------------	----------------------------	---------	---

(取引の臨時の開始等の届出)

第百七条 商品取引所は、商品市場ごとに、商品市場を開設することができるとなつた日以後最初にその取引を行つたとき、及び臨時に取引を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(債務不履行による損害賠償)

第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合にあつては、清算参加者である会員等に限る。以下この条において同じ。)が商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員等又は商品取引清算機関に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は商品取引清算機関は、その損害を与えた会員等の当該取引に係る商品市場についての信認金及び当該取引についての取引証拠金(自己の計算による取引についてのものに限る。)について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第百一条第五項の規定による取引委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信認金についての会員等又は商品取引清算機関の権利に対して優先する。(特別担保金)

第百九条 第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う場合において、商品取引所は、定款で定めることにより、会員等をして、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預託させることができる。

2 会員等は、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に関し、前条第一項の規定により同項に規定する信認金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、

務の不履行による債権に関する規定

定により同項に規定する信認金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、

当該取引の相手方たる会員等の当該商品市場に立つて弁済を受ける権利を有する。

3 会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員等の当該商品市場についての特別

担保金について、その特別担保金の額に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の額の同項に規定する取引の相手方たる会員等以外の会員等の当該商品市場についての特別担保金の総額に対する割合を乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限る。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員等は、第二項に規定する取引の相手方たる会員等に対し、求償権を有する。

(信認金等の運用方法)

第百十条 商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、信認金又は特別担保金として預託を受けたものを運用することができる。

(総取引高等の公表)

第百十一条 商品取引所は、主務省令で定めるとこ

る。以下この条において同じ)をして当該取引の決済を結了させなければならない。

二 取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定指數(以下「約定価格等」という。)で

あつて主務省令で定めるもの

(相場及び取引高報告書の提出等)

第百十二条 商品取引所は、主務省令で定めるとこ

るにより、当該商品取引所の開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び取引高報告書を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品取引所は、当該商品取引所の開設する商

品市場における一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量

が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えることとなつた場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなつた場合には、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(脱退前又は取引資格の喪失前にした取引の決済の結了)

第百十三条 会員が会員商品取引所から脱退した場合又は取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合において、その会員又は取引参加者が商品市場における取引の決済を終了していないときは、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十条又は第八十三条の規定により承継する者がある場合を除き、商品取引所は、定款で定めるとこ

り、商品市場における取引について、その他の取引と帳簿上区分して経理し、かつ、帳簿により、商品市場における取引がこの法律又は商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用す

る。

(帳簿の区分経理及び保存)

第百十五条 会員等は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引について、その他の取引と帳簿上区分して経理し、かつ、帳簿

その他の業務に関する書類を保存しておかなければならぬ。

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

第百十六条 何人も、商品市場における取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引すること。

二 仮装の取引をし、又は偽つて自己の名を用い

いないで取引をすること。

三 自己のする取引の申込みと同時に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の

る。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社商品取引所の株主及び当該株式会社商品取引所」と、「事業時間内」とあるのは「営業時間内」と、「理事長」とあるのは「取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)」と、「会員商品取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社商品取引所」と、「同条第五項中「理事長」とあるのは「取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)」と読み替えるものとする。

(会員への株式の割当て)

第一百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画書で定めるところにより、組織変更後の株式会社商品取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二百三十二条第一項に準用する。

3 会員商品取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社商品取引所の株主となる。

(新会社の資本及び理事長等のん補責任)

第一百二十七条 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社商品取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、

組織変更の決議の当時の会員商品取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社商品取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(準備金の積立て)

第一百二十八条 組織変更後の株式会社商品取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

い。

2 商法第二百八十八条ノ二第五項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第五項中「合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「組織変更前ノ会員商品取引所ノ損失填補準備金其ノ他会員商品取引所ニ留保シタル剩余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ損失填補準備金」と、「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

(組織変更における株式の発行)

第一百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行なはば、組織変更に際して、組織変更後の株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 この項の規定により発行する株式(以下この項において単に「株式」という。)の種類及び

二 株式の発行価額

三 株式の発行価額中資本に組み入れない額

四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する与える株式の種類及び数

項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第七百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長若ハ理事又ハ組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役若ハ執行役」と、同法第二百九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同法第二百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ八並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二百三十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第二百七十五条第二項(各号列記以外の部分に限る。)及び第四項から第七項まで、第二百七十六条、第二百七十七条第一項、第二百七十九条第一項及び第二項並びに第二百九十二条第四項において準用する同法第二百八十六条第一項中「発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事」と、同法第二百七十五条第二項第八号中「第二百六十八条ノ二」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項」と、同項第九号中「各発起人ハ引受けタル」とあるのは「会員ニ割当シタル」と、「引受け価額」とあるのは「発行価額」と、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「第二百六十六条第十九項(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と、同条第二項第五号及第六号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるの

項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第七百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長若ハ理事又ハ組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役若ハ執行役」と、同法第二百九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同法第二百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項から第七百七十九条まで、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十二条前段、第二百九十二条、第二百九十三条第一項、第二項、第四項、第七項及び第二百九十四条第一項まで、第二百九十五条第一項から第二百九十六条第一項まで、第二百九十七条第一項、第二百九十七条から第二百九十八条まで、第二百九十九条ノ三及び第二百九十九条ノ四までの規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第二百七十三条第一項中「取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第百六十八条第一項」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事ハ商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第二百六十八条第一項第五号及第六号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるの

は「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあるのは「同号」と、同項第二号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「各发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、同條第五項中「发起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同條第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第一百二十九条第二項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法)称ス)第一条の二第三項二規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同條第三項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と読み替

は「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあるのは「同号」と、同項第二号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「各发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、同條第五項中「发起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同條第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第一百二十九条第二項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法)称ス)第一条の二第三項二規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同條第三項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と読み替

えるものとする。

対し連帶してその不足額を支払う義務を負う。

百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については前項の規定は、適用しない。

4 商法第一百七十三条ノ二及び第一百九十五条の規定は、組織変更後の株式会社商品取引所の取締役及び監査役となるべき者について準用する。

この場合において、同法第一百七十三条ノ二第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第一百九三条第二於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同條第二項中「各发起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及各理事」と、「同項第三項中「第一項」とあるのは「商品取引所法第一百九十五条中「第百六十七条三條ノ二又ハ第八十四条第一項及第二項」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第四項」と第四号」と、「各发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、同條第五項中「发起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同條第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第一百二十九条第二項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法)称ス)第一条の二第三項二規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同條第三項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と読み替

れるものとする。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（組織変更の認可）

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上上の償却をしなければならない。

（理事長及び理事の財産価格のん補責任）

（認可基準）

第百三十二条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

1 組織変更後の株式会社商品取引所の資本の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

2 組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定め

るるものとする。

百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については前項の規定は、適用しない。

百七十三条第二項第三号において準用する商法第二百九十二条ノ二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第二項中「第百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第一項第四号」と、「各发起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及各理事」と、「同項第三項中「第一項」とあるのは「商品取引所法第一百九十五条中「第百六十七条三條ノ二又ハ第八十四条第一項及第二項」とあるのは「商品取引所法第一百二十九条第四項」と第四号」と、「各发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、同條第五項中「发起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同條第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第一百二十九条第二項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法)称ス)第一条の二第三項二規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同條第三項中「发起人」とあるのは「組織変更ノ決議」ノ當時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と読み替

れるものとする。

た場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適當であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えたものとみなす。

社にあつては、取締役、商法特例法第二十二条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)が就任を承諾したこととを証する書面

第一百二十六条第一項の規定により会員に割り当てる株式

三 組織変更後の株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有す

第百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、第百三十二条第一項の認可があつ

は、これらの者との契約を証する書面

式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第一号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百

官 報 (号 外)

た株式会社は、当該組織変更の時に、第七十八條の許可を受けたものとみなす。

異議を述べた債権者があるときは、その者に
対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しく
は信託したこと又は組織変更をしてもその者
を害するおそれがないことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品
取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後の株式会社商品取引所の取締
役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会
社）

第一百三十五条 組織変更は、本店の所在地において前条第一項に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等)

第二百三十六条 次に掲げる株式は、商法第二百六十九条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

品取引所の組織変更に關し必要な事項は、政令で定める。

第六節 合併

(商品取引所の合併)

第百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併することができる。

前項の場合において、合併後存続する者又は

重要な事項について虚偽の記載があるとき。

三 組織変更前の会員商品取引所の組織変更会員 （会員）の議事録

び第四百十五条第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

5 た株式会社は、当該組織変更の時に、第七十八条の許可を受けたものとみなす。

異議を述べた債権者があるときは、その者に
対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しく
は信託したこと又は組織変更をしてもその者
を害するところがないことを証する書面

第三百三十五条 組織変更は、本店の所在地において前条第一項に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

品取引所の組織変更に關し必要な事項は、政令で定める。

商品市場において取引をしていかる販賣者おいて、組織変更後の株式会社商品取引所が開設す

五 組織変更時における組織変更前の会員商品

る株式等)

第百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品

六 組織変更後の株式会社商品取引所の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会

六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

2 前項の場合において、合併後存続する者又は
ができる。

官 (号) 外)

<p>合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。</p> <p>一 会員商品取引所と会員商品取引所とが合併する場合 会員商品取引所</p> <p>二 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合 株式会社商品取引所</p> <p>3 株式会社商品取引所が合併する場合には、この法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。</p> <p>(会員商品取引所の合併の手続)</p> <p>第一百四十条 会員商品取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して、会員総会の決議により、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の会員総会の招集の通知は、合併契約書の要領を示してしなければならない。</p> <p>3 第百二十二条第六項の規定は、第一項の合併の合併契約書には、合併を行つて、前項の規定に従う。</p> <p>3 第百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類(前条第一項の書類を除く。)について準用する。</p>
<p>令で定める書類を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。</p> <p>2 第百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類(合併契約書を除く。)について準用する。</p> <p>3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。</p> <p>2 第百四十三条 合併後存続する会員商品取引所又は合併により設立される会員商品取引所の理事長は、合併の日から六月間、前条第一項の書類並びに第百五十条において準用する商法第四百十二条第一項本文及び第二項の規定による手続の経過、合併の日その他の合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 第百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類(前条第一項の書類を除く。)について準用する。</p>
<p>3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。</p> <p>2 第百四十五条 商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する者又は合併により設立される者が商品取引所であるものに限る。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所(以下「合併後の商品取引所」という。)について次に掲げる事項(合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第二号に掲げるものを除く。)を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 名称又は商号</p> <p>二 資本の額</p> <p>三 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在地</p> <p>四 上場商品又は上場商品指数</p> <p>五 役員の氏名及び住所</p> <p>六 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び会員等が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数</p>
<p>(認可基準)</p> <p>三百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準(合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。)に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。</p> <p>第一項第一号の政令で定める金額以上であること。</p> <p>二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。</p> <p>三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適當であることを政令で定める基準に適合すること。</p> <p>四 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつて商品市場を運営する場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部が共通していること。</p> <p>五 合併後の商品取引所の定款、業務規程、受書、各商品取引所の貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p>

「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六百三十九条第二項各号の場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、商業登記法第六十六条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六百三十九条第二項から第四項まで及び第七十条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第九十条第一項第二号中「消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併を行う各会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同項第三号中「商法第一百条第一項（同法第二百四十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項（有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「商品取引所法第二百五十五条において準用する商法第四百十二条第一項本文」と、「公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告）」とあるのは「公告及び催告」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条规定の管轄区域内外に事務所があるものを除く。」の登記簿の謄本」と、同項第七号中「合併により資本を増加する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一条第一項第一号中「前条

合併に関する特例

第八号及び第九号に掲げる」とあるのは「第八十一条第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ一第二項」とあるのは「商品取引所法第二十条第二項第五号」と読み替えるものとする。

〔合併に関する特例〕

第一百五十二条 第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における株式会社商品取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第五項、第四百八条ノ二第一項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百四十四条第一項、第四百十四条ノ二並びに第四百十五条第三項において準用する同法第二百八条の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会員商品取引所」と、「其ノ会員」とあるのは「会員」と、同条第五項中「第一項第五号」とあるのは「会員」と、同条第四項中「消滅スル会社」とあるのは「会員」と、同条第四項中「消滅スル会社」であるのは「消滅スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「商号及本店」とあるのは「消滅スル会員商品取引所の名称及主タル事務所」と、同法第四百十一条第一項中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、同法第四百四十四条第一項及び第四百十五条第三項において準用する同法第二百八条中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」とする。

第一百五十三条 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変更登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社」の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総会の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の合併会員總会の議事録」と、同項第四号中「第六十七条第二号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」である。

3 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変更又は設立の登記に対する商業登記法第九十二条の規定の適用については、同条において準用する同法第六十六条中「合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の名称及び主たる事務所」と、同法第九十二条において準用する同法第六十九条第一項中「消滅会社」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所」と、同条第二項から第四項までの規定中「本店の所在地における」とあるのは「主たる事務所の所在地における」と、同法第九十二条において準用する同法第七十条第二項中「消滅会社の本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の主たる事務所」とする。

（政令への委任）

第一百五十四条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関する必要な事項は、政令で定めることとする。

第一項第一号から第四号まで及び第六号」とあ

「減スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは

本」とする。

2 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項第一号」とあるのは「商品取引所法第五百五十三条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十三条ノ一第二項に規定する額」とあるのは「商品取引所法第五百五十二条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ一第二項に規定する額」とする。

3 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変更又は設立の登記に対する商業登記法第九十二条の規定の適用については、同条において準用する同法第六十六条中「合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の名称及び主たる事務所」と、同法第九十二条において準用する同法第六十九条第一項中「消滅会社」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所」と、同条第二項から第四項までの規定中「本店」の所在地における」とあるのは「主たる事務所の所在地における」と、同法第九十二条において準用する同法第七十条第二項中「消滅会社の本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の主たる事務所」とする。

（政令への委任）

第一百五十四条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関する必要な事項は、政令で定める。

第七節 監督

(定款の変更)

百五十五条 商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの(次号に掲げるものを除く) 次に掲げる基準

イ 当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該会員商品取引所の会員にならうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの(その出資の全額の払込みが終了したものに限る)の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定める者であること。

口 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

二 期限付商品市場に存立期間が記載された者に限る)の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定める者であること。

二 期限付商品市場(定款に存立期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。)の開設に係るもの 次に

掲げる基準

イ 前号イに掲げる基準

口 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商

品構成物品等の取引の状況に照らし、当該各号に掲げる基準

口 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商

品構成物品等の取引の状況に照らし、当該各号に掲げる基準

ハ 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商

品構成物品等の取引の状況に照らし、当該各号に掲げる基準

三 上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ。)又は会員商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

一 商品市場の開設に係るもの(次号に掲げるものを除く) 第八十一条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二 期限付商品市場の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商

品構成物品等の取引の状況に照らし、当該各号に定める者であること。

口 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商

品構成物品等の取引の状況に照らし、当該各号に定める者であること。

口 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるもの以外のもの 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

口 第八十一条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

六 口 第八十一条第一項第二号口及びハ(第十五条第一項第二号口及びハ) 第二号に係る部分を除く。第三項第四号イ及び口(第十五条第一項第四号に係る部分を除く。)、前項第二号イ及び口(第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。)並びに前項第四号イ及び口(第八十条第一項第六号に係る部分を除く。)に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限までの間に

の 第八十一条第一項第三号から第六号までに及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商

品構成物品等の取引の状況に照らし、当該各号に定める者であること。

口 第八十一条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商

品構成物品等の取引の状況に照らし、当該各号に定める者であること。

口 第八十一条第一項第二号口及びハ(第十五条第一項第二号口及びハ) 第二号に係る部分を除く。第三項第四号イ及び口(第十五条第一項第四号に係る部分を除く。)並びに前項第四号イ及び口(第八十条第一項第六号に係る部分を除く。)に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限までの間に

官報 (号外)

いて判断して行うものとする。

6 第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する事項

第十一項第二項第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更(次号に掲げるものを除く)、商品取引所の存立期間

(株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存立期間。以下この条において同じ。)若しくは商品市場の開設期限の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第十五条第五項から第十項までの規定

7 主務大臣は、商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限の廃止に係る第一項の認可に當たつては、当該認可までの間の当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

8 主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条(第八号に係る部分に限る)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は

市場取引監視委員会規程の変更)

第一百五十六条 商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規

程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 会員商品取引所に係るもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準

二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

4 第十五条第五項から第九項までの規定は、株式会社商品取引所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更又は廃止についての第一項の認可

5 第十五条第五項から第十項までの規定

6 第十五条第五項から第十一項までの規定

7 第十五条第五項から第十一項までの規定

8 第十五条第五項から第十一項までの規定

9 第十五条第五項から第十一項までの規定

て、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるとときは、当該会員等をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

1 この法律に基づいてする主務大臣の処分(以下この条、次条及び第一百六十五条において「この法律等」という。)若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該商品取引所の定款その他の規則に違反した場合において、当該会員等に対しこの法律等若しくは定款その他の規則を遵守するために当該商品取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。第九条若しくは第七十八条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 正当な理由がないのに商品市場を開設することができるとなつた日から三月以内に全部若しくは一部の商品市場を開設しないとき、引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引(上場商品に係る商品市場にあつては第二条第八項第一号又は第二号に掲げる取引、上場商品指数に係る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)を停止したとき、又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一

号のいすれかに該当する場合において、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

3 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分(以下この条、次条及び第一百六十五条において「この法律等」という。)若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該商品取引所の定款その他の規則に違反した場合において、当該会員等に対しこの法律等若しくは定款その他の規則を遵守するために当該商品取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。第九条若しくは第七十八条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

4 正当な理由がないのに商品市場を開設することができるとなつた日から三月以内に全部若しくは一部の商品市場を開設しないとき、引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引(上場商品に係る商品市場にあつては第二条第八項第一号又は第二号に掲げる取引、上場商品指数に係る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)を停止したとき、又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一

2 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

3 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

4 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

5 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

6 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

7 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

8 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

9 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

10 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

11 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

12 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

13 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

14 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

15 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

16 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

17 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

18 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

19 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

20 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

21 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

22 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

23 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

24 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

25 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

26 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

27 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

28 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

29 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

30 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

31 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

32 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

33 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

34 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

35 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

36 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

37 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

38 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

39 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

40 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

41 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

42 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

43 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

44 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

45 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

46 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

47 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

48 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

49 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

50 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

51 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

52 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

53 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

54 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

55 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

56 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

57 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

58 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

59 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

60 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

61 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

62 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

63 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

64 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

65 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

66 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

67 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

68 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

69 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

70 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

71 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

72 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

73 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

74 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

75 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

76 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

77 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

78 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

79 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

80 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

81 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

82 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

83 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

84 前項の規定により立入検査をした場合においては、

報告徴収及び立入検査

<p>分に違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは報告せず、若しくは虚偽の報告をした者又は鑑定人に対する処分に違反して、鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定(第二百九十九条及び第三百十一条に係る部分に限る。)この法律による改正後の商品取引所法(以下「新法」という。)第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じた日</p> <p>二 附則第五条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項から第四項まで及び第七項並びに第二十三条の規定 この法律の公布の日</p> <p>三 附則第三十条及び第三十三条の規定 公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>四 附則第三十一条の規定 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(商品取引所の許可に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)第</p>	
<p>八条の二の許可を受けている商品取引所は、新法第九条の許可を受けて設立された会員商品取引所とみなす。</p> <p>(商品取引所の登記に関する経過措置)</p> <p>第三条 新法の施行前に商品取引所について旧法第一百二条から第一百八条までの規定により旧法第二百九十二条第二項の商品取引所登記簿に登記された事項は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新法第二十条から第二十四条までで、第七十二条、第七十三条又は第二百四十七条の規定により新法第二十五条第二項の会員商品取引所登記簿に登記されたものとみなす。</p> <p>(会員信認金に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条(商品取引所の定款等の変更に関する経過措置)第一項の規定により預託されている会員信認金(附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)は、新法第一百一条第一項の規定により預託されている信認金とみなす。</p> <p>第五条 商品取引所は、施行日までに新法第二百五十五条及び第二百五十六条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、これらの認可の効力は、施行日から生ずるものとする。</p> <p>(取引証拠金に関する経過措置)</p> <p>第六条 この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(商品取引所の会員に対し取引を委託した者の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引証拠金を預託した会員に返還しなければならない。</p>	
<p>(商品取引所の会員の自己の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)は、当該取引証拠金が新法第二百五十五条第一号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第二百三十三条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合において同号に掲げる会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに限る。)と、当該取引証拠金が新法第二百五十五条第一項の規定により預託されている取引についてのものである場合にあっては新法第二百五十五条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合にあっては同号に掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものである場合にあっては同号イに掲げる場合において清算参加者に委託した商品清算取引について預託すべきものに限る。)とみなす。</p> <p>2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により当該商品取引所に預託されている特別清算負担金(施行日において商品取引清算機関としての当該商品取引所の清算参加者となつた会員が預託しているものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)は、新法第二百八十一条第一項の規定により商品取引清算機関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみなす。</p> <p>3 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により預託されている特別清算負担金(附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充るべきものを除く。)のうち、前項の規定により清算預託金とみなされたもの以外のものを、この法律の施行後遅滞なく、当該特別清算負担金を預託した会員に返還しなければならない。</p>	
<p>(商品取引債務引受業に関する経過措置)</p> <p>第七条 この法律の施行前から旧法第八十一条第二項の規定により商品取引債務引受業(新法第二十二条第十二項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。)に相当する業務を営んでいた商品取引所は、継続して当該業務を行う場合には、施行日までに、新法第二百七十三条の規定の例により、主務大臣の承認を受けなければならぬ。この場合において、その承認の効力はない。この場合において、その承認の効力はない。この場合において、その承認の効力はない。</p> <p>2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により当該商品取引所に預託されている特別清算負担金(施行日において商品取引清算機関としての当該商品取引所の清算参加者となつた会員が預託しているものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)は、新法第二百八十一条第一項の規定により商品取引清算機関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみなす。</p> <p>3 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により預託されている特別清算負担金(附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充るべきものを除く。)のうち、前項の規定により清算預託金とみなされたもの以外のものを、この法律の施行後遅滞なく、当該特別清算負担金を預託した会員に返還しなければならない。</p> <p>(特別担保金に関する経過措置)</p> <p>第八条 この法律の施行の際現に旧法第八十四条の規定により預託されている取引証拠金</p>	

の二第一項の規定により預託されている特別担保金(次条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)は、新法第一百九条第一項の規定により預託されている特別担保金とみなす。

(債務不履行による損害賠償に関する経過措置)

第九条 商品取引所の会員が施行日前において商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員又は商品取引所に与えた損害の賠償については、なお従前の例による。

(受託業務保証金に関する経過措置)

第十条 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条の二第一項の規定により預託されている受託業務保証金(次項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる払渡し又は取戻しに係るものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該受託業務保証金を預託した会員に返還しなければならない。

2 商品取引所の会員に対し商品市場における取引を委託した者が施行日前において旧法第九十七条の三第一項の規定により行つた請求に対する受託業務保証金の払渡しについては、なお従前の例による。

3 施行日前において、旧法第一百二十六条第一項の許可が効力を失つたとき、又は同項の許可が取り消されたときは、商品取引員であつた者が預託した受託業務保証金の払渡し及び取戻しについて、なお従前の例による。

(取引の決済の結了に関する経過措置)

第十一條 施行日前において、旧法第一百二十六条第一項の許可を取り消された場合、同項の許可

が効力を失つた場合若しくは商品市場における取引の受託が旧法若しくは商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合又は施行日において同項の許可が効力を失つた場合(附則第十四条第四項の規定により旧法第一百二十六条第五条第一号に掲げる方法により行われる場合にあっては同項の許可が効力を失つた場合を除く。)で第一項の許可が効力を失つた場合を除く。)でその受託に係る商品市場における取引の決済を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

(商品取引所に対する監督上の処分及び罰則)

第十二条 主務大臣は、商品取引所が附則第五条、第六条第二項、第七条第三項又は第十一条第三項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(委託証拠金に関する経過措置)

第十三条 商品取引員は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券

(主務省令で定めるものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引の決済が新法第一百九条第一号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引に係る商品市場を開設する商品取引所に、当該取引の決済が同条第二号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引に係る商品取引債務引受け業を行う商品取引所に預託しなければならない。

2 前項の規定により商品取引所に預託された金銭及び有価証券は、新法第一百五条第一号に掲げられる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第一百三条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第二号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。)と、新法第一百五条第二号に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第一百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。)と、新法第一百七十九条第二号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。)と、新法第一百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合においては同号に掲げる場合において同号の清算取次委託者が預託すべきものに限る。)とみなす。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

第十四条 新法第一百九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第一百九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第一百九十条から第一百九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受ける者は、施行日において新法第一百九十一条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行つた者(この法律の施行の際現に旧法第一百二十六条第一項の許可を受けている者に限る。)は、新法第一百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 前二項の規定により新法第一百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者については、新法第一百二十六条第一項の許可は、施行日に、その効力を失う。

(廃業等の公告等に関する経過措置)

第十五条 新法第二百九十七条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品取引受託業務の廃止、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に限る)又は合併及び破産以外の理由による解散について適用する。

(受託契約の締結前の書面の交付及び説明に関する経過措置)

第十六条 新法第二百七十三条及び第二百八十八条の規定は、この法律の施行後に商品取引者が締結した受託契約(新法第二百七十三条第一項に規定する受託契約をいう。)について適用する。

(外務員の登録に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第二百三十九条の登録を受けている外務員(附則第十四条第二項又は第三項の規定により新法第二百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に係るものに限る。)は、施行日において新法第二百条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、新法第二百条第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

(委託者保護会員制法人の設立等に関する経過措置)

第十八条 委託者保護会員制法人(新法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。)の発起人又は会員になろう

とする者(附則第十四条第二項の規定により新

出ることができる。

法第二百九十条から第二百九十四条までの規定の例による許可を受けた者に限る。)は、施行日前に申出があつた場合において、当該申出を承諾しようとするときは、当該委託者保護会員制法人の総会(新法第二百八十五条第一項に規定する

保護会員制法人への加入に必要な行為をすることができる。

2 前項の規定により施行日前において設立された委託者保護会員制法人は、施行日前においても、新法第六章第三節の規定の例により、新法第二百九十三条の登録(前条第三項の規定により施行日前において行う新法第二百九十三条の規定の例による登録を含む。以下この条において同じ。)の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の決議を得ているときは、その登録に必要な準備行為をすることができる。

3 委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録(前条第三項の規定により施行日前において行う新法第二百九十三条の規定の例による登録を含む。以下この条において同じ。)の申請を行つ場合において、既に前項の規定による総会の承認の決議を得ているときは、その登録の申請と併せて補償基金協会からの承継についての認可を主務大臣に申請しなければならない。

4 委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録の申請の後に第二項の規定による総会の承認の決議を得たときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。

5 第三項又は前項の認可があつたときは、補償基金協会の行う業務並びにその有する資産及び負債は、当該認可を受けた日(その日が当該認可に係る委託者保護会員制法人が新法第二百九十三条の登録を受けた日(前条第三項の規定により施行日前において新法第二百九十三条の規定の例による登録を受けた場合にあっては施行令で定める日までの間、委託者保護会員制法人に対し、当該補償基金協会が行う一切の業務並びにその有する一切の資産及び負債を当該委託者保護会員制法人に承継すべき旨を申し

「委託者保護基金」という。)に承継されるものとし、補償基金協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により補償基金協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定めた。

7 委託者保護会員制法人が第三項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請及び補償基金協会からの承継の認可の申請を同時に行つた場合における新法第二百九十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「であること」とあるのは、「であること

(商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)附則第十九条第三項の規定により認可の申請が併せてされた登録の申請にあつては、主務大臣が当該認可をしようとする場合には、当該認可の申請に係る補償基金協会の資産及び負債を含めて算定するものとする。)」とする。

8 第五項の規定により補償基金協会の業務の承継を受けた委託者保護基金は、新法第三百一条の規定にかかわらず、当該承継に係る補償基金協会の業務(次項において「承継業務」という。)を行うことができる。

9 前項の委託者保護基金が承継業務のうち新法第二百六十九条第三項第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行う場合には、当該業務は同号に掲げる業務とみなす。

官 報 (号 外)

〔別紙〕

(小字及び
一は修正)

「商品市場における取引」を「商品市場における取引等」に改め、同条第三号中「商品市場における取引等」に、「その委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること」を「その委託を受けること」と(委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。)に改め、同条第四号中「第一条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改め、同条第五号中「商品市場における取引」を「商品市場における取引等」に、「受託等」を「受託」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思○(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示した顧客に対する委託を勧誘すること。

六 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でその委託を勧誘すること。

七 商品市場における取引等につき、あらかじめ立てる顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げないでその勧誘を受ける意思の有無を確認することをし、勧誘すること。

八 商品市場における取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引これらの取引と当該取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

〔別紙〕

商品取引所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

「商品市場における取引」を「商品市場における取引等」に改め、同条第三号中「商品市場における取引等」に、「その委託を受けること」と(委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。)に改め、同条第四号中「第一条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改め、同条第五号中「商品市場における取引」を「商品市場における取引等」に、「受託等」を「受託」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

政府は、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が必要とされることにかんがみ、本法施行に当たつて、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 個人委託者の保護のため、商品取引員の勧誘方法に関し、適合性原則の徹底を始め関係法令を遵守するよう厳格に指導すること。特に、新規の委託者の保護には万全を期すこと。

二 両建て勧誘、特定売買、向玉については、悪用されることのないよう厳正に対処すること。

三 商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう努めること。

四 産業構造審議会商品取引所分科会について

は、個人委託者側委員を増員し、関係方面の意見をより公平に聽取するよう努めること。

五 監督体制については、農林水産省及び経済産業省が十分緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会(CFTC)なども参考として、今後の監督体制の強化について検討すること。

六 交付する書面については、個人委託者にとってわかりやすい内容のものとするよう努めるこ

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

一部を改正する法律

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第一条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第四十条」を「第四十条の三」に、「第

五十八条」を「第五十八条の三」に改める。

第二条 第二項中「この章」の下に「及び第六十条第三項」を加える。

第三条中「ときは」の下に「その勧誘に先立つて」を「名称」の下に「売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨」を、「及び」の下に「当該勧誘に係る」を加える。

第六条第一項中「当該売買契約又は当該役務

提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」を「次の事項」に改め、同項に次の各号を加える。

第六条第一項中「当該売買契約又は当該役務

提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」を「次の事項」に改め、同項に次の各号を加える。

第六条第一項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の二項を加える。

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

は権利若しくは役務の種類及びこれら内容その他のこれらに類するものとして経済産業省令で定める事項

二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

三 商品若しくは権利の販売価格又は役務の移転時期の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項(第九条第一項から第七項までの規定に関する事項を含む。)

四 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

五 当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

九 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十一 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十二 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十三 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十四 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十五 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十六 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

十九 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十二 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十三 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十四 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十五 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十六 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

二十八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結についての重要なもの

第六条に次の一項を加える。

4 販売業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げず、営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

第六条の次に次の二条を加える。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第六条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めることは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行なかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行なうことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき。

第七条中「前条」を「第六条」に改め、同条第二号中「もの」の下に「(第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)」を加える。

第九条第一項中「者(以下この条の下に「及び次条」を加え、同項第一号に次のただし書きを加える。

ただし、申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項について申込みの撤回等に関する事項により不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行なつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行なつたとき。

第六条第二項の規定に違反して故意に事実を告げる行為、当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を告げる行為、当該事実が存在しないことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行なつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行なつたとき。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したものとみなす。

第七条中「前条」を「第六条」に改め、同条第二号中「もの」の下に「(第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)」を加える。

(訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第九条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務

提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第六条第一項の規定に違反して不実のこととを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行なつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行なつたとき。

二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を告げる行為、当該事実が存在しないことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行なつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行なつたとき。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十四条中「から第十二条の二まで又は」を「第十二条、第十二条の三若しくは」に改める。

第十五条第一項中「から第十二条の二まで」を「第十二条、第十二条の三若しくは」に改める。

第十六条中「ときは」の下に「その勧誘に先立つてを加える。

第二十一条第一項中「当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」を「次の事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれら的内容その他これらに類するものとして経済産

業省令で定める事項

- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期
- 又は役務の提供時期
- 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項(第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項を含む。)
- 六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 第二十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
- 第二十一条の次に次の二項を加える。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第二十一条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条及び第二十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

第二十二条中「前条」を「第二十一条」に改め、「同条第二号中「もの」の下に「(第二十一条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)」を加え、「同条の次に次の二項を加える。」を加える。

第二十四条第一項第二号中「とき」の下に「(当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第二十四条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第二十一条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して故意に事実を告げない行為をしてはならない。

したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、

に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 第九条の二第二項から第四項までの規定

は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

第二十六条第四項を次のように改める。

4 第十条及び前条の規定は、割賦販売(割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号))第一条第一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。)で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

第二十六条第五項中「割賦販売等」の下に「(割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第六項中「及び前条」を削る。

第三十三條の次に次の二項を加える。

(連鎖販売取引における氏名等の明示)

第三十三条の二 統括者、勧誘者(統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。)又は一般連鎖販売業者(統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者をいう。以下同じ。)は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をし

官 報 (号 外)

ようとするときは、その勧誘に先立つて、そ
の相手方に對し、統括者、勧誘者又は一般連
鎖販売業者の氏名又は名称（勧誘者又は一般連
鎖販売業者にあつては、その連鎖販売業に
係る統括者の氏名又は名称を含む。）、特定負
担を伴う取引についての契約の締結について
勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る
商品又は役務の種類を明らかにしなければな
らない。

で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

第三十四条の二 主務大臣は、前条第一項第二

第三十四条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のこととを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該統括者、当該

第三十四条第一項中「統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その」を「勧誘者は、その統括者の統括する一連

同項第一号中「に改め」と「その他に類するものとして経済産業省令で定める」に改め、同項第三号中「から第三項まで」の

下に二及び第四十一条の二第一項から第五項までを加え、同条第二項中「連鎖販売業を行う者(統

括者又は勧説者以外の者であつて、連鎖販売業を行つう者に限る。第三十七条及び第四十条を除

き以下同じ。」を「一般連鎖販売業者」に改め、同条第三項中「連鎖販売業を行う者」を「一

般連鎖販売業者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 統括者　勧誘者又は一般連鎖販売業者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結に

ついて勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の経済産業省令

卷之三

第三十六条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要が

第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第三十八条第一号及び第二号中「連鎖販売取引についての契約」を「連鎖販売契約」に改め、

同条第三号中「連鎖販売取引についての契約」を「連鎖販売契約」に、「当該契約」を「当該連鎖販

「連鎖販売取引に改め、同条第四号中「連鎖販売取引についての契約」を「連鎖販売契約」に改め、同条

に次の二項を加える。

三十四条第一項 第三項若しくは第四項 第三十五条、第三十六条、第三十七条の三若し
くは前項の規定に違反し、又は前項各号に觸

くは前条の規定に違反し 又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の

公正及び通鉄賄取耶引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘

者に如し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、

第三十五条 第三十六条 第三十六条の三若しくは前条の規定に違反し、又は第一項各号

に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく妨害されるおそれがあるときは、一つ

該統括者 当該統括者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

第三十六条の二中「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業者」に改め、同条を第三十六条

第三十六条の次に次の二条を加える。

一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第三十九条を次のように改める。

(連鎖販売取引の停止等)

第三十九条 主務大臣は、統括者が第三十三条

の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条

の三若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合

若しくは勧誘者が第三十三条の二、第二十四

条第一項、第三項若しくは第四項、第二十五

条、第三十六条若しくは第三十六条の二の規

定に違反し若しくは前条第一項第二号から第

四号までに掲げる行為をした場合において連

鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方

の利益が著しく害されるおそれがあると認め

るとき又は統括者が同項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、一年以

内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖

販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者

に行わせることを停止し、又はその行う連鎖

販売取引の全部若しくは一部を停止すべきこ

とを命ずることができる。

2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引に

連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるととき又は勧誘者が同条第二項の規定によると指示に従わないときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきこととを命ずることができる。

3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるととき又は一般連鎖販売業者が同条第三項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきこととを命ずることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

として「(連鎖販売契約の解除等)」を付し、同条第四十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(連鎖販売契約の解除等)」を付し、同条

第一項を次のように改める。

連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。)は、第三十七条第二項の書面を受領した日(その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の購入についての手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるととき又は一般連鎖販売業者が同条第三項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきこととを命ずることができる。

第五十条第二項及び第三項中「契約」を「連鎖販売契約」に改め、同条第四項中「契約の相手方」を「連鎖販売加入者」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第五十一条 連鎖販売加入者は、第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後(連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実な内容を告げる行為をしてことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による

官報(号外)

連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が同項の経済産業省令で定めるところにより同項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行なうことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過した後においては、将来に向かつてその連鎖販売契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が連鎖販売加入者(当該連鎖販売契約(取引条件の変更に係る連鎖販売契約を除く。)を締結した日から一年を経過していない者に限る。以下この条において同じ。)に対し、既に、連鎖販売業に係る商品の販売(そのあつせんを含む。)を行つているときは、連鎖販売加入者は、次に掲げる場合を除き、当該商品の販売に係る契約(当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下の条において「商品販売契約」という。)の解除を行なうことができる。

1 当該商品の引渡し(当該商品が施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である場合にあつては、その移転。以下この条において同じ。)を受けた日から起算して九十日を経過したとき。

二 当該商品を再販売したとき。

三 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者が当該連鎖販売加入者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)。

四 その他政令で定めるとき。

3 連鎖販売業を行う者は、第一項の規定により連鎖販売契約が解除された場合において、当該各号に掲げる費用の額(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額)にこれに相当する額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額)にこれに相当する法定利率による遅延損害金(これに対する法定利率による遅延損害金の額)に該当する場合に応じ当該各号に定める額にこれに相当する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。

4 連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者は、第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額)にこれに相当する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。

5 第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帶して、その解除によつて生ずる当該商品の販売を行つた者の債務の弁済の責めに任ずる。

6 前各項の規定に反する特約で連鎖販売加入者に不利益なものは、無効とする。

7 第三項及び第四項の規定は、連鎖販売業に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又是提供するものについては、適用しない。(連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四十条の三 連鎖販売加入者は、統括者若しくは勧誘者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第一号若しくは第二号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める認可をし、又は一般連鎖販売業者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第三号に掲げる行為をしたことにより同号に定める認可をし、これらによつて当該連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該連鎖販売契約の相手方が、当該連鎖販売契約の締結の當時、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者がこれらの行為をした事實を知らなかつたときは、この限りでない。

一 第三十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第三十四条第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

三 第三十四条第二項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容

が事実であるとの誤認

2 第九条の二第二項から第四項までの規定

は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第四十三条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

第四十四条第一項中「当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」を「次の事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれら的内容又は効果・権利の場合に

あつては、当該権利に係る役務の効果(その他これらに類するものとして経済産業省令で定める事項)

二 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するもの

として経済産業省令で定める事項

三 役務の対価又は権利の販売価格その他の

役務の提供を受ける者又は役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならぬ金額の額

四 前号に掲げる金額の支払の時期及び方法

五 役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間

六 当該特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項(第四十八条第一項から第七項まで及び第四十九条第一項から第六項までの規定に関する事項を含む。)

七 顧客が当該特定継続的役務提供等契約の締結を必要とする事情に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受け

る者若しくは特定継続的役務の提供を受け

一項の次に次の二項を加える。

2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧説をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

第四十四条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことと告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

第四十五条第一項中「から第四十五条まで」を「第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条」に改める。

第四十七条第一項中「から第四十五条まで」を「第四十六条中「から前条まで」を「第四十三条、第四十四条若しくは前条」に改め、同条第二号中「もの」の下に「(第四十四条第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。)」を加える。

第四十九条第一項中「経過した後」の下に「(そ

の特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務の提供を受ける者が、当該役務提供事業者が同項の経済産業省令で定めるところにより同項の規定による当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後)」を加え、同条「価額を」に改め、同条の次に次の二条を加え。

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四十九条の二 特定継続的役務提供受領者等は、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をする際に際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第五十一条の二 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

第五十三条 第五十四条の二を第五十四条の二とし、第五十五条の二を第五十五条の二とし、第五十六条の次に次の二条を加える。(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十四条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求める。

官報(号外)の特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除を行わなかつた場合に、当該特定継続的役務の提供を受ける者が、当該役務提供事業者が同項の経済産業省令で定めるところにより同項の規定による当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後)」を加え、同条「価額を」に改め、同条の次に次の二条を加え。

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第五十条第二項中「第六項」の下に「(前条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「割賦販売等」を「割賦販売」に、「提供」を「提供し」に改める。

第五十一条の次に次の二条を加える。

(業務提供誘引販売における氏名等の明示)

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

第五十三条 第五十四条の二を第五十四条の二とし、第五十五条の二を第五十五条の二とし、第五十六条の次に次の二条を加える。(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十四条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求める。

第五十五条 第五十六条の二を第五十六条の二とし、第五十七条の二を第五十七条の二とし、第五十八条の次に次の二条を加える。(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十六条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求める。

示す資料の提出を求めることができる。この

場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

第五十五条第二項中「契約」を「契約（以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。）を」に、「その契約」を「その業務提供誘引販売契約」に改め、同項第四号中「契約」を「業務提供誘引販売契約」に改める。

第五十六条中「第五十二条から前条まで」を「第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の三若しくは前条」に改め、同条第一号及び第二号中「業務提供誘引販売取引についての契約」を「業務提供誘引販売契約」に改め、同条第三号中「業務提供誘引販売取引についての契約」を「業務提供誘引販売契約」に改め、同条第四号中「業務提供誘引販売取引についての契約」を「業務提供誘引販売契約」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五十七条第一項中「第五十二条から第五十五条まで」を「第五十二条の二、第五十三条、第五十四条、第五十五条の三若しくは第五十六条」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五十八条の二の見出しを「（業務提供誘引販売契約の解除）に改め、同条第一項を次のように改

める。

業務提供誘引販売業を行なう者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販売契約の相手方（その業務提供誘引販売業に関する提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第五十八条の三までにおいて「相手方」という。）は、第五十五条第二項の書面を

受領した日から起算して二十日を経過したとき（相手方が、業務提供誘引販売業を行なう者が第五十二条第一項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしており、当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行なう者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでのこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行なかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行なう者が経済産業省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき）を除き、書面によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘

売業を行なう者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

第五十八条第二項及び第三項中「契約」を「業務提供誘引販売契約」に改め、同条第四項中「契約」を削り、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第五十八条の二 相手方は、業務提供誘引販売業を行なう者がその業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第五十二条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第五十二条第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

（業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第五十八条の三 業務提供誘引販売業を行なう者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその相手方にに対して請求することができない。

一 当該商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額

（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるとき

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三 当該業務提供誘引販売契約の解除が當該

るものを持む。)のうち、その連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約をいう。以下同じ。)

業務提供誘引販売個人契約（特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する

業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約のうち、その業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約をいう。以下同じ。)

第四条の四第一項中「又は指定役務を提供する契約の申込み」を「若しくは指定役務を提供する契約の申込み」に、「又は指定役務を提供する契約を」を「若しくは指定役務を提供する契約を」に、「又は当該指定役務」を「若しくは当該指定役務」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 前各項の規定は、割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、若しくは指定役務を提供する契約であつて次の各号のいずれかに該当するもの又はその申込みについては、適用しない。

平成十六年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書

規定する指定商品(同法第九条第一項(第二号を除く。)の政令で定めるものを除く。)、指定権利若しくは指定役務、同法第四十一一条第二項に規定する特定継続的役務若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利若しくは同法第四十八条第二項に規定する関連商品に係る契約、連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約又は申込者等のために商行為となる契約(前号に掲げるものを除く。)

二 申込者等のためには、
第五条第三項中「契約」の下に「連鎖販売個人契約及び」を加える。

第六条第一項中「解除された場合」の下に「(第二項及び第四項に規定する場合を除く。)」を加え、「掲げる額と」を「定める額に」に、「額とを」を「額を」に改め、同条第二項中「控除した額と」を「控除した額に」に、「額とを」を「額を」に改め、同条に次の二項を加える。

三 割賦販売業者は、第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約が特定商取引に関する法律第三十七条第二項に規定する連鎖販売契約に該当する場合であつて、当該契約が同法第四十条の二第一項の規定により解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために

通常要する費用の額(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額)にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定商取引に関する法律第三十一条第一項に規定する特定負担(次号にお

通常要する費用の額(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額)にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定負担(次号において単に「特定負担」という。)に係る商品の引渡し又は権利の移転後である場合 次の額を合算した額

イ 引渡しがされた当該商品又は移転がされた当該権利(当該連鎖販売契約に基づき販売が行われた商品又は権利に限り、特定商取引に関する法律第四十条の二第二項の規定により当該商品又は当該権利に係る同項に規定する商品販売契約が解除されたものを除く。)の割賦販売価格に相当する額

ロ 提供された特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定利益その他金品(同法第四十条の二第二項の規定により解除された同項に規定する商品販売契約に係る商品又は権利に係るものに限る。)に相当する額

二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合 提供された当該役務(当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る)の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を計算した額

4 割賦販売業者は、第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品又は指定権利を販売する契約が特定商取引に関する法律第四十条の二第二項に規定する商品販売契約に該当する場合であつて、当該契約が同項の規定により解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一 当該商品若しくは当該権利が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転前である場合 当該商品又は当該権利の現金販売価格の十分の一に相当する額に、当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の現金販売価格

官 報 (号 外)

に相当する額を控除した額を加算した額

二 当該商品又は当該権利が返還されない場

合 当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額

第八条中「第七号(業務提供誘引販売個人契約に係る部分に限る)」にあつては、第四条の四の規定を除く。」を削り、「次の割賦販売」の下に「(第四条の四の規定にあつては、第二号から第六号までに掲げるものに限る。)」を加え、同条第一号中「割賦販売」の下に「(連鎖販売個人契約に係るものを除く。)」を加え、同条第七号中「契約」の下に「連鎖販売個人契約及び」を加え

第二十九条の三の次に次の二条を加える。
（営業所等以外の場所におけるローン提携販売による書面の交付）

二第一項のローン提携販売の方法により指定営業所等以外の場所において、第二十九条の商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込みを受けたときは前条第一項各号の事項について、第二十九条の二第二項のローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込みを受けたときは前条第一項第四号から第七号までの事項及び当該指定商品若しくは当該指定権利の

現金販売価格又は当該指定役務の現金提供価格について、第二条第二項第二号に規定するローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込みを受けたときは前条第一項各号（第二号を除く。）の事項について、直ちに、経済産業省令で定めるところにより、その契約の申込みの内容を記載した書面を当該申込みをした者に交付しなければならない。ただし、ローン提携販売業者が、営業所等以外の場所においてローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込みを受け、かつ、その際その契約を締結した場合において、直ちに、その契約が第二条第二項第一号に規定するローン提携販売の方法による販売又は提供に係るものにあつては前条第一項の書面を、その契約が第二条第二項第二号に規定するローン提携販売の方法による販売又は提供に係るものにあつては前条第二項の書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付したときは、この限りでない。

適用しない

(契約の申込みの撤回等)

第二十九条の二の三 ローン提携販売業者が営

することができない

申込者等が第二条第二項第一号に規定するローン提携販売の方法により指定商品若

しくは指定権利を販売する契約又は指定役

務を提供する契約の申込者等にあつては第二十九条の三第一項の書面を受領した日

(その日前に前条第一項本文の書面を受領

した場合にあつては、当該書面を受領した

日)、第二条第二項第二号に規定するロー
ン提携販売の方法により指定商品若くは

指定販売の方法で指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提

供する契約の申込者等にあつては第二十九

条の三第二項の書面を受領した日(その日
前二前三第一項にての書面を受領)と場合

前に前条第一項本文の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日以後

においてローン提携販売業者から申込みの

撤回等を行うことができる旨及びその申込

みの撤回等を行う場合の方法について経済産業省令で定めるところによる旨告げられた

場合において、その告げられた日から起算

して八日を経過したとき。

二 申込者等が、第二条第二項第一号に規定する口一ノ是鷹取元の場合における当該契

するローン提携販売の場合における当該者に係る分割返済金の全部の返済の義務を履行したとき。

官 報 (号 外)

り価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を經濟産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費したとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に係る指定商品の引渡し又は指定権利の移転が既にされているときは、当該商品の引取り又は当該権利の返還に要する費用は、ローン提携販売業者の負担とする。

4 ローン提携販売業者は、ローン提携販売の方法により指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該指定権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたとき又は当該指定役務を提供する契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

5 ローン提携販売業者は、ローン提携販売の方法により指定役務を提供する契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に係る指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約における申込者等は、当該契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該契約に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、申込者等と当該契約を締結したローン提携販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

7 前各項の規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

8 前各項の規定は、ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、若しくは指定役務を提供する契約であつて次の各号のいずれかに該当するもの又はその申込みについては、適用しない。

一 特定商取引に関する法律第一条第四項に規定する指定商品(同法第九条第一項(第二号を除く)の政令で定めるものを除く)、

二 第二項に規定する特定継続的役務若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利

方法により指定役務を提供する契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

6 ローン提携販売の方法により指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約における申込者等は、当該契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該契約に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、申込者等と当該契約を締結したローン提携販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

二 第二十九条の四第一項を次のように改める。

第四条の二の規定はローン提携販売業者に、第八条(第六号を除く)の規定はローン提携販売に準用する。この場合において、第二十九条の二第一項中「第三条第二項若しくは第三項又は前条各項」とあるのは「第二十九条の三各項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「第二十九条の三各項」と、第二二第一項若しくは第二十九条の三各項中「第四条の四」とあるのは「第二十九条の三の三」と、「第一号から第六号まで」とあるのは「第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

第三十条の二の次に次の三条を加える。(營業所等以外の場所における割賦購入あつせんに係る販売等に係る書面の交付)

一 特定商取引に関する法律第一条第四項に規定する指定商品(同法第九条第一項(第二号を除く)の政令で定めるものを除く)、

二 第二項に規定する特定継続的役務若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利

三 第二項に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供に係るものにあつては前条二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供に係るものにあつては前条第五項の書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、割賦購入あつせんに係る役務を提供する契約又は定商品若しくは指定権利を販売する契約又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利

平成十六年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書

—

る販売の方法により指定商品を販売する契約（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除く。）であつて当該契約の申込みをした者のために商行為となるものの申込みについても、適用しない。

第三十条の二の三 割賦購入あつせん関係販売業者若しくは割賦購入あつせん関係役務提供

「申込みの撤回等」という。)を行うことができ
る。この場合において、割賦購入あつせん関係
業者若しくは割賦購入あつせん関係役務提供

事業者が営業所等以外の場所において割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品(割賦購入あつせんに係る販売の方法)により販売する場合の販売条件について

購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引方法である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この条において同じ。)若しくは指定権利を販売する契約若しくは指定役務を提供する契約の申込みを受

外の場所において割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約若しくは指定役務者(割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入者若しくは当該指定役務の提供を受ける

購入あつせん関係役務提供事業者の営業所等において当該契約の申込みをした購入者又は役務の提供を受ける者を除く。以下この条において「申込者等」という。は、次に掲げる場合を除き、書面により当該契約の申込みをした購入者又は当該契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができない。

この場合において、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

申込者等が第一条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込者等にあつては第三十条の二第四項の書面を受領した日（その日前に第三項第一項本文の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）、第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込者等にあつては第三十条の二第五項の書面を受領した日（その日前に前条第一項本文の書面を受領した場合は、第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込者等にあつては、当該書面を受領した日）

二　申込者等が、第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法による販売若しくは提供の場合における当該契約に係る第三十条の二第一

二 申込者等が、第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法による販売若しくは提供の場合における当該契約に係る第三十条の二第一項第二号の支払分又は第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の場合における当該契約に係る第三十条の二第一項第二号の支払分の全部の支払の義務を履行したとき。

三 申込者等が割賦購入あつせん関係販売業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を経済産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に係る指定商品の引渡し又は指定権利の移転が既にされているときは、当該商品の引取り又は当該権利の返還に要する費用は、割賦購入あつせん関係販売業者の負担とす

4 割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者は、割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該指定権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたとき又は当該指定役務を提供する契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

5 割賦購入あつせん関係役務提供事業者は、割賦購入あつせんに係る提供の方法により指定役務を提供する契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならぬ。

6 割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方
法により指定権利を販売する契約又は指定役
務を提供する契約における申込者等は、当該
契約につき申込みの撤回等を行つた場合にお
いて、当該契約に係る役務の提供に伴い申込
者等の土地又は建物その他の工作物の現状が
変更されたときは、申込者等と当該契約を締
結した割賦購入あつせん関係販売業者又は割
賦購入あつせん関係役務提供事業者に対し、
その原状回復に必要な措置を無償で講ずること
とを請求することができる。

7 前各項の規定に反する特約であつて申込者
等に不利なものは、無効とする。

8 前各項の規定は、割賦購入あつせんに係る
販売若しくは提供の方法により指定商品若し
くは指定権利を販売し、若しくは指定役務を
提供する契約であつて次の各号のいずれかに
該当するもの又はその申込みについては、適
用しない。

一 特定商取引に関する法律第二条第四項に
規定する指定商品(同法第九条第一項(第二
号を除く)の政令で定めるものを除く)、
指定権利若しくは指定役務、同法第四十一
条第二項に規定する特定継続的役務若しく
は当該特定継続的役務の提供を受ける権利
若しくは同法第四十八条第二項に規定する
関連商品に係る契約、連鎖販売個人契約又

は業務提供誘引販売個人契約

二 申込者等のために商行為となる契約(前
号に掲げるものを除く。)
(契約の解除等の制限)

第三十条の二の四 割賦購入あつせん業者は、
次の各号に掲げる割賦購入あつせんに係る購
入又は受領の方法により購入された指定商品
若しくは指定権利の代金又は受領される指定
役務の対価に相当する額の受領に係る契約に
ついて当該各号に定める支払分又は弁済金の
支払の義務が履行されない場合において、二
十日以上の相当な期間を定めてその支払を書
面で催告し、その期間内にその義務が履行さ
れないときでなければ、支払分又は弁済金の
支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又
は支払時期の到来していない支払分若しくは
弁済金の支払を請求することができない。

第三十条の四第四項第二号中「もの」の下に
「連鎖販売個人契約及び」を加える。
第三十条の六を次のように改める。

(準用規定)

第三十条の六 第四条の二の規定は割賦購入あ
つせん業者、割賦購入あつせん関係販売業者
又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者
に、第八条第六号を除く。の規定は割賦購
入あつせん及び割賦購入あつせんに係る販売
又は提供の方法による販売又は提供に準用す
る。この場合において、第四条の二第一項中
「第三条第二項若しくは第三項又は前条各項」と
あるのは「第三十条第一項若しくは第三項
又は第三十条の二各項」と、同条第二項中「前

3 前二項の規定は、割賦購入あつせんに係る
販売の方法により指定商品を販売する契約
(連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個
人契約を除く。)であつて購入者のために商行
為となるものに係る割賦購入あつせんについて
ては、適用しない。

第三十条の三第二項中「前条第一項第一号」を
「第三十条の二第一項第一号」に、「相当する額
と」を「相当する額に」に、「額とを」を「額を」に
改め、同条第二項中「前条第一項第二号」を「第
三十条の二第一項第二号」に、「控除した額と」
を「控除した額に」に、「額とを」を「額を」に改
める。

第三十条の六において準用する場合を含む。」を
削り、「第三十条の四第四項第一号」を「第二十
九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一
項、第三十条の四第四項第一号」に改める。

第五十三条第三号中「第二十九条の四第一項
及び第三十条の六において準用する場合を含
む。」を削り、「第二十九条の三」の下に「第二
十九条の三の二第一項本文」を加え、「又は第三
十条の二」を「第三十条の二又は第三十条の二
の二第一項本文」に改める。

条第一項又は第二項とあるのは「第三十条の
二第四項又は第五項」と、第八条中「第四条の
四」とあるのは「第三十条の二の三」と、「第二
号から第六号まで」とあるのは「第二号から第
五号まで」と読み替えるものとする。

第三十六条中「第二十九条の四第一項及び第
二号から第六号まで」とあるのは「第二号から第
五号まで」と読み替えるものとする。

一 第二条第三項第一号に規定する割賦購入
あつせん 第三十条の二第一項第二号の支
払分

二 第二条第三項第二号に規定する割賦購入
あつせん 第三十条の二第五項第二号の支
払分

三 第二条第三項第三号に規定する割賦購入
あつせん 第三十条の二第三項第二号の弁
済金

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

2 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定

は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供

契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の

施行前にその申込みを受けたものを除く。）につ

いて適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは

役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の

施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約につ

いては、なお従前の例による。

3 新特定商取引法第九条の二及び第二十四条の

二の規定は、この法律の施行前にした売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

4 新特定商取引法第四十条の三、第四十九条の

二及び第五十八条の二の規定は、この法律の施行前にした特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下「連鎖販売契約」とい

う。）、同法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約（以下単に「特定継続的

役務提供契約」という。）若しくは同項第二号に規定する特定権利販売契約（以下単に「特定権利販売契約」という。）若しくは同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

5 新特定商取引法第十二条の二、第三十六条の

二、第四十三条の二及び第五十四条の二の規定は、この法律の施行前にした表示については、適用しない。

6 新特定商取引法第三十七条第二項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約について適用する。

7 新特定商取引法第四十条、第四十八条及び第五十八条の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販

売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、なお従前の例によ

り適用しない。

8 新特定商取引法第四十条の二の規定は、この

法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、適用しない。

9 新特定商取引法第五十八条第二項の規定は、この法律の施行後に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は特定商取引に関する法律第四十八条第二項に規定する関連商品販売契約（以下単に「関連商品販売契約」という。）について適用し、この法律の施行前に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は関連商品販売契約については、なお従前の例による。

10 新特定商取引法第五十八条の二の規定は、この法律の施行前に締結された業務提供誘引販売契約については、適用しない。

11 新特定商取引法第三十七条第二項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売個人契約（割賦販売法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の割賦販売法（以下この条において「新割賦販売法」という。）第四条の三、第二十九条の三の二及び第三十条の二の二の規定は、この法律の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係販売業者が受けた申込みで、割賦購入あつせん関係販売業者が受けた申込みで、割賦販売方法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。

12 新割賦販売法第八条（新割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。

13 新割賦販売法第八条（新割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。

14 新割賦販売法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第二条第二項第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入する連鎖販売個人契約（連鎖販売契約（当該連鎖販売契約以外の契約であつてその連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係るものと含む。）のうち、その連鎖販売業に係る商品若しくは金又は弁済金については、適用しない。

15 新割賦販売法第三十条の二の四の規定は、この

は権利の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約をいう。以下同じ。）に係るものについては、適用しない。

16 新割賦販売法第五条の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売するものについては、適用しない。

17 新割賦販売法第八条（新割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。

18 新割賦販売法第八条（新割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。

19 新割賦販売法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第二条第二項第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入する連鎖販売個人契約（連鎖販売契約（当該連鎖販売契約以外の契約であつてその連鎖販売業に係る商品若しくは金又は弁済金については、適用しない。

20 新割賦販売法第三十条の二の四の規定は、この

めること。特に、連鎖販売取引については、トラブルの実態把握に一層努め、被害の未然防止に万全を期すこと。

三 報告徵収及び立入検査の対象事業者の拡大に伴い、法執行にあたる人員の増大を含め本法の適切かつ機動的な執行に努めること。

四 消費者トラブルの現状にかんがみ、違法行為に対しては関係省庁、地方自治体、警察の連携体制の一層の緊密化を図りつつ、機動的かつ厳正な行政措置を発動するとともに、そのための取締体制を整備すること。

五 本改正による規制強化や連鎖販売取引に係る中途解約制度の新設等について、事業者等に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

この法律の施行日を平成十七年一月一日とする。

この法律の施行日を平成十七年一月一日とすること。

1 国民の国外犯处罚	第十条第二項中「次に掲げる者」を「教育に関する者」に改め、同項各号及び同条第三項から第五項までを削る。
2 附則	第十一條を次のように改める。
3 第一項第七号(第十一条第一項に係る部分に限る)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。	第一項第七号(第十一条第一項に係る部分に限る)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。
4 理由	理由
5 第三十一条第一項第五号中「役員」の下に「の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員」を加え、同項中第十一号を第十一号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。	最近における外国公務員に対する贈賄の处罚に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保するための所要の措置を講ずるものとして妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
6 理事会	理事会に関する規定
7 第三十三条第三項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改める。	第三十三条第三項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改める。
8 第三十六条	第三十六条
9 第三十七条	第三十七条
10 第三十八条	第三十八条
11 第三十九条	第三十九条
12 第四十一条	第四十一条
13 第四十二条	第四十二条
14 第四十三条	第四十三条
15 第四十四条	第四十四条
16 第四十五条	第四十五条
17 第四十六条	第四十六条
18 第四十七条	第四十七条
19 第四十八条	第四十八条
20 第四十九条	第四十九条
21 第五十条	第五十条
22 第五十一条	第五十一条
23 第五十二条	第五十二条
24 第五十三条	第五十三条
25 第五十四条	第五十四条
26 第五十五条	第五十五条
27 第五十六条	第五十六条
28 第五十七条	第五十七条
29 第五十八条	第五十八条
30 第五十九条	第五十九条
31 第六十条	第六十条
32 第六十一条	第六十一条
33 第六十二条	第六十二条
34 第六十三条	第六十三条
35 第六十四条	第六十四条
36 第六十五条	第六十五条
37 第六十六条	第六十六条
38 第六十七条	第六十七条
39 第六十八条	第六十八条
40 第六十九条	第六十九条
41 第七十条	第七十条
42 第七十一条	第七十一条
43 第七十二条	第七十二条
44 第七十三条	第七十三条
45 第七十四条	第七十四条
46 第七十五条	第七十五条
47 第七十六条	第七十六条
48 第七十七条	第七十七条
49 第七十八条	第七十八条
50 第七十九条	第七十九条
51 第八十条	第八十条
52 第八十一条	第八十一条
53 第八十二条	第八十二条
54 第八十三条	第八十三条
55 第八十四条	第八十四条
56 第八十五条	第八十五条
57 第八十六条	第八十六条
58 第八十七条	第八十七条
59 第八十八条	第八十八条
60 第八十九条	第八十九条
61 第九十一条	第九十一条
62 第九十二条	第九十二条
63 第九十三条	第九十三条
64 第九十四条	第九十四条
65 第九十五条	第九十五条
66 第九十六条	第九十六条
67 第九十七条	第九十七条
68 第九十八条	第九十八条
69 第九十九条	第九十九条
70 第一百条	第一百条
71 第一百零一条	第一百零一条
72 第一百零二条	第一百零二条
73 第一百零三条	第一百零三条
74 第一百零四条	第一百零四条
75 第一百零五条	第一百零五条
76 第一百零六条	第一百零六条
77 第一百零七条	第一百零七条
78 第一百零八条	第一百零八条
79 第一百零九条	第一百零九条
80 第一百一十条	第一百一十条
81 第一百一十一条	第一百一十一条
82 第一百一十二条	第一百一十二条
83 第一百一十三条	第一百一十三条
84 第一百一十四条	第一百一十四条
85 第一百一十五条	第一百一十五条
86 第一百一十六条	第一百一十六条
87 第一百一十七条	第一百一十七条
88 第一百一十八条	第一百一十八条
89 第一百一十九条	第一百一十九条
90 第一百二十条	第一百二十条
91 第一百二十一条	第一百二十一条
92 第一百二十二条	第一百二十二条
93 第一百二十三条	第一百二十三条
94 第一百二十四条	第一百二十四条
95 第一百二十五条	第一百二十五条
96 第一百二十六条	第一百二十六条
97 第一百二十七条	第一百二十七条
98 第一百二十八条	第一百二十八条
99 第一百二十九条	第一百二十九条
100 第一百三十条	第一百三十条
101 第一百三十一条	第一百三十一条
102 第一百三十ニ	第一百三十ニ
103 第一百三十ニ	第一百三十ニ
104 第一百三十ニ	第一百三十ニ
105 第一百三十ニ	第一百三十ニ
106 第一百三十ニ	第一百三十ニ
107 第一百三十ニ	第一百三十ニ
108 第一百三十ニ	第一百三十ニ
109 第一百三十ニ	第一百三十ニ
110 第一百三十ニ	第一百三十ニ
111 第一百三十ニ	第一百三十ニ
112 第一百三十ニ	第一百三十ニ
113 第一百三十ニ	第一百三十ニ
114 第一百三十ニ	第一百三十ニ
115 第一百三十ニ	第一百三十ニ
116 第一百三十ニ	第一百三十ニ
117 第一百三十ニ	第一百三十ニ
118 第一百三十ニ	第一百三十ニ
119 第一百三十ニ	第一百三十ニ
120 第一百三十ニ	第一百三十ニ
121 第一百三十ニ	第一百三十ニ
122 第一百三十ニ	第一百三十ニ
123 第一百三十ニ	第一百三十ニ
124 第一百三十ニ	第一百三十ニ
125 第一百三十ニ	第一百三十ニ
126 第一百三十ニ	第一百三十ニ
127 第一百三十ニ	第一百三十ニ
128 第一百三十ニ	第一百三十ニ
129 第一百三十ニ	第一百三十ニ
130 第一百三十ニ	第一百三十ニ
131 第一百三十ニ	第一百三十ニ
132 第一百三十ニ	第一百三十ニ
133 第一百三十ニ	第一百三十ニ
134 第一百三十ニ	第一百三十ニ
135 第一百三十ニ	第一百三十ニ
136 第一百三十ニ	第一百三十ニ
137 第一百三十ニ	第一百三十ニ
138 第一百三十ニ	第一百三十ニ
139 第一百三十ニ	第一百三十ニ
140 第一百三十ニ	第一百三十ニ
141 第一百三十ニ	第一百三十ニ
142 第一百三十ニ	第一百三十ニ
143 第一百三十ニ	第一百三十ニ
144 第一百三十ニ	第一百三十ニ
145 第一百三十ニ	第一百三十ニ
146 第一百三十ニ	第一百三十ニ
147 第一百三十ニ	第一百三十ニ
148 第一百三十ニ	第一百三十ニ
149 第一百三十ニ	第一百三十ニ
150 第一百三十ニ	第一百三十ニ
151 第一百三十ニ	第一百三十ニ
152 第一百三十ニ	第一百三十ニ
153 第一百三十ニ	第一百三十ニ
154 第一百三十ニ	第一百三十ニ
155 第一百三十ニ	第一百三十ニ
156 第一百三十ニ	第一百三十ニ
157 第一百三十ニ	第一百三十ニ
158 第一百三十ニ	第一百三十ニ
159 第一百三十ニ	第一百三十ニ
160 第一百三十ニ	第一百三十ニ
161 第一百三十ニ	第一百三十ニ
162 第一百三十ニ	第一百三十ニ
163 第一百三十ニ	第一百三十ニ
164 第一百三十ニ	第一百三十ニ
165 第一百三十ニ	第一百三十ニ
166 第一百三十ニ	第一百三十ニ
167 第一百三十ニ	第一百三十ニ
168 第一百三十ニ	第一百三十ニ
169 第一百三十ニ	第一百三十ニ
170 第一百三十ニ	第一百三十ニ
171 第一百三十ニ	第一百三十ニ
172 第一百三十ニ	第一百三十ニ
173 第一百三十ニ	第一百三十ニ
174 第一百三十ニ	第一百三十ニ
175 第一百三十ニ	第一百三十ニ
176 第一百三十ニ	第一百三十ニ
177 第一百三十ニ	第一百三十ニ
178 第一百三十ニ	第一百三十ニ
179 第一百三十ニ	第一百三十ニ
180 第一百三十ニ	第一百三十ニ
181 第一百三十ニ	第一百三十ニ
182 第一百三十ニ	第一百三十ニ
183 第一百三十ニ	第一百三十ニ
184 第一百三十ニ	第一百三十ニ
185 第一百三十ニ	第一百三十ニ
186 第一百三十ニ	第一百三十ニ
187 第一百三十ニ	第一百三十ニ
188 第一百三十ニ	第一百三十ニ
189 第一百三十ニ	第一百三十ニ
190 第一百三十ニ	第一百三十ニ
191 第一百三十ニ	第一百三十ニ
192 第一百三十ニ	第一百三十ニ
193 第一百三十ニ	第一百三十ニ
194 第一百三十ニ	第一百三十ニ
195 第一百三十ニ	第一百三十ニ
196 第一百三十ニ	第一百三十ニ
197 第一百三十ニ	第一百三十ニ
198 第一百三十ニ	第一百三十ニ
199 第一百三十ニ	第一百三十ニ
200 第一百三十ニ	第一百三十ニ
201 第一百三十ニ	第一百三十ニ
202 第一百三十ニ	第一百三十ニ
203 第一百三十ニ	第一百三十ニ
204 第一百三十ニ	第一百三十ニ
205 第一百三十ニ	第一百三十ニ
206 第一百三十ニ	第一百三十ニ
207 第一百三十ニ	第一百三十ニ
208 第一百三十ニ	第一百三十ニ
209 第一百三十ニ	第一百三十ニ
210 第一百三十ニ	第一百三十ニ
211 第一百三十ニ	第一百三十ニ
212 第一百三十ニ	第一百三十ニ
213 第一百三十ニ	第一百三十ニ
214 第一百三十ニ	第一百三十ニ
215 第一百三十ニ	第一百三十ニ
216 第一百三十ニ	第一百三十ニ
217 第一百三十ニ	第一百三十ニ
218 第一百三十ニ	第一百三十ニ
219 第一百三十ニ	第一百三十ニ
220 第一百三十ニ	第一百三十ニ
221 第一百三十ニ	第一百三十ニ
222 第一百三十ニ	第一百三十ニ
223 第一百三十ニ	第一百三十ニ
224 第一百三十ニ	第一百三十ニ
225 第一百三十ニ	第一百三十ニ
226 第一百三十ニ	第一百三十ニ
227 第一百三十ニ	第一百三十ニ
228 第一百三十ニ	第一百三十ニ
229 第一百三十ニ	第一百三十ニ
230 第一百三十ニ	第一百三十ニ
231 第一百三十ニ	第一百三十ニ
232 第一百三十ニ	第一百三十ニ
233 第一百三十ニ	第一百三十ニ
234 第一百三十ニ	第一百三十ニ
235 第一百三十ニ	第一百三十ニ
236 第一百三十ニ	第一百三十ニ
237 第一百三十ニ	第一百三十ニ
238 第一百三十ニ	第一百三十ニ
239 第一百三十ニ	第一百三十ニ
240 第一百三十ニ	第一百三十ニ
241 第一百三十ニ	第一百三十ニ
242 第一百三十ニ	第一百三十ニ
243 第一百三十ニ	第一百三十ニ
244 第一百三十ニ	第一百三十ニ
245 第一百三十ニ	第一百三十ニ
246 第一百三十ニ	第一百三十ニ
247 第一百三十ニ	第一百三十ニ
248 第一百三十ニ	第一百三十ニ
249 第一百三十ニ	第一百三十ニ
250 第一百三十ニ	第一百三十ニ
251 第一百三十ニ	第一百三十ニ
252 第一百三十ニ	第一百三十ニ
253 第一百三十ニ	第一百三十ニ
254 第一百三十ニ	第一百三十ニ
255 第一百三十ニ	第一百三十ニ
256 第一百三十ニ	第一百三十ニ
257 第一百三十ニ	第一百三十ニ
258 第一百三十ニ	第一百三十ニ
259 第一百三十ニ	第一百三十ニ
260 第一百三十ニ	第一百三十ニ
261 第一百三十ニ	第一百三十ニ
262 第一百三十ニ	第一百三十ニ
263 第一百三十ニ	第一百三十ニ
264 第一百三十ニ	第一百三十ニ
265 第一百三十ニ	第一百三十ニ
266 第一百三十ニ	第一百三十ニ
267 第一百三十ニ	第一百三十ニ
268 第一百三十ニ	第一百三十ニ
269 第一百三十ニ	第一百三十ニ
270 第一百三十ニ	第一百三十ニ
271 第一百三十ニ	第一百三十ニ
272 第一百三十ニ	第一百三十ニ
273 第一百三十ニ	第一百三十ニ
274 第一百三十ニ	第一百三十ニ
275 第一百三十ニ	第一百三十ニ
276 第一百三十ニ	第一百三十ニ
277 第一百三十ニ	第一百三十ニ
278 第一百三十ニ	第一百三十ニ
279 第一百三十ニ	第一百三十ニ
280 第一百三十ニ	第一百三十ニ
281 第一百三十ニ	第一百三十ニ
282 第一百三十ニ	第一百三十ニ
283 第一百三十ニ	第一百三十ニ
284 第一百三十ニ	第一百三十ニ
285 第一百三十ニ	第一百三十ニ
286 第一百三十ニ	第一百三十ニ
287 第一百三十ニ	第一百三十ニ
288 第一百三十ニ	第一百三十ニ
289 第一百三十ニ	第一百三十ニ
290 第一百三十ニ	第一百三十ニ
291 第一百三十ニ	第一百三十ニ
292 第一百三十ニ	第一百三十ニ
293 第一百三十ニ	第一百三十ニ
294 第一百三十ニ	第一百三十ニ
295 第一百三十ニ	第一百三十ニ
296 第一百三十ニ	第一百三十ニ
297 第一百三十ニ	第一百三十ニ
298 第一百三十ニ	第一百三十ニ
299 第一百三十ニ	第一百三十ニ
300 第一百三十ニ	第一百三十ニ
301 第一百三十ニ	第一百三十ニ
302 第一百三十ニ	第一百三十ニ
303 第一百三十ニ	第一百三十ニ
304 第一百三十ニ	第一百三十ニ
305 第一百三十ニ	第一百三十ニ
306 第一百三十ニ	第一百三十ニ
307 第一百三十ニ	第一百三十ニ
308 第一百三十ニ	第一百三十ニ
309 第一百三十ニ	第一百三十ニ
310 第一百三十ニ	第一百三十ニ
311 第一百三十ニ	第一百三十ニ
312 第一百三十ニ	第一百三十ニ
313 第一百三十ニ	第一百三十ニ
314 第一百三十ニ	第一百三十ニ
315 第一百三十ニ	第一百三十ニ
316 第一百三十ニ	第一百三十ニ
317 第一百三十ニ	第一百三十ニ
318 第一百三十ニ	第一百三十ニ
319 第一百三十ニ	第一百三十ニ
320 第一百三十ニ	第一百三十ニ
321 第一百三十ニ	第一百三十ニ
322 第一百三十ニ	第一百三十ニ
323 第一百三十ニ	第一百三十ニ
324 第一百三十ニ	第一百三十ニ
325 第一百三十ニ	第一百三十ニ
326 第一百三十ニ	第一百三十ニ
327 第一百三十ニ	第一百三十ニ
328 第一百三十ニ	第一百三十ニ
329 第一百三十ニ	第一百三十ニ
330 第一百三十ニ	第一百三十ニ
331 第一百三十ニ	第一百三十ニ
332 第一百三十ニ	第一百三十ニ
333 第一百三十ニ	第一百三十ニ
334 第一百三十ニ	第一百三十ニ
335 第一百三十ニ	第一百三十ニ
336 第一百三十ニ	第一百三十ニ
337 第一百三十ニ	第一百三十ニ
338 第一百三十ニ	第一百三十ニ
339 第一百三十ニ	第一百三十ニ
340 第一百三十ニ	第一百三十ニ
341 第一百三十ニ	第一百三十ニ
342 第一百三十ニ	第一百三十ニ
343 第一百三十ニ	第一百三十ニ
344 第一百三十ニ	第一百三十ニ
345 第一百三十ニ	第一百三十ニ
346 第一百三十ニ	第一百三十ニ
347 第一百三十ニ	第一百三十ニ
348 第一百三十ニ	第一百三十ニ
349 第一百三十ニ	第一百三十ニ
350 第一百三十ニ	第一百三十ニ
351 第一百三十ニ	第一百三十ニ
352 第一百三十ニ	第一百三十ニ
353 第一百三十ニ	第一百三十ニ
354 第一百三十ニ	第一百三十ニ
355 第一百三十ニ	第一百三十ニ
356 第一百三十ニ	第一百三十ニ
357 第一百三十ニ	第一百三十ニ
358 第一百三十ニ	第一百三十ニ
359 第一百三十ニ	第一百三十ニ
360 第一百三十ニ	第一百三十ニ
361 第一百三十ニ	第一百三十ニ
362 第一百三十ニ	第一百三十ニ
363 第一百三十ニ	第一百三十ニ
364 第一百三十ニ	第一百三十ニ
365 第一百三十ニ	第一百三十ニ
366 第一百三十ニ	第一百三十ニ
367 第一百三十ニ	第一百三十ニ
368 第一百三十ニ	第一百三十ニ
369 第一百三十ニ	第一百三十ニ
370 第一百三十ニ	第一百三十ニ
371 第一百三十ニ	第一百三十ニ
372 第一百三十ニ	第一百三十ニ
373 第一百三十ニ	第一百三十ニ
374 第一百三十ニ	第一百三十ニ
375 第一百三十ニ	第一百三十ニ
376 第一百三十ニ	第一百三十ニ
377 第一百三十ニ	第一百三十ニ
378 第一百三十ニ	第一百三十ニ
379 第一百三十ニ	第一百三十ニ
380 第一百三十ニ	第一百三十ニ
381 第一百三十ニ	第一百三十ニ
382 第一百三十ニ	第一百三十ニ
383 第一百三十ニ	第一百三十ニ
384 第一百三十ニ	第一百三十ニ
385 第一百三十ニ	第一百三十ニ
386 第一百三十ニ	第一百三十ニ
387 第一百三十ニ	第一百三十ニ
388 第一百三十ニ	第一百三十ニ
389 第一百三十ニ	第一百三十ニ
390 第一百三十ニ	第一百三十ニ
391 第一百三十ニ	第一百三十ニ
392 第一百三十ニ	第一百三十ニ
393 第一百三十	

官 報 (号 外)

その議事を開き、議決することができない。
6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるとき

は、理事長に対しても評議員会の招集を請求す

ること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第三十八条 第一項第二号中「以下本項」を「次号」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同項第五項を同条第八項とし、同条第四項中「〔ア〕えて」を「超えて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号)において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員又はその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

第三十九条中「理事」の下に「評議員」を加える。

(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)を削る。

第六十五条の三中第三十七条第四項(第一号、第二号、第四号及び第五号)を第三十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号)に改め、「制限及び」を削る。

第六十五条の三中第三十七条第四項(第一号、第二号、第四号及び第五号)を第三十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号)に改める。

第六十六条第四号中「第四十七条の規定による書類の備付けを怠り、その書類」を「第四十七条第

二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第五条 新法第三十七条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

第五条 新法第三十八条第四項から第六項までの規定は、施行日以後に行われる役員の選任について適用する。

二 事業計画

第四十六条の見出し中「決算」を「決算等」に改め、同条中「決算」を「理事長」に、「理事長において」を「決算及び事業の実績を」に改める。

第四十七条の見出し中「備付」を「備付け及び閲覧」に改め、同条中「及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない」を

「収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号)において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第三条 改正後の私立学校法(以下「新法」という。)第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる委員の任命について適用する。

第一条 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の私立学校法(以下「新法」という。)第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる委員の任命について適用する。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五号又は第六号に掲げる事項について定めのないものは、平成十八年三月三十一日までに、これらの事項について寄附行為をもつて定めなければならない。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該

学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五号又は第六号に掲げる事項について定めのない

ものは、平成十八年三月三十一日までに、これら

の事項について寄附行為をもつて定めなければならない。

第一号、第十一号、第十八条第二項、第十九条第

二項第一号及び第二十条」を「及び第九条第二項」に改める。

附則第十二項中「第十一條」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則

第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私立学校法(以下「新法」とい

う。)第十条第二項の規定は、施行日以後に行わ

れる委員の任命について適用する。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該

学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五

号又は第六号に掲げる事項について定めのない

ものは、平成十八年三月三十一日までに、これ

らの事項について寄附行為をもつて定めなけれ

ばならない。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該

学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五

号又は第六号に掲げる事項について定めのない

ものは、平成十八年三月三十一日までに、これら

の事項について寄附行為をもつて定めなければならない。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該

学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五

官 報 (号 外)

一 学校法人の管理運営制度の改善に当たつては、学校法人の自主的・自律的な取組みが一層求められることにかんがみ、学校法人関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくとともに、改善の状況についての検証を行うこと。

二 我が国の学校教育において、私立学校が大きな割合を占め建学の精神に基づく特色ある教育活動を通して重要な役割を果たしていることにかんがみ、私学振興策の強化に努めること。

三 理事長及び理事の権限の明確化に当たつては、私学の教學面における自律性の確保を図るよう配慮すること。

四 私立学校審議会の委員の選任に当たつては、当該都道府県の教育全般にわたる充実と発展を図ることができるよう配慮すること。

官 報 (号外)

平成十六年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

明治三十二年五月三日可認物便郵種三二五

発行所
二東京一〇五番地四四八号虎ノ門四四五二丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 四六〇円)
本号一部